

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 (埼玉県食品ロス削減推進計画)

持続可能で環境にやさしい 循環型社会の実現に向けて



私たちは、日常生活や事業活動を営みながら、多くの廃棄物を発生させています。その中
にあって、未来につながる循環型社会を実現するためには、廃棄物の発生を抑制する「リデ
ュース」、ものを繰り返し使う「リユース」、使用済みのものを再生利用する「リサイクル」
の、いわゆる「3R（スリーアール）」の取組をより一層推進する必要があります。

また、不法投棄の防止や有害廃棄物の適正処理を進め、環境への負荷を低減させることも
求められています。さらに、近年頻発している自然災害時に大量に発生する災害廃棄物処理
への備えや少子高齢化、人口減少による人口構造の変化に対応した廃棄物処理体制の構築も
必要です。

環境、経済、社会の課題を解決し、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国
際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の中には「廃棄物の発生を減らす」、「食品ロ
スを減らす」という廃棄物問題に深く関連したターゲットも含まれています。

そこで、本県は、この第9次廃棄物処理基本計画において、県、市町村、県民及び事業
者など全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循
環型社会」の実現を目指してまいります。

廃棄物をめぐる様々な課題がある中、私は社会的にも影響が大きく、近年新たに注目さ
れているものとして、「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄
物処理の持つエネルギーの有効活用」の三つを重要課題として位置づけ、積極的に取り組
むこととしました。

「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現に向けて、社会における全ての主体が
それぞれ取組を進めることが重要です。

県といたしましても、循環型社会の構築に向け、本計画に基づいた施策に全力で取り組
んでまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

埼玉県知事 大野 元裕

目 次

はじめに

1 趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	3
4 対象とする廃棄物	3

第1章 現状と課題 4

第1節 排出状況及び再生利用状況等 4

第1項 一般廃棄物（ごみ）	4
---------------------	---

第2項 一般廃棄物（し尿等）	22
----------------------	----

第3項 産業廃棄物	24
-----------------	----

第4項 食品ロス	35
----------------	----

第5項 現行計画の状況	44
-------------------	----

第2節 本計画策定に影響を与える主な要因..... 46

第1項 政策的な要因	46
------------------	----

第2項 経済的な要因	49
------------------	----

第3項 社会的な要因	49
------------------	----

第4項 技術的な要因	52
------------------	----

第3節 将来予測 54

第1項 一般廃棄物	54
-----------------	----

第2項 産業廃棄物	56
-----------------	----

第3項 食品ロス	60
----------------	----

第4節 課題	62
第1項 廃棄物の循環的利用	62
第2項 廃棄物の適正処理と環境負荷の低減	62
第3項 災害発生時における災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理等	63
第4項 少子高齢化や人口減少における持続可能な廃棄物の適正処理	64
第2章 計画の基本的な方針.....	65
第1節 将来像	65
第2節 基本方針	65
第3章 計画目標	66
第1節 数値目標	66
第1項 一般廃棄物	66
第2項 産業廃棄物	66
第3項 食品ロス	67
第4章 施策.....	68
第1節 重要課題	68
第1項 食品ロスの削減	69
第2項 プラスチック資源の循環的利用の推進	78
第3項 廃棄物の持つエネルギーの有効活用	81
第2節 施策体系	84
I 3Rの推進	87
II 廃棄物の適正処理の推進	92
III 災害発生時等のレジリエンス強化	98

IV 持続可能な廃棄物処理の推進	99
第5章 計画の推進に向けて.....	102
第1節 役割分担	102
第2節 本計画の進行管理	102
参考資料	
用語集	103
循環型社会形成のための法制度と3R政策.....	108
廃棄物処理体制及び広域化ブロック	109

はじめに

1 趣旨

埼玉県廃棄物処理基本計画は、昭和48年に廃棄物処理計画を策定して以来、これまでに7度の見直しを行い、廃棄物の排出削減や適正処理に取り組んできました。

しかしながら、本県は700万人を超える全国第5位の人口とともに、廃棄物の排出量は全国的にも高い水準です。

一方で、都市化の進んだ本県では、新たな最終処分場の確保は困難であり、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進が大きな課題です。

これまで循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）をはじめ、容器包装や家庭電化製品など各分野におけるリサイクルに関する法律や制度の整備が進み、再生利用が図られてきました。

近年、限られた資源を循環利用することで、資源循環と経済成長の両立を目指すサーキュラーエコノミー（循環経済）が世界的にも注目されていますが、循環型社会を実現するためには経済との両立にも目を配ることが必要です。

さらに、平成23年度の東日本大震災以降、非常災害時における廃棄物の適正処理も全国的に大きな課題となっています。実際、本県でも、令和元年の台風第19号における浸水被害などで大量の災害廃棄物が発生しました。このような災害廃棄物の迅速な処理のためには、産業廃棄物処理施設の活用などが新たに求められています。

今後、本県では、少子高齢化や人口減少による人口構造の変化等により集積所までごみを運ぶことが困難な高齢者等の支援が必要になるなど、持続可能な廃棄物処理に向けた取組も必要となります。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が制定され、全ての県民による食品ロスの削減も求められています。

本計画は、こうした廃棄物を取り巻く様々な社会情勢の変化や新たな課題に対応するとともに、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づき国の基本方針に則して都道府県が策定する「廃棄物処理基本計画」として位置付けるとともに、食品ロスの削減の推進に係る基本的な方向、内容及び重要事項については食品ロス削減推進法第12条の規定に基づき国の食品ロスの削減の

推進に関する基本方針を踏まえて県が定める「食品ロス削減推進計画」として位置付けるものです。

また、埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年条例第 57 号）第 18 条の規定に基づく廃棄物の発生の抑制、廃棄物の再使用、再生利用等の循環的な利用その他その適正な処理に関する基本的な計画として位置付けます。さらに、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画として位置付けます。

加えて、埼玉県 5 か年計画及び埼玉県環境基本計画に掲げる個別分野の計画として主要な施策を示すものです。また、県の廃棄物関連計画との整合・補完を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画とも相互に協力、補完する関係にあります。

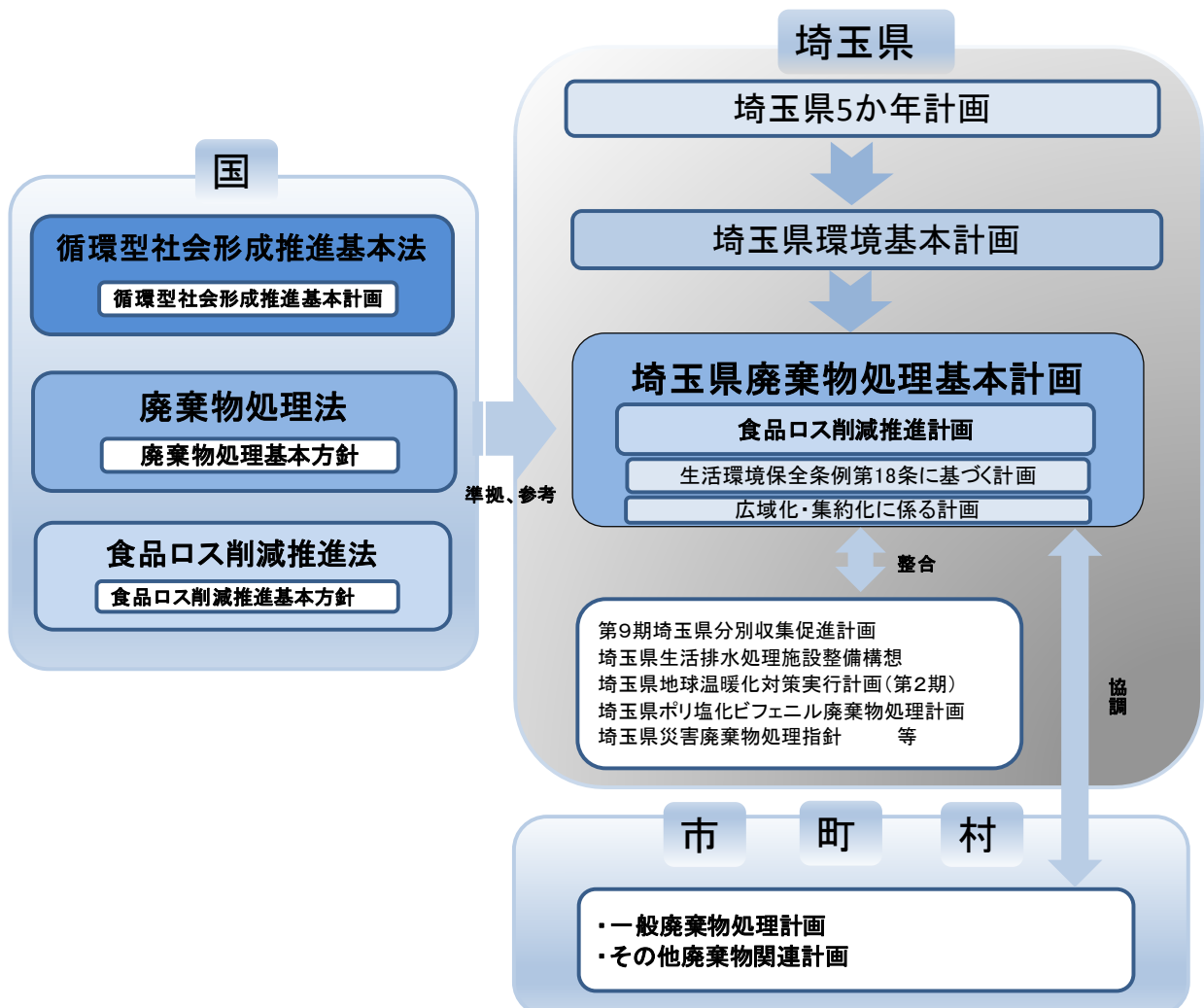


図 1 本計画の位置付け

3 計画の期間

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物とします。

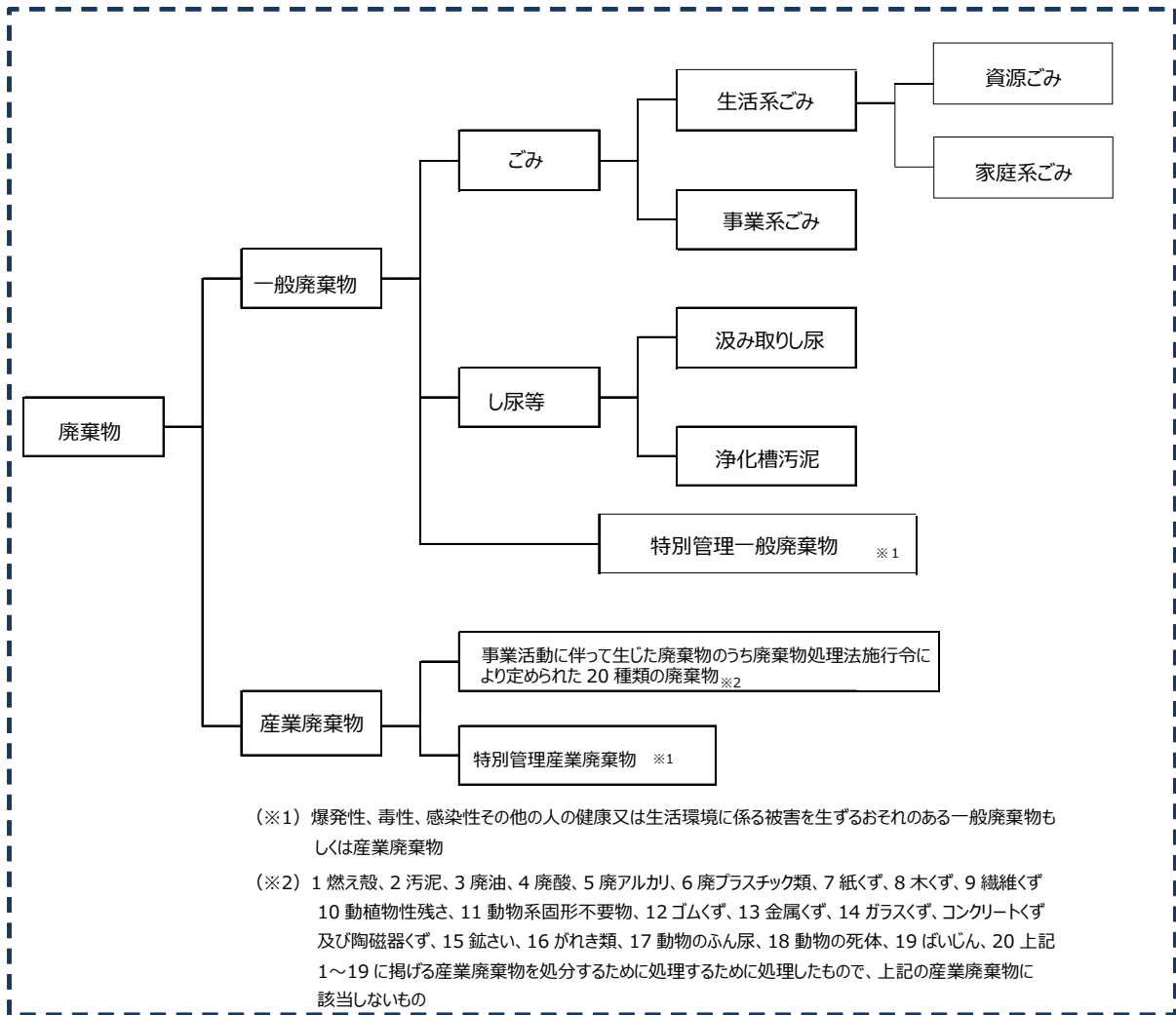


図2 計画の対象とする廃棄物

第1章 現状と課題

第1節 排出状況及び再生利用状況等

第1項 一般廃棄物（ごみ）

1 処理・処分フロー

図3に本県における平成30年度のごみの処理・処分フローを示します。

平成30年度に本県で排出されたごみ総排出量は2,307千tです。このうち生活系ごみは1,667千t（72.2%）、事業系ごみは535千t（23.2%）、集団回収は105千t（4.6%）です。

総排出量のうち1,658千t（71.8%）は、焼却や破碎・選別等の中間処理により減量化されており、このうち1,210千tの焼却過程では熱エネルギーを活用したごみ発電等が行われています。このほか、550千t（23.9%）は再生紙、金属原料及びびセメント原料等に再生利用され、91千t（4.0%）は最終処分されています。

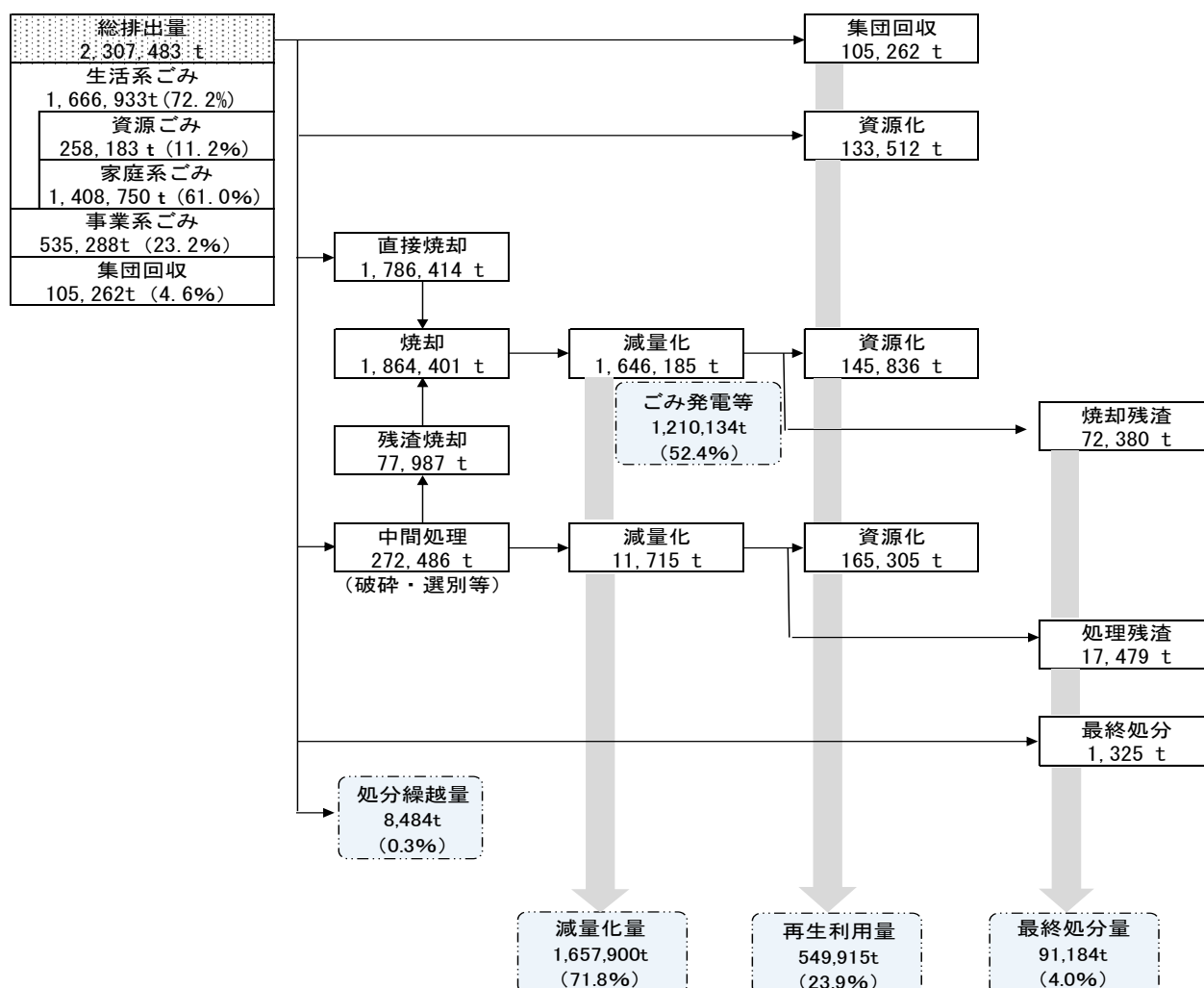


図3 ごみの処理・処分フロー（平成30年度）

2 ごみ総排出量

図4に本県の平成20年度から30年度までのごみ総排出量の推移を示します。

平成30年度のごみ総排出量は2,307千tであり、10年前（平成20年度）から9.9%、5年前（平成25年度）から4.4%減少しています。また、前年度（平成29年度）から0.1%増加しています。全国のごみ総排出量は10年前（平成20年度）から11.2%、5年前（平成25年度）から4.4%、前年度（平成29年度）から0.4%減少しています。

本県の生活系ごみの排出量は1,667千tであり、10年前（平成20年度）から7.6%、5年前（平成25年度）から4.1%減少しています。また、前年度（平成29年度）から0.4%増加しています。

事業系ごみの排出量は535千tであり、10年前（平成20年度）から11.1%、5年前（平成25年度）から1.5%減少しています。また、前年度（平成29年度）から0.2%増加しています。

集団回収量は105千tであり、10年前（平成20年度）から30.9%、5年前（平成25年度）から21.1%、前年度（平成29年度）から4.5%減少しています。

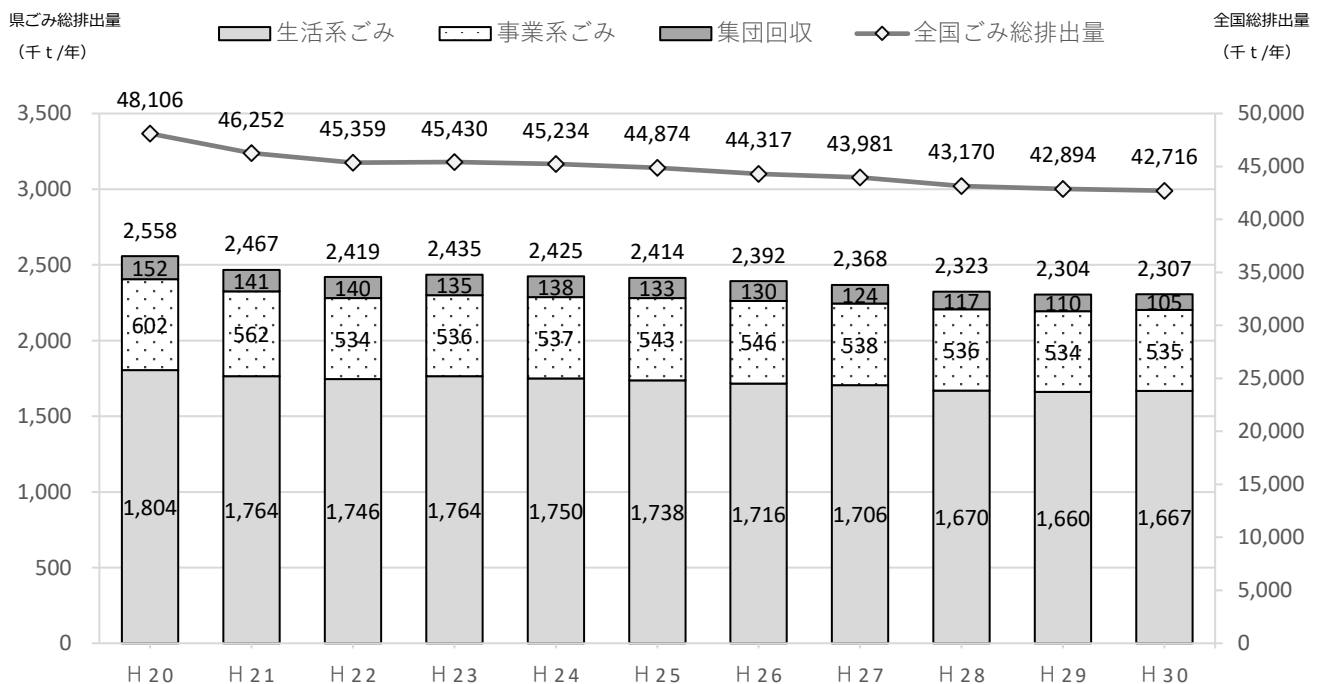


図4 ごみ総排出量の推移

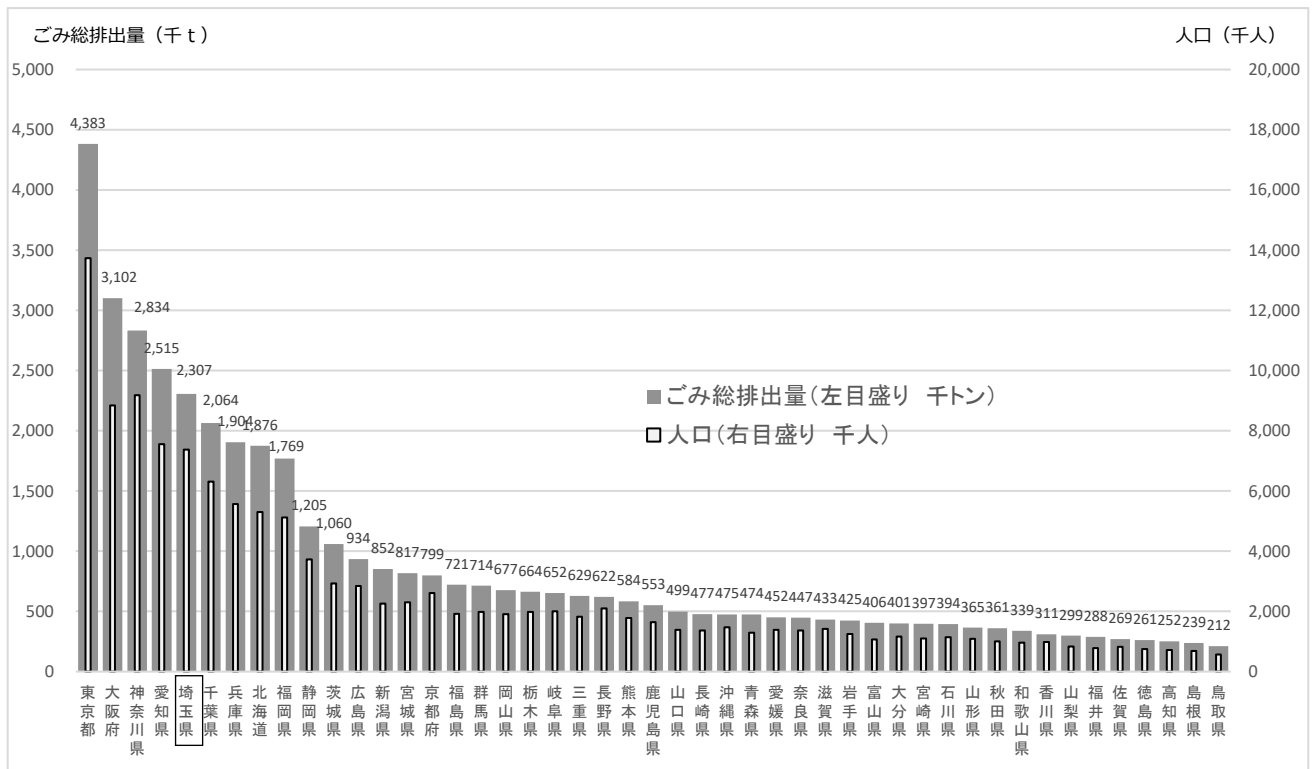


図5 ごみ総排出量と人口（都道府県別）との関係（平成30年度）

本県のごみ総排出量を他の都道府県と比較すると、人口と同様に全国的には47都道府県の中で5番目となっています。ごみの総排出量は人口と比例する傾向があります。ごみの総排出量の多い順に並べると上位5都道府県で全体の約35%を占めています。また上位10都道府県で約56%を占めています。

3 1人1日当たりのごみ総排出量

図6に本県の1人1日当たりのごみ総排出量の推移を示します。

平成30年度の1人1日当たりのごみ総排出量は、858g/人・日であり、10年前（平成20年度）から13.2%、5年前（平成25年度）から5.5%減少しています。また、前年度（平成29年度）から横ばいとなっています。

全国平均は10年前（平成20年度）から11.1%、5年前（平成25年度）から4.2%、前年度（平成29年度）から0.2%減少しています。

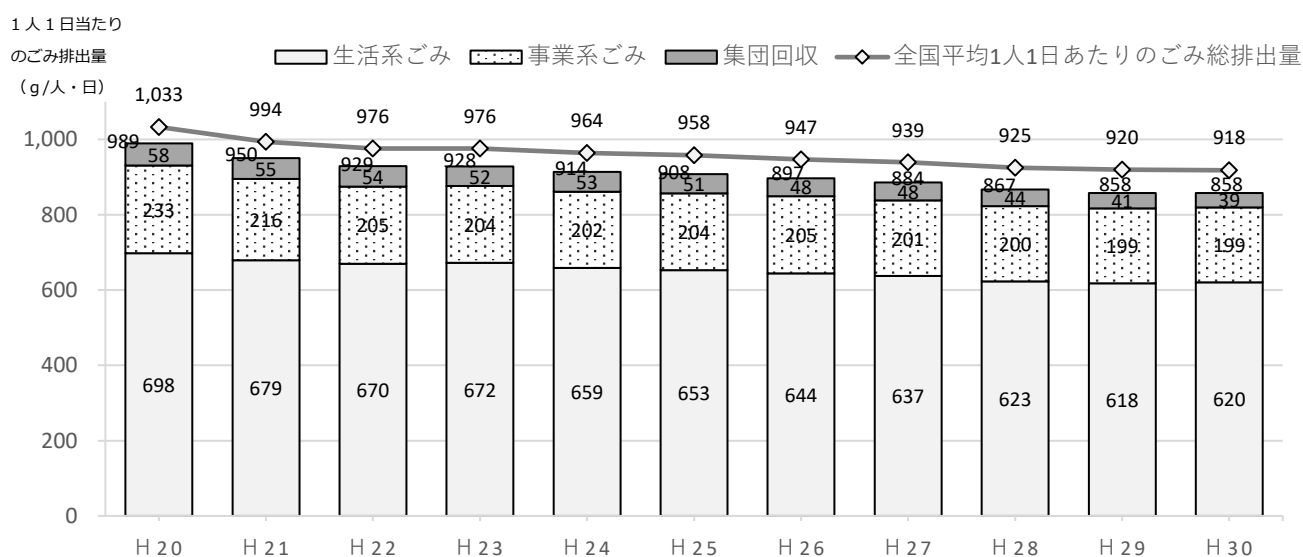


図6 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

他の都道府県と比較すると、本県の1人1日当たりのごみ総排出量は全国的には47都道府県の中で5番目に少ない量です。図7のとおり、人口密度と事業系ごみを含む1人1日当たりのごみの総排出量の関係は、都道府県単位では人口密度の高いほど、排出量が少ない傾向があります。なお、図7では、X軸は対数軸を取っています（数値の差が大きいため）。

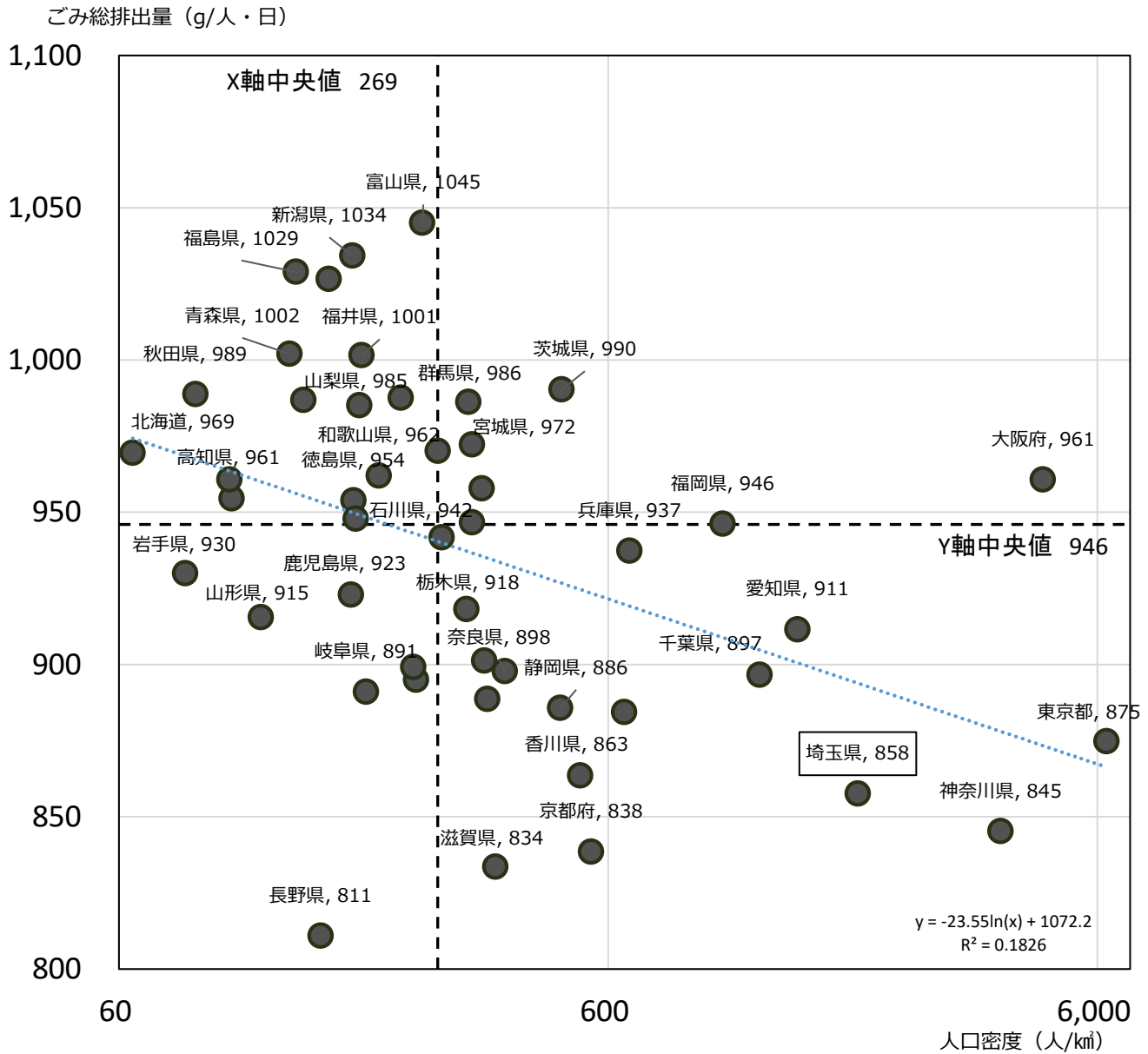


図7 1人1日当たりごみ総排出量と人口密度の関係（都道府県単位）ごみ排出量の散布図

※ ごみ総排出量は整数、人口密度は対数表示

4 1人1日当たりの生活系ごみ排出量及び家庭系ごみ排出量

図8に本県の1人1日当たりの生活系ごみ排出量及び家庭系ごみ排出量の推移を示します。

平成30年度の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は620g/人・日であり、10年前（平成20年度）から11.2%、5年前（平成25年度）から5.1%減少しています。また、前年度（平成29年度）から0.3%増加しています。

全国平均は10年前（平成20年度）から11.3%、5年前（平成25年度）から4.7%減少し、前年度（平成29年度）からほぼ横ばいです。

他の都道府県と比較すると、本県の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は全国的には47都道府県の中で28番目の少なさです。図9のとおり、人口密度と資源ごみを含む生活系ごみの排出量の関係は、人口密度の高い三大都市圏の都府県は生活系ごみ排出量が少ない傾向があります。埼玉県はこれらの都府県のなかで最も排出量が多くなっています。

生活系ごみ排出量から資源ごみ排出量を除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は524g/人・日であり、10年前（平成20年度）から9.5%、5年前（平成25年度）から3.1%減少しています。また、前年度（平成29年度）から0.6%増加しています（図8参照）。

1人1日当たりの資源ごみ排出量は、96g/人・日であり、10年前（平成20年度）から19.3%、5年前（平成25年度）から14.3%、前年度（平成29年度）から1.0%減少しています。

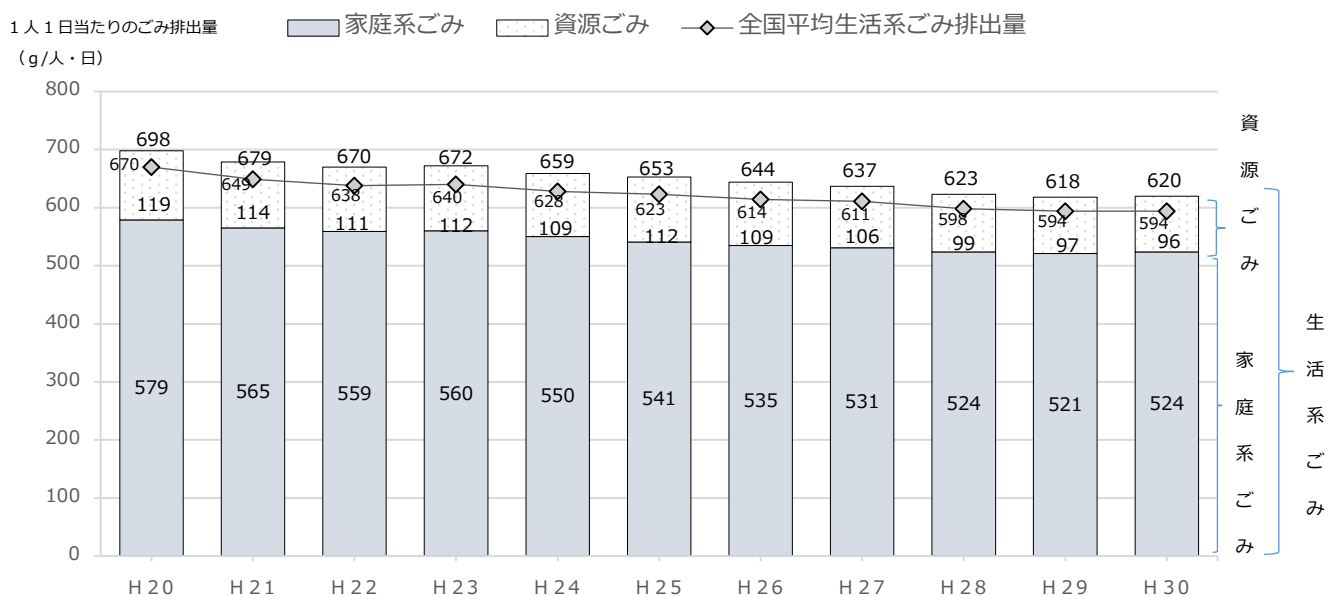


図8 1人1日当たりの生活系ごみ排出量等の推移

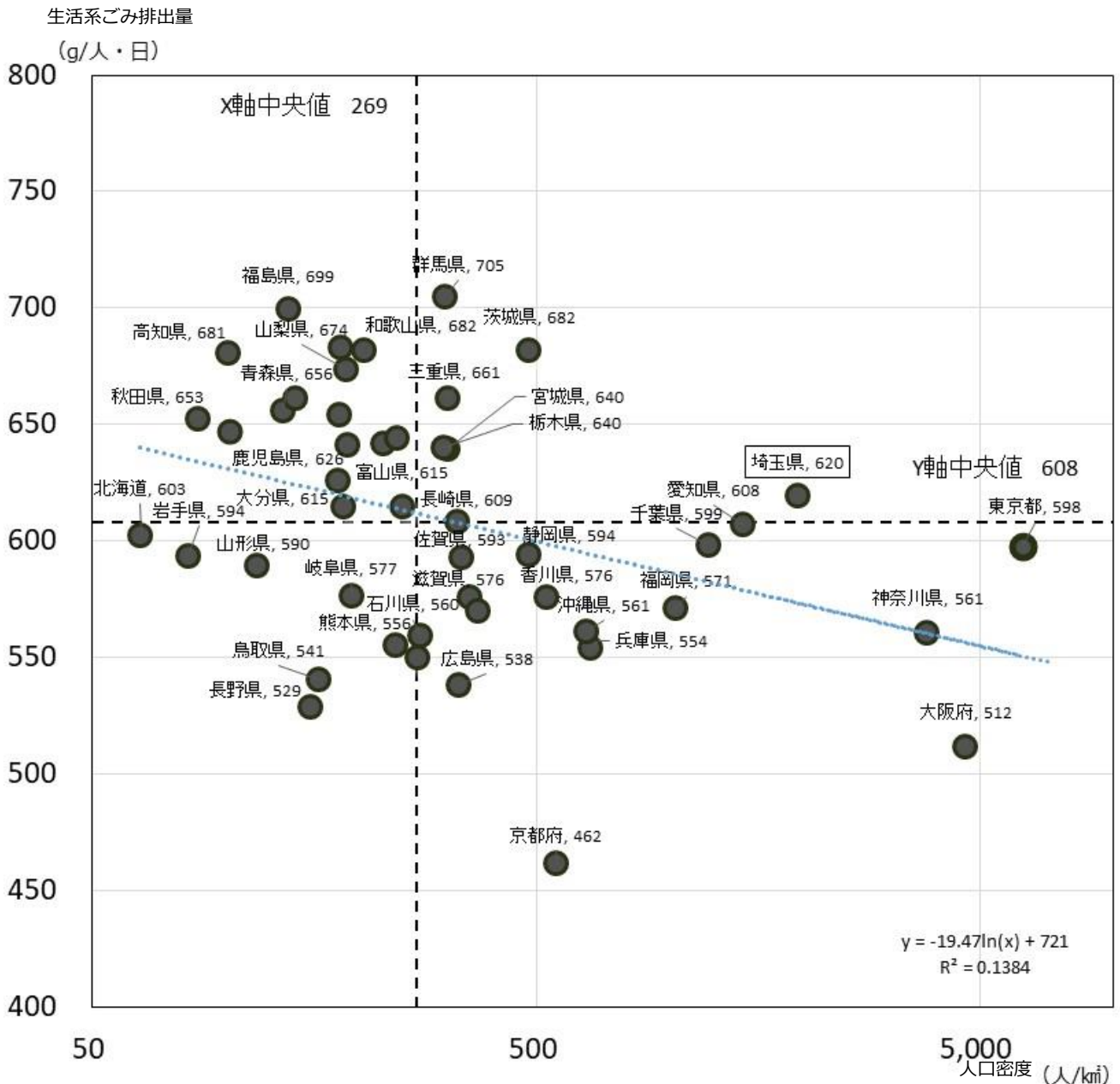


図9 1人1日当たりの生活系ごみ排出量と人口密度の関係（都道府県単位）

※ 生活系ごみ排出量は整数、人口密度は対数表示

他の都道府県と比較すると、本県の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は全国的には47都道府県の中で23番目の少なさです。図10のとおり、家庭系ごみの排出量と人口密度の関係は、生活系ごみ排出量と同じく人口密度の高い三大都市圏の都府県は家庭系ごみ排出量が少ない傾向があります。埼玉県は三大都市圏の都府県の中で生活系ごみと同じく最も排出量が多くなっていますが、相対的に階差は少なくなっています。

家庭系ごみ排出量 (g/人・日)

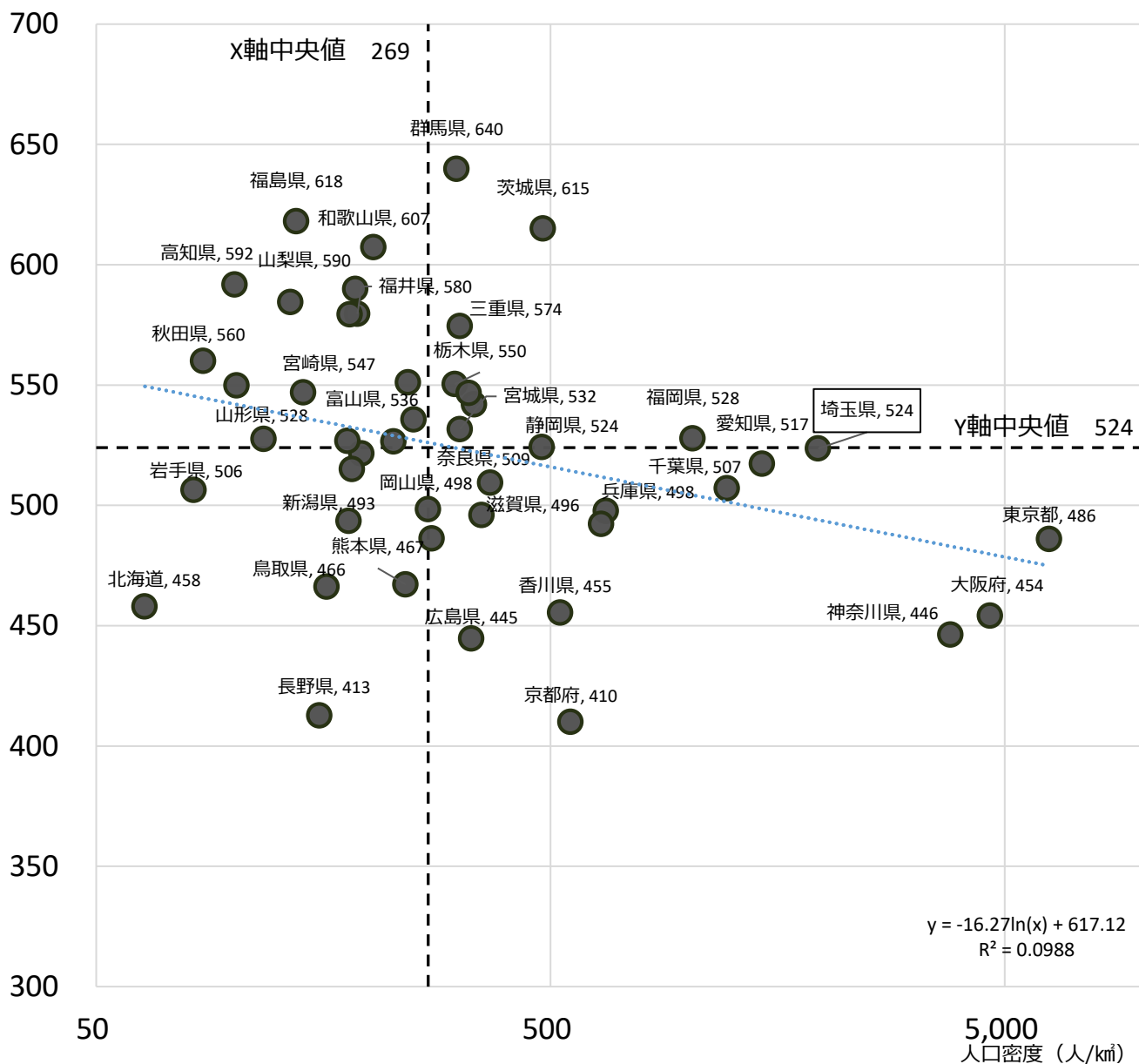


図10 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量と人口密度の関係（都道府県単位）

※ 家庭系ごみ排出量は整数、人口密度は対数

5 再生利用状況

図 11 に本県の再生利用量及び再生利用率の推移を示します。

平成 30 年度の再生利用量は 550 千 t であり、10 年前（平成 20 年度）からごみの排出量の減少に伴い、徐々に減少しています。

再生利用率は、23.9% であり、10 年前（平成 20 年度）からほぼ横ばいの状況です。

本県における再生利用率は全国平均に対して 4.0 ポイント上回り、また図 12 のとおり、本県の再生利用率は全国的には 47 都道府県の中で 7 番目です。

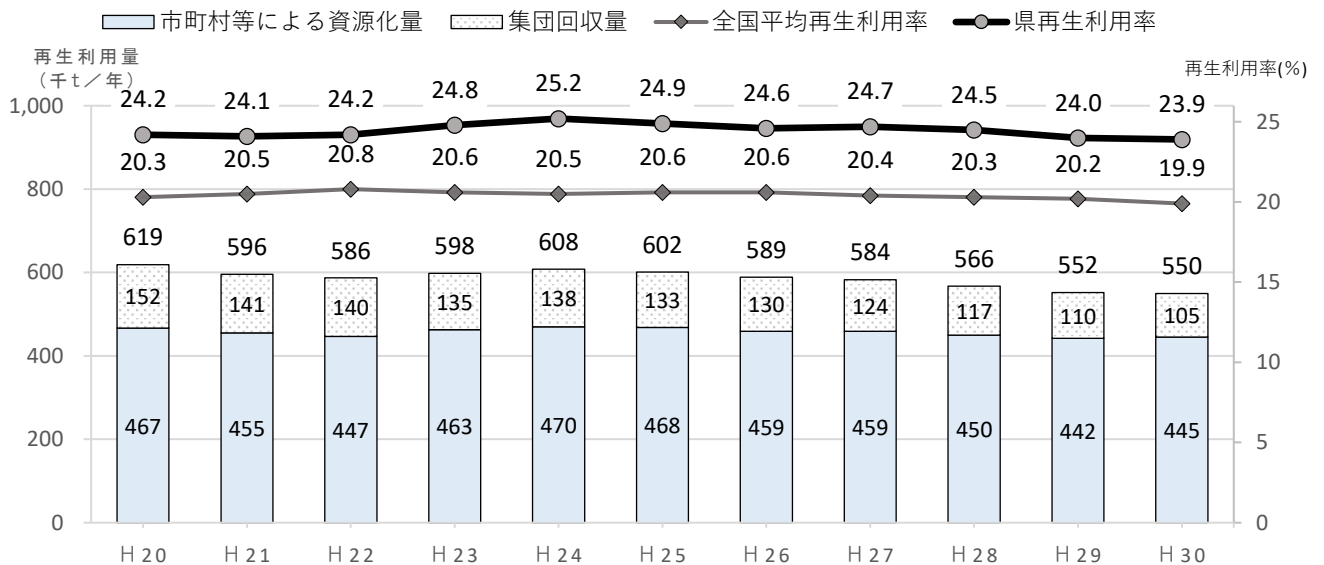


図 11 再生利用量及び再生利用率の推移

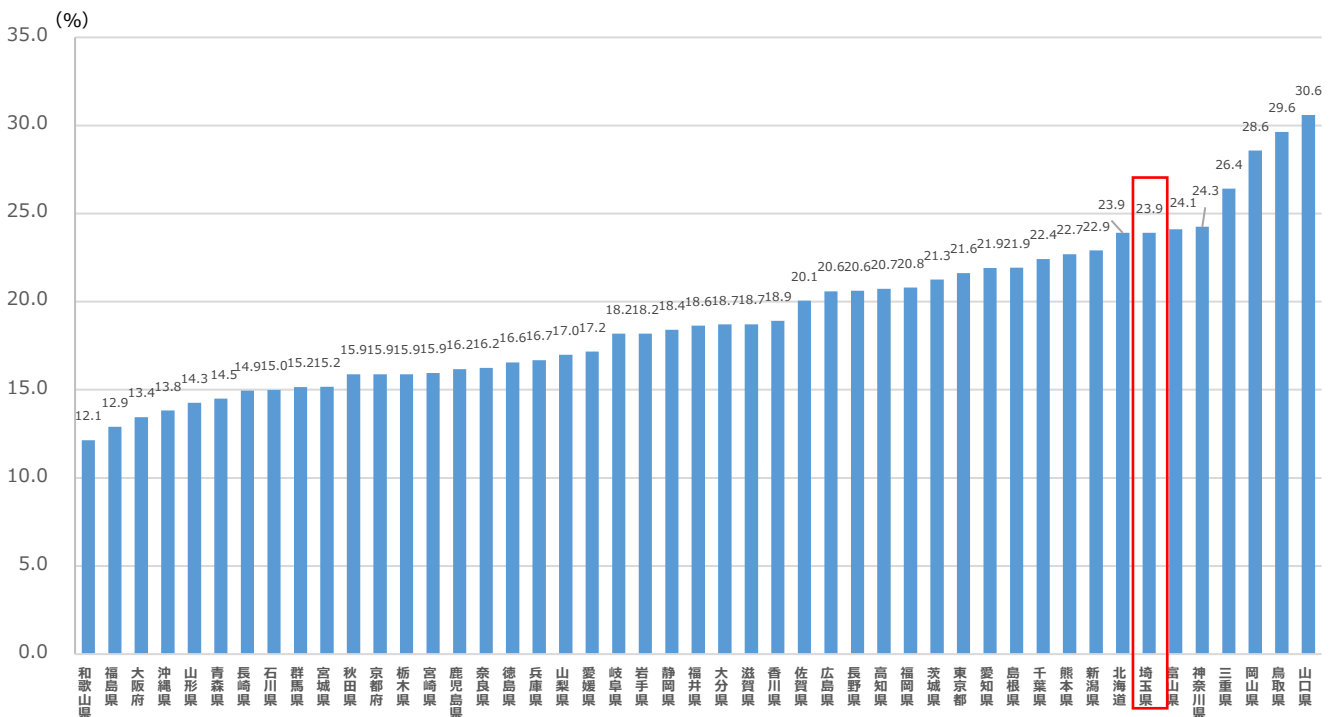


図 12 都道府県別の再生利用率（平成 30 年度）

6 最終処分状況

図 13 に本県最終処分量の推移を示します。

平成 30 年度最終処分量は 91 千 t であり、10 年前（平成 20 年度）から 46.2%、5 年前（平成 25 年度）から 30.5%、前年度（平成 29 年度）から 9.0%減少しています。また、このうち 51 千 t（56.0%）が県外で処分されています。県外での処分割合は 10 年前（平成 20 年度）から 11.6%増加しており、県外処分の依存度が高まっています。

本県最終処分量は図 14 のとおり、全国で 12 番目に多くなっています。本県のごみの総発生量は図 5 のとおり、全国的には 47 都道府県の中で 5 番目ですが、最終処分量は 12 番目であり、ごみの排出削減等により最終処分量が減少しているといえます。

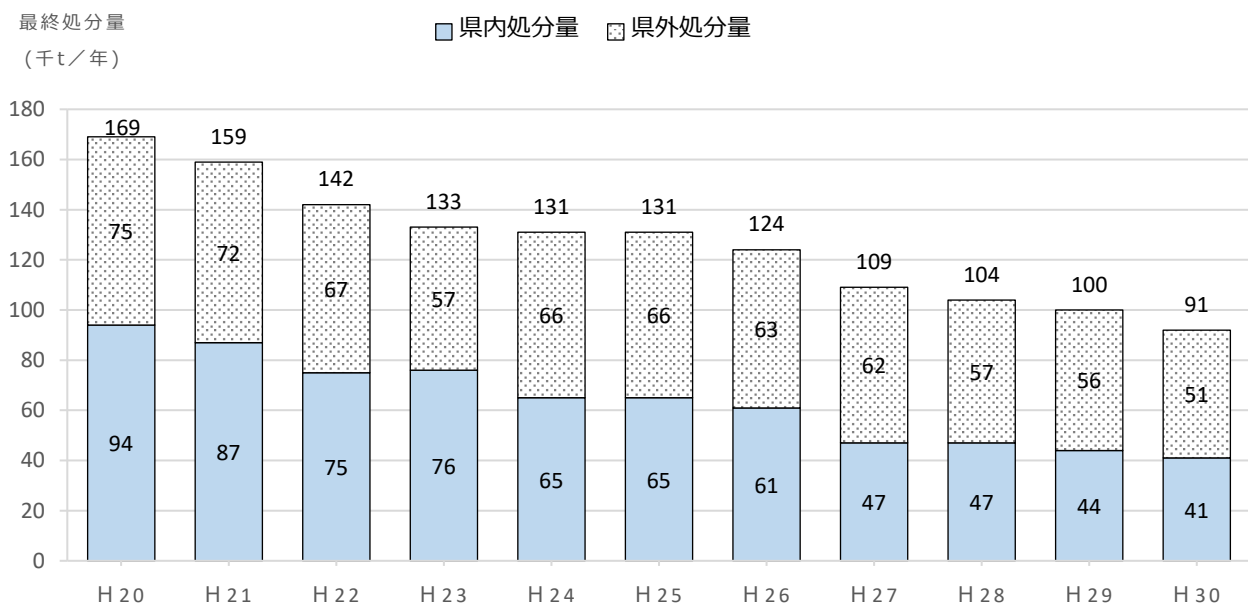


図 13 最終処分量の推移

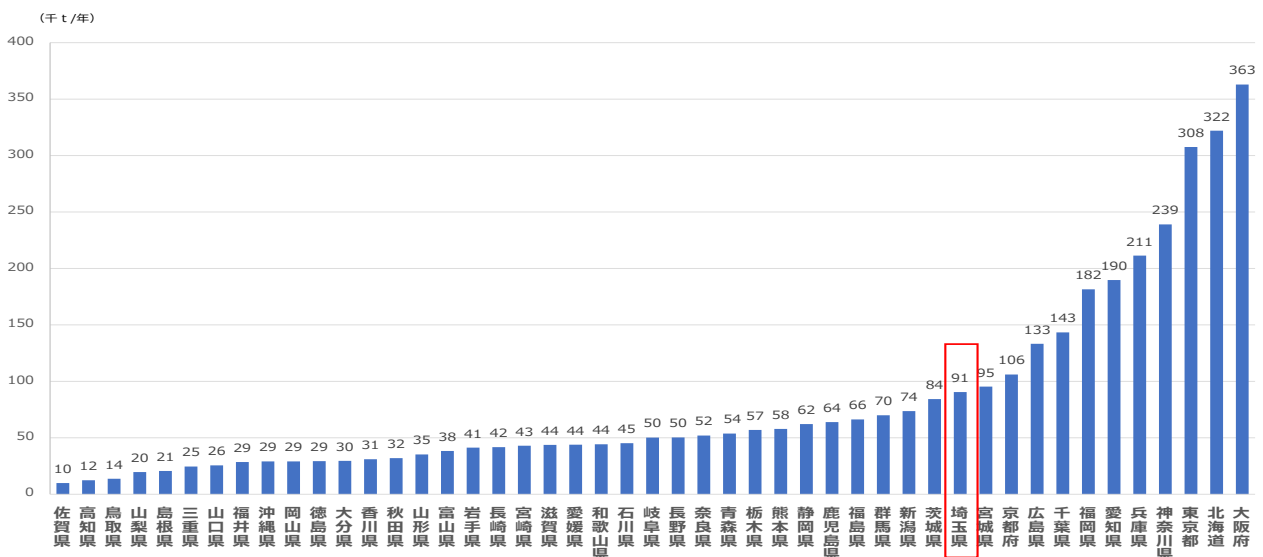


図 14 都道府県別の最終処分量（平成 30 年度）

図 15 に本県の最終処分場の残余容量及び施設数の推移を示します。

平成 30 年度において県及び市町村の埋立中の最終処分場は 22 施設あり、残余容量は 1,853 千立方メートルで、残余容量は約 29 年分に相当します。

ただし、図 16 に示すとおり、1 人 1 日当たりの最終処分場の残余容量は 0.1 m³/人・日であり、全国最低水準にあります。

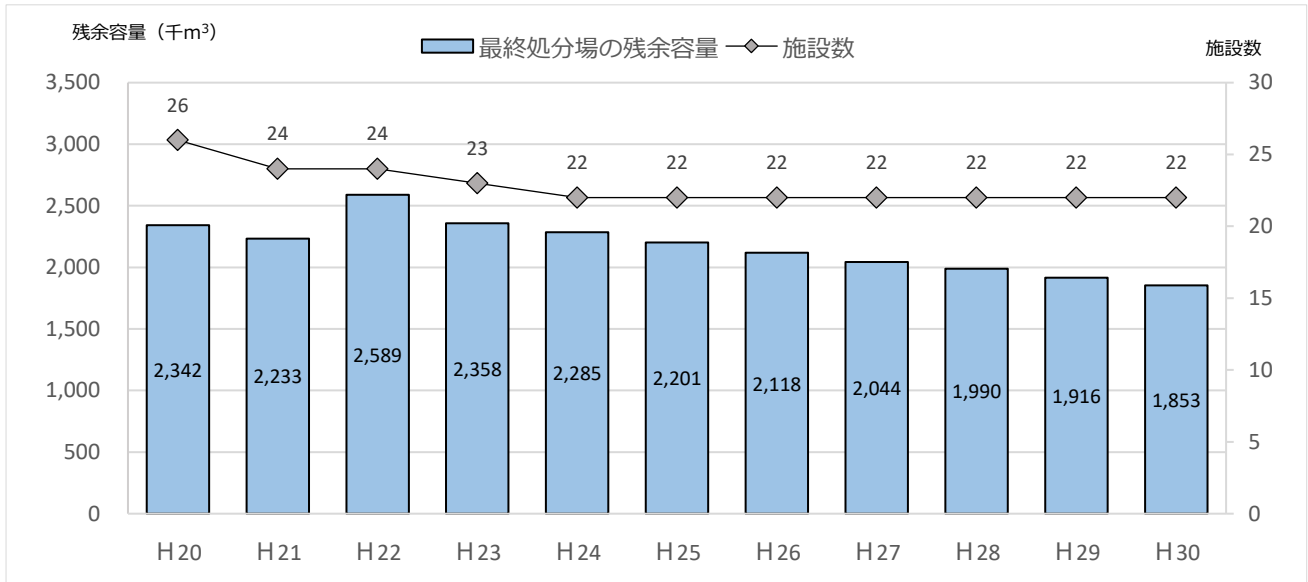


図 15 最終処分場の残余容量及び施設数の推移

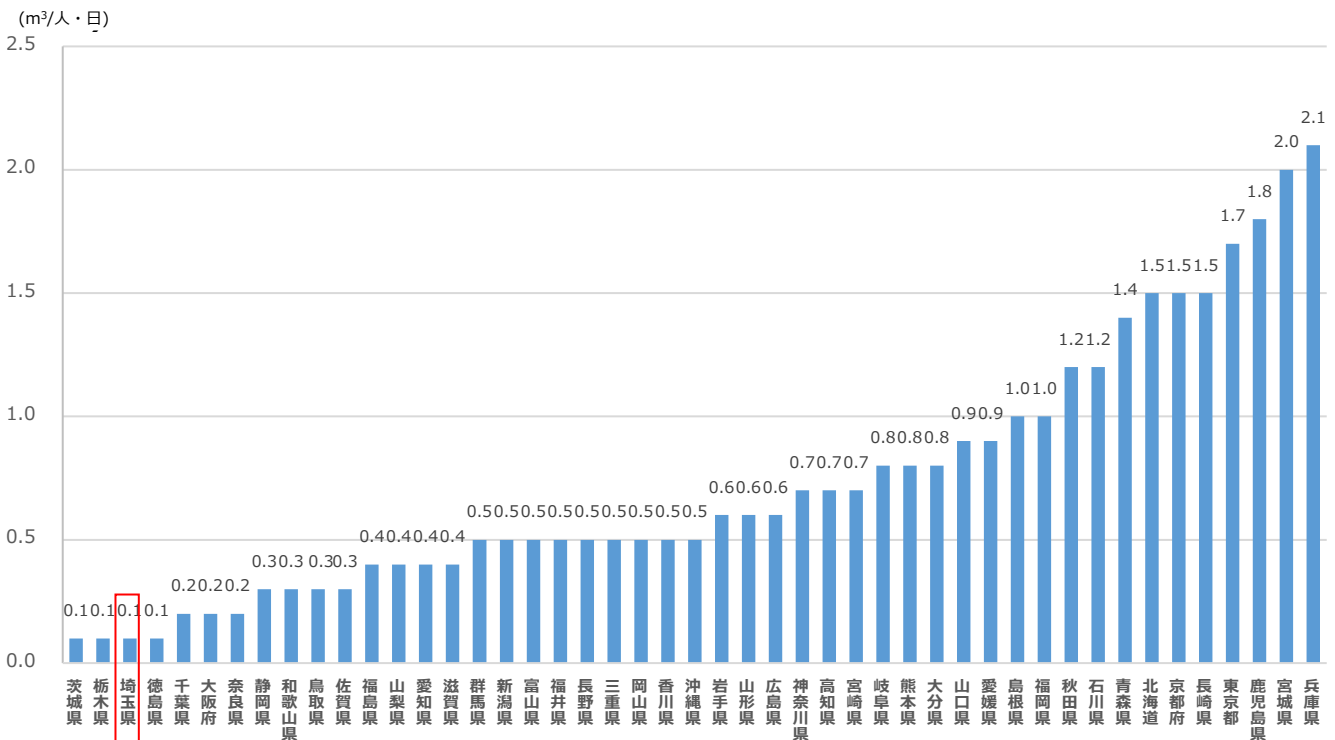


図 16 都道府県別の 1 人 1 日当たり最終処分場の残余容量 (平成 30 年度)

図 17 に本県の 1 人 1 日当たりの最終処分量及び最終処分率の推移を示します。

平成 30 年度の 1 人 1 日当たりの最終処分量は 34g/人・日であり、10 年前（平成 20 年度）から減少傾向にあります（平成 20 年度比 47.7%減、平成 25 年度比 30.6%減、前年度比 8.1%減少）。また、図 18 で示す平成 30 年度の全国平均 82g/人・日より 58.5%下回っています。

最終処分率は 4.0%であり、10 年前（平成 20 年度）から減少傾向にあります。また、焼却灰のセメント原料化を進めたことにより、全国平均（9.0%）に対し、5.0 ポイント下回っています。

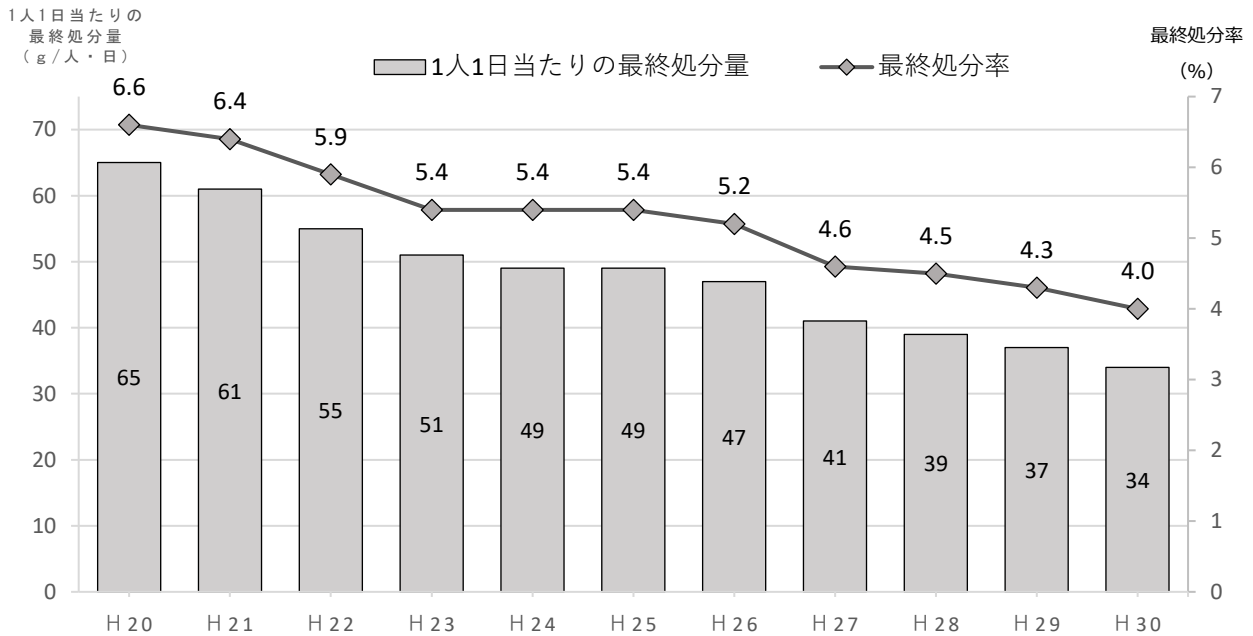


図 17 1 人 1 日当たりの最終処分量及び最終処分率の推移

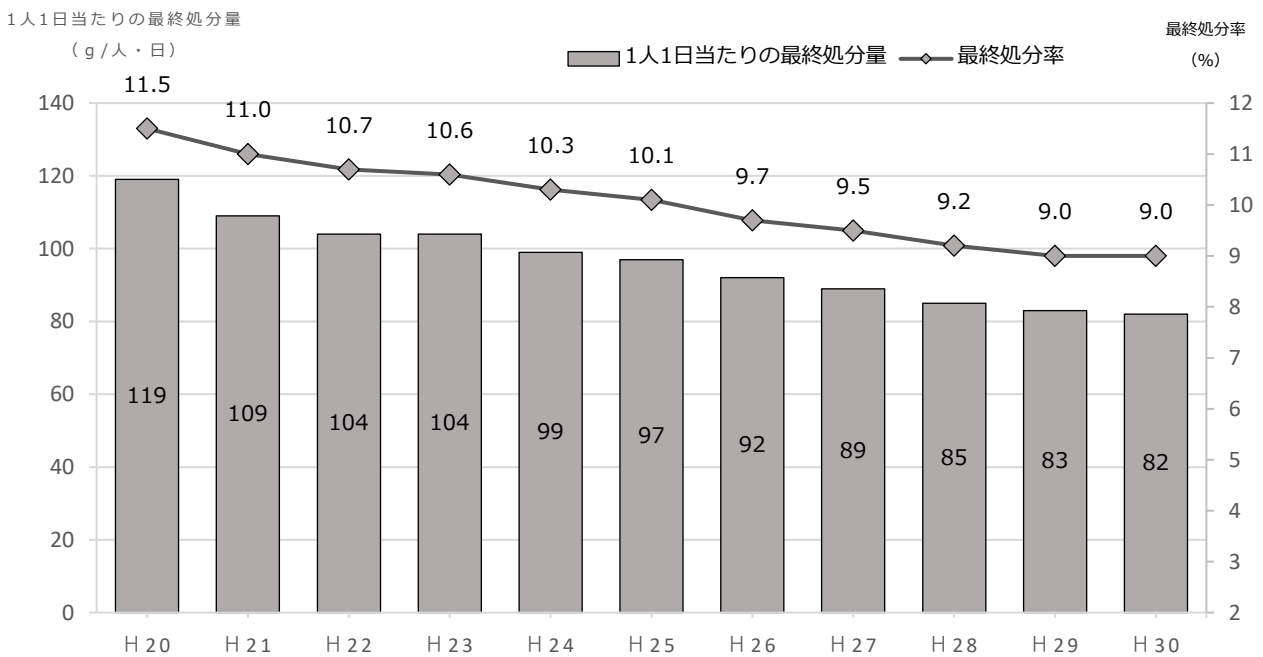


図 18 全国平均 1 人 1 日当たりの最終処分量及び最終処分率の推移

7 焼却処理施設の状況

図 19 に本県の市町村が設置する焼却処理施設数及び処理能力の推移を示します。

平成 30 年度の焼却処理施設は 47 施設であり、施設数は 10 年間でほとんど変わりありません。また、平成 30 年度の発電施設や余熱使用施設等の熱回収施設を有する焼却処理施設は 38 施設であり、10 年前（平成 20 年度）から 1 施設減少しています。また、5 年前（平成 25 年度）、前年度（平成 29 年度）から 1 施設増加しています。

図 20 に本県の発電施設を有する焼却処理施設数及び総発電量の推移を示します。

平成 30 年度の発電施設を有する焼却処理施設は 18 施設であり、10 年前（平成 20 年度）から 7 施設、5 年前（平成 25 年度）から 6 施設増加しています。また、前年度（平成 29 年度）と変更ありません。平成 30 年度の総発電量は 444 千 MWh であり、越谷市の世帯数（約 15 万世帯）分^(※)に相当します。

※ 電気事業連合会の推計値（一世帯当たりの電力消費量 247.8kWh/月）を基に算出。

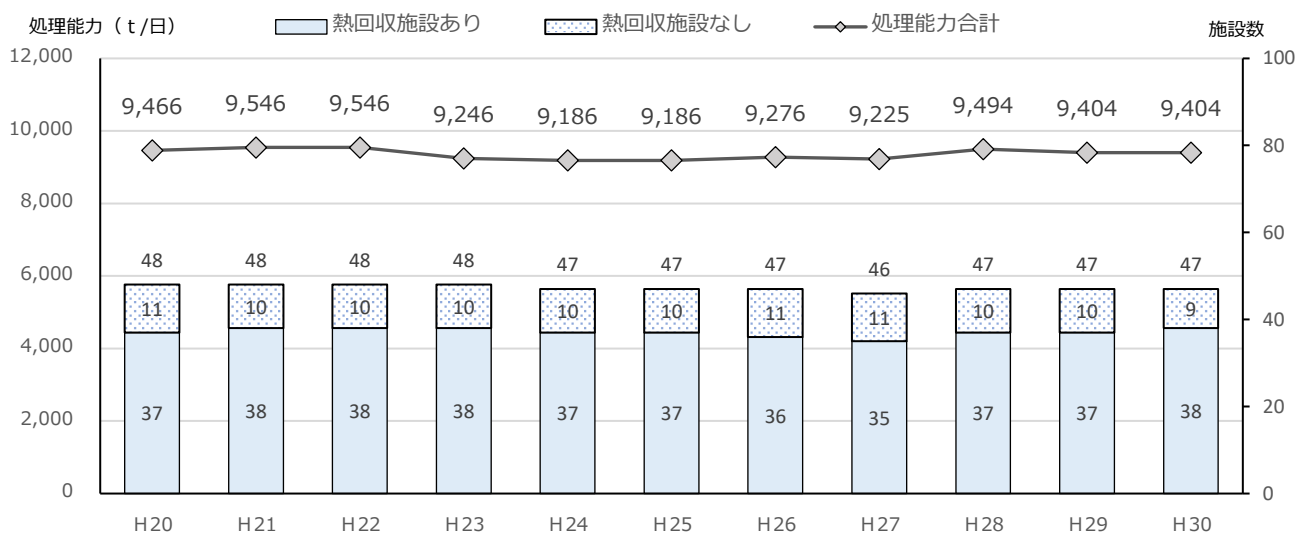


図 19 焼却処理施設数及び処理能力の推移

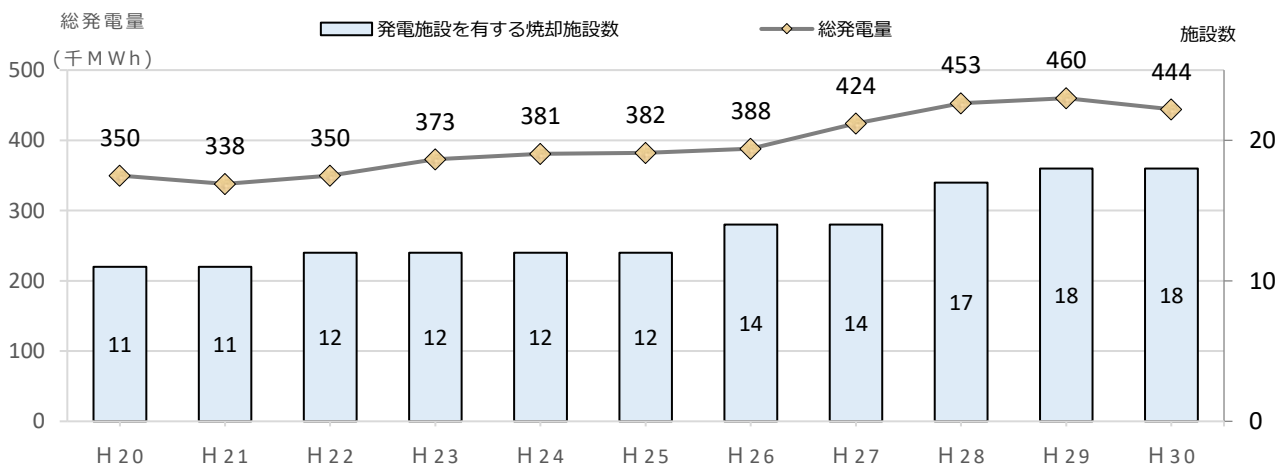


図 20 発電施設を有する焼却施設数及び総発電量の推移

8 ごみ処理経費の現状

図 21 に本県のごみ処理経費の推移を示します。

平成 30 年度の市町村のごみ処理経費の合計は 981 億円であり、10 年前（平成 20 年度）から 0.7%増加しています。また、5 年前（平成 25 年度）から 4.4%減少し、前年度（平成 29 年度）から 0.3%増加しています。

平成 30 年度の年間の 1 人当たりのごみ処理事業経費は、13,313 円であり、10 年前（平成 20 年度）から 3.2%、5 年前（平成 25 年度）から 5.5%減少しています。また、前年度（平成 29 年度）から 0.2%増加しています。

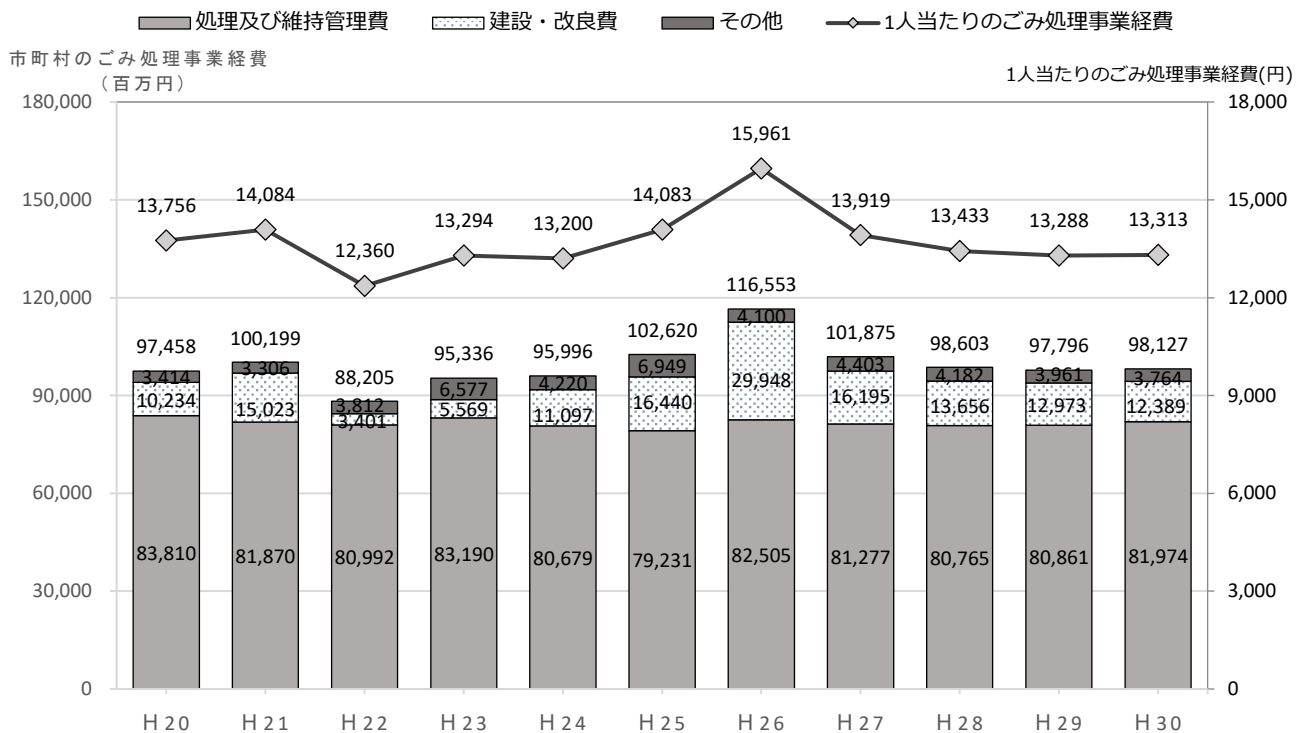


図 21 ごみ処理経費の推移

9 市町村別の処理状況

図 22 に平成 30 年度の市町村別の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量と再生利用率を示します。

本県の市町村の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 692～1,203g/人・日であり、再生利用率は 13.4～38.4%（日高市を除く）です。日高市は、ごみ排出量の 99.7%について民間事業者に資源化処理（セメント原料化）の委託をしています。

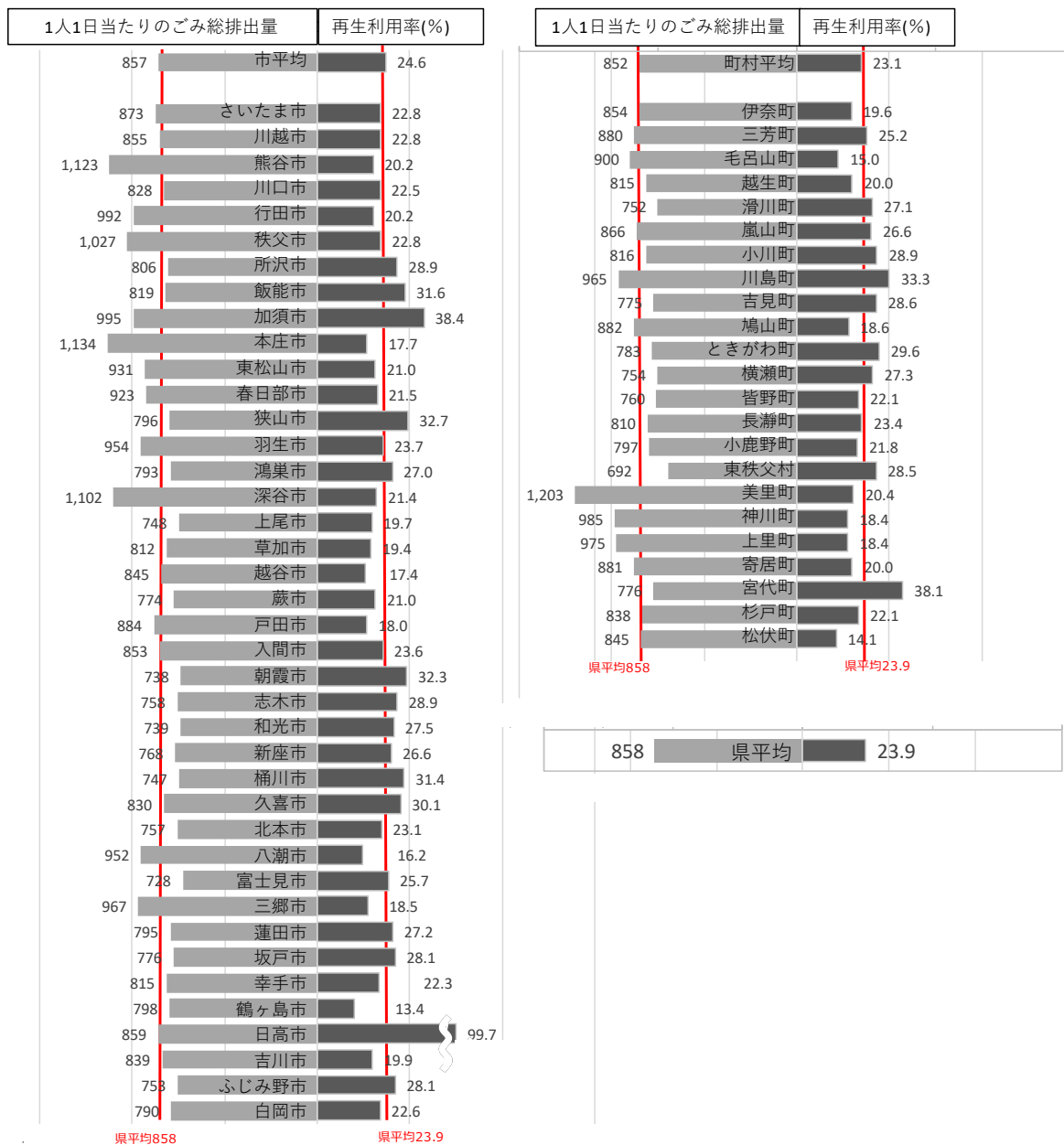


図 22 市町村別の 1 人 1 日当たりのごみ排出量と再生利用率

表 1 に市町村別の 1 人 1 日当たりのごみ排出量及び再生利用率の 10 年前、5 年前からの推移を示します。

1 日 1 人当たりのごみの総排出量は、83%の市町で減少していますが、町村（23 町村）に限れば、町村部の 39%は増加しています。

再生利用率は、10 年前と比較して上昇しているのは、30%の市町です。67%の市町村は 10 年前、5 年前と連続して低下しています。県平均では、再生利用率は低下しています。

表 1 市町村別の 1 人 1 日当たりのごみ排出量と再生利用率

項目	区分	市町村数
1 人 1 日あたりごみ総排出量	10 年前からごみの量が減少	52 (83%)
	10 年前より増加、5 年前より減少	2 (3%)
	10 年前 5 年前よりも増加	9 (14%)
再生利用率	10 年前から再生利用率が上昇	19 (30%)
	10 年前より低下、5 年前より上昇	2 (3%)
	10 年前 5 年前よりも低下	42 (67%)

	1 人 1 日あたりごみ排出量 (g/人・日)			再生利用率 (%)		
	H20	H25	H30	H20	H25	H30
さいたま市	1,039	940	873	22.0	22.5	22.8
川越市	967	899	855	25.4	24.6	22.8
熊谷市	1,191	1,170	1,123	23.3	23.3	20.2
川口市	1,036	907	828	23.9	24.2	22.5
行田市	997	967	992	21.4	22.1	20.2
秩父市	1,041	982	1,027	29.1	27.2	22.8
所沢市	1,021	870	806	21.7	26.8	28.9
飯能市	866	837	819	34.4	33.3	31.6
加須市	1,009	942	995	24.9	40.7	38.4
本庄市	1,243	1,147	1,134	20.4	20.7	17.7
東松山市	1,079	946	931	22.4	20.4	21.0
春日部市	1,072	966	923	16.3	23.5	21.5
狭山市	934	861	796	33.1	34.3	32.7
羽生市	1,016	944	954	21.8	23.8	23.7
鴻巣市	885	819	793	34.6	29.7	27.0
深谷市	1,188	1,077	1,102	26.1	24.6	21.4
上尾市	983	926	748	18.1	17.6	19.7
草加市	962	869	812	17.8	17.5	19.4

	1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)			再生利用率(%)		
	H20	H25	H30	H20	H25	H30
越谷市	984	895	845	17.6	17.7	17.4
蕨市	929	861	774	21.8	25.2	21.0
戸田市	1,068	931	884	19.8	22.2	18.0
入間市	993	901	853	26.2	24.4	23.6
朝霞市	903	802	738	31.8	35.5	32.3
志木市	889	815	758	34.5	31.9	28.9
和光市	891	799	739	31.7	29.9	27.5
新座市	876	820	768	29.5	28.8	26.6
桶川市	840	797	747	30.2	32.1	31.4
久喜市	921	867	830	29.2	33.1	30.1
北本市	861	804	757	27.8	26.2	23.1
八潮市	1,114	1,006	952	12.8	12.5	16.2
富士見市	807	762	728	28.5	27.5	25.7
三郷市	1,000	999	967	18.0	16.9	18.5
蓮田市	866	829	795	27.4	28.2	27.2
坂戸市	885	794	776	31.0	31.1	28.1
幸手市	875	835	815	26.3	24.6	22.3
鶴ヶ島市	864	847	798	17.8	16.8	13.4
日高市	971	896	859	99.2	98.8	99.7
吉川市	957	860	839	19.6	20.3	19.9
ふじみ野市	943	838	753	28.1	31.4	28.1
白岡市	865	808	790	25.3	25.2	22.6
伊奈町	970	879	854	20.4	18.4	19.6
三芳町	1,174	1,027	880	24.2	23.5	25.2
毛呂山町	880	928	900	15.8	18.0	15.0
越生町	810	831	815	22.9	22.8	20.0
滑川町	805	781	752	20.5	20.0	27.1
嵐山町	924	881	866	28.4	26.9	26.6
小川町	806	789	816	33.3	32.6	28.9
川島町	1,029	1,118	965	30.9	29.1	33.3
吉見町	681	712	775	38.3	31.4	28.6
鳩山町	829	834	882	23.0	21.7	18.6
ときがわ町	766	765	783	34.4	32.6	29.6
横瀬町	791	781	754	33.1	29.9	27.3
皆野町	915	909	760	29.4	26.0	22.1

	1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)			再生利用率(%)		
	H20	H25	H30	H20	H25	H30
長瀬町	831	822	810	28.5	27.9	23.4
小鹿野町	761	767	797	28.4	25.0	21.8
東秩父村	594	665	692	35.9	32.8	28.5
美里町	861	928	1,203	15.9	16.6	20.4
神川町	876	840	985	15.7	16.1	18.4
上里町	959	948	975	22.5	21.5	18.4
寄居町	986	859	881	25.9	23.4	20.0
宮代町	943	856	776	42.4	42.8	38.1
杉戸町	850	817	838	27.3	25.6	22.1
松伏町	866	872	845	18.8	14.7	14.1
県平均	990	908	858	24.2	24.9	23.9

第2項 一般廃棄物（し尿等）

1 処理・処分フロー

図 23 に本県における平成 30 年度のし尿等及び生活排水の処理状況を示します。

なお、本計画におけるし尿等とは、汲み取りし尿及び生活排水を処理する浄化槽（コミュニティプラント、農業集落排水処理施設を含む）の汚泥をいいます。

し尿等は、し尿処理施設において処理されています。

本県は、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき公共下水道及び生活排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備を計画的に進めています。

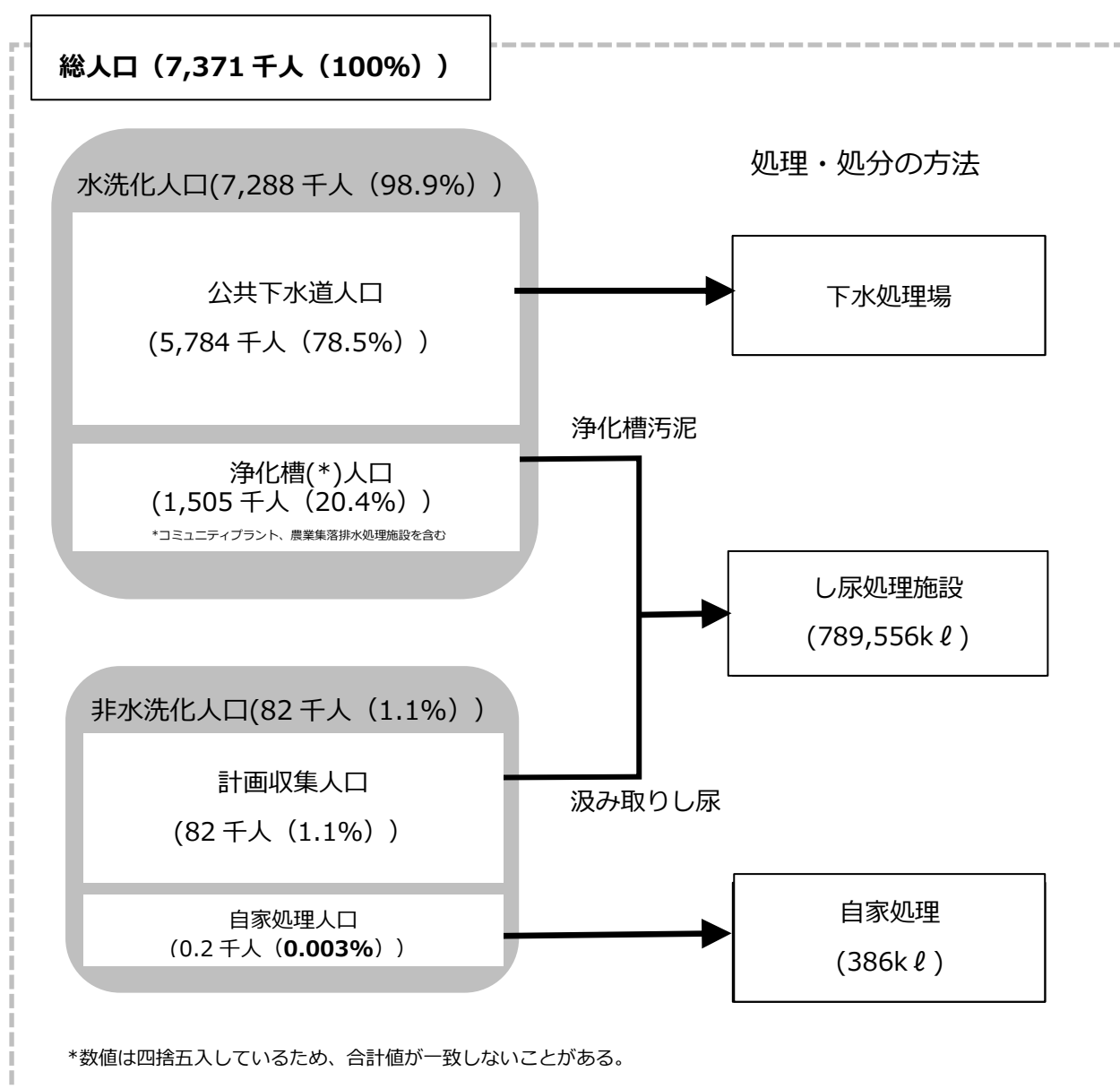


図 23 し尿等及び生活排水の処理の状況（平成 30 年度）

2 排出状況

ア 水洗化及び非水洗化の状況

図 24 に本県の平成 30 年度の水洗化及び非水洗化人口の割合の推移を示します。

本県における平成 30 年度の水洗化率は 98.9%であり、公共下水道や合併処理浄化槽の普及により、10 年前（平成 20 年度）から 1.5 ポイント、5 年前（平成 25 年度）から 0.7 ポイント、前年度（平成 29 年度）から 0.2 ポイント増加しています。

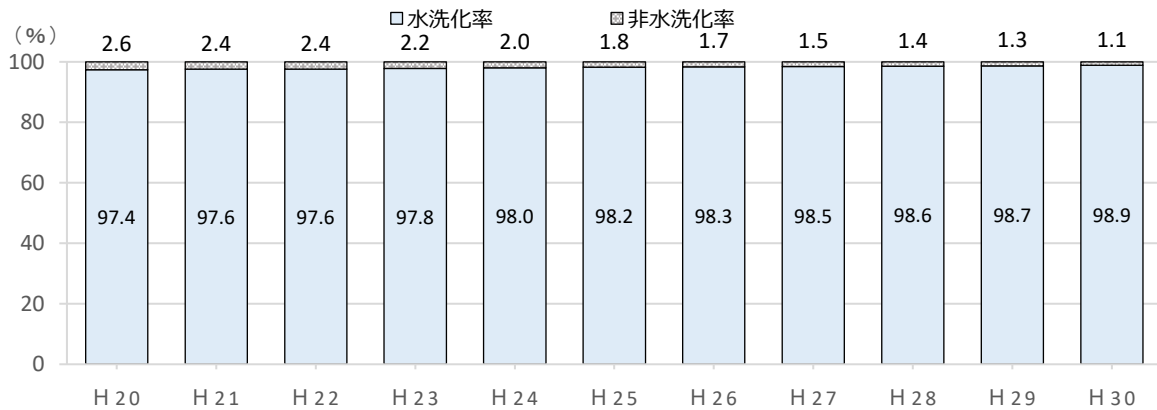


図 24 水洗化及び非水洗化人口の割合の推移

イ し尿等の排出状況

図 25 に本県の平成 30 年度のし尿等（汲み取りし尿及び浄化槽汚泥）の排出量の推移を示します。

市町村が収集処理するし尿等は公共下水道の普及とともに減少しています。

本県におけるし尿等は 790 千ℓであり、10 年前（平成 20 年度）から 13.2%、5 年前（平成 25 年度）から 2.1%、前年度（平成 29 年度）から 1.9%減少しています。

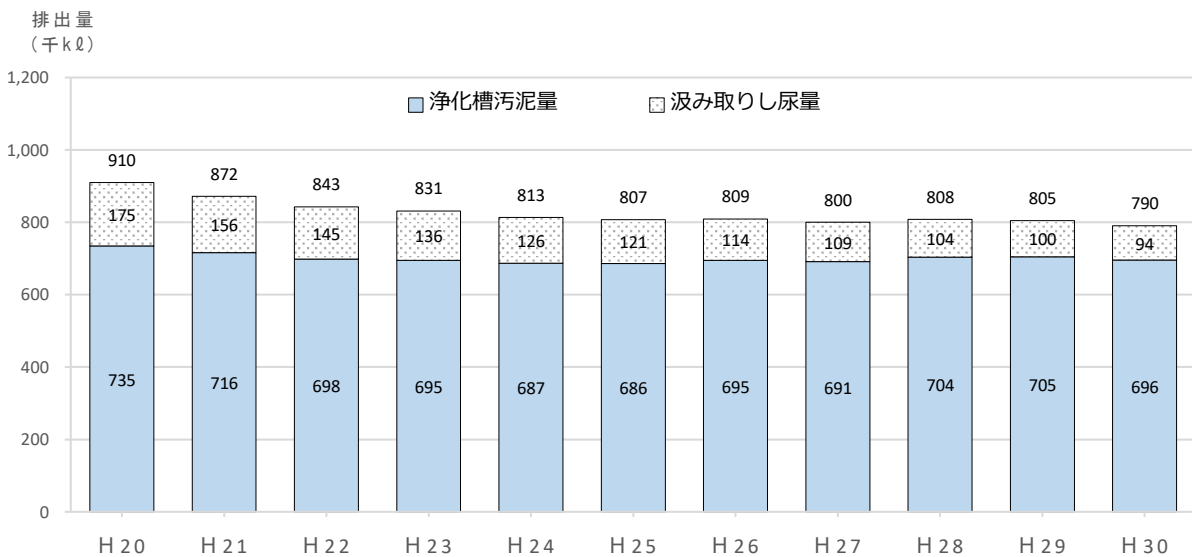


図 25 し尿等の排出量の推移

第3項 産業廃棄物

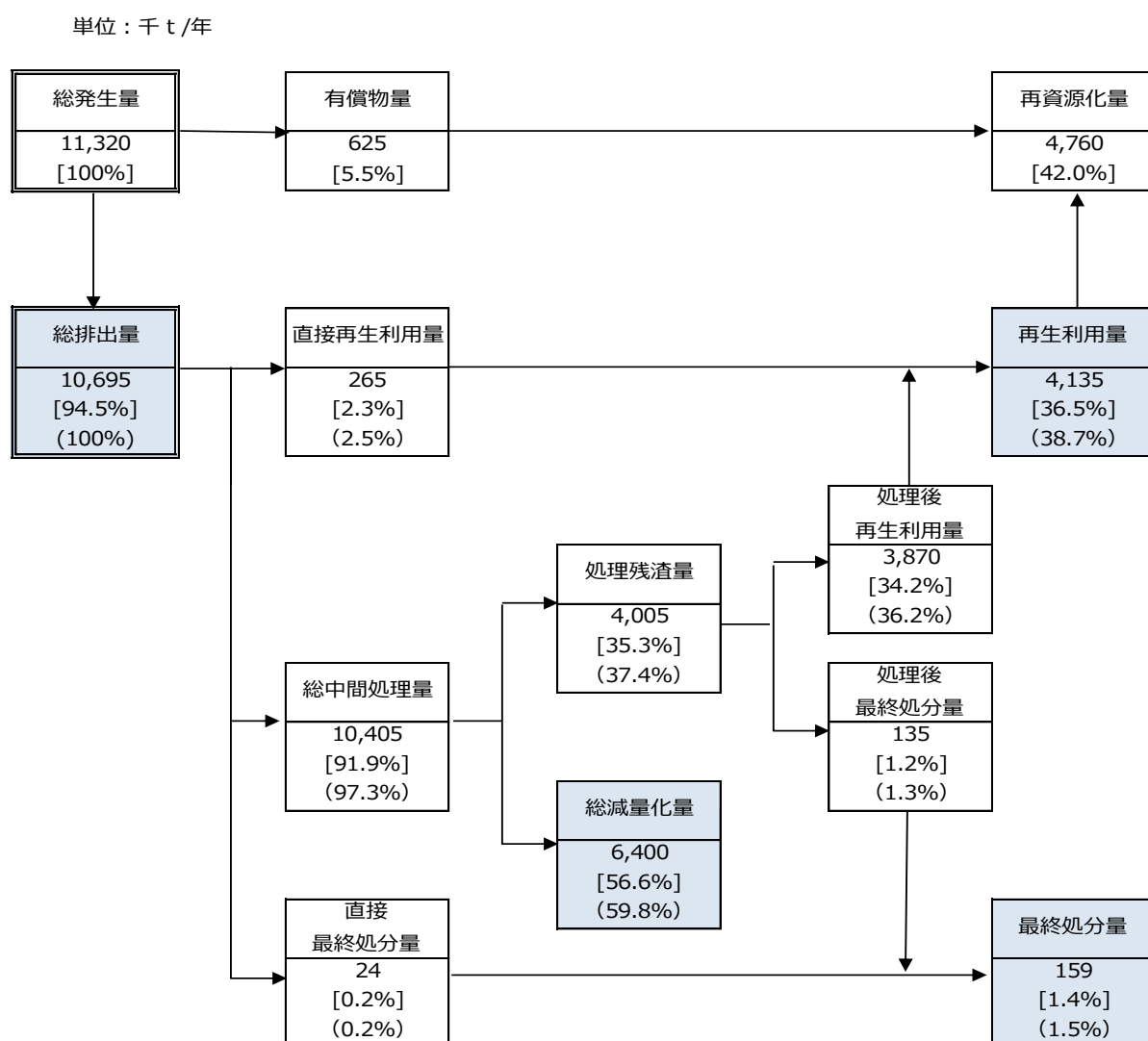
1 処理・処分フロー

図 26 に本県における平成 30 年度の産業廃棄物の処理・処分フローを示します。

平成 30 年度に本県の事業所から発生した産業廃棄物の総発生量は 11,320 千 t です。このうち有償売却等により直接資源化された 625 千 t (以下「有償物量」という。)を除いた産業廃棄物の総排出量は 10,695 千 t です。

再生利用量は 4,135 千 t であり、総排出量の 38.7%です。また、有償物量を含めた再資源化量は 4,760 千 t であり、総発生量の 42.0%です。

最終処分量は 159 千 t であり、総排出量の 1.5%です。



※[] : 総発生量に対する割合です。

※() : 総排出量に対する割合です。

図 26 産業廃棄物の処理・処分フロー (平成 30 年度)

2 排出状況

平成 30 年度の産業廃棄物の総排出量は 10,695 千 t であり、10 年前（平成 20 年度）から 15.5%、5 年前（平成 25 年度）から 2.8%、前年度（平成 29 年度）から 4.5%減少しています。全国的には、総排出量は緩やかに増減しながら、長期的には減少しています。県内の総排出量は全国よりも変動幅が緩やかながら長期的に減少傾向にあります。

ア 業種別排出状況

図 27 に本県の業種別排出量の推移を示します。

平成 30 年度における業種別排出量は、上下水道・電気・ガス業が最も多く、次いで建設業、製造業、農林業の順になっています。

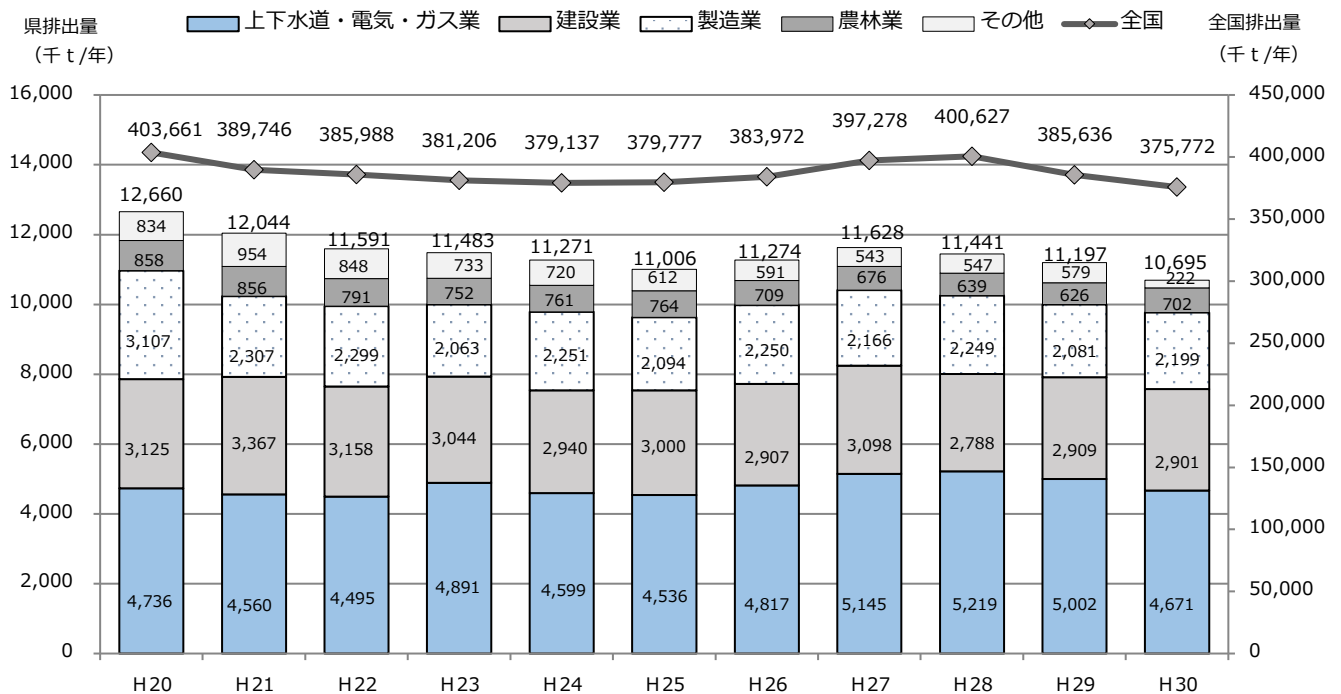


図 27 業種別排出量の推移

イ 種類別排出状況

図 28 に本県の種類別排出量の推移を示します。

平成 30 年度における種類別排出量は、10 年前（平成 20 年度）、5 年前（平成 25 年度）、前年度（平成 29 年度）と同様に、汚泥が最も多く、次いでがれき類、動物のふん尿、廃プラスチック類の順になっています。

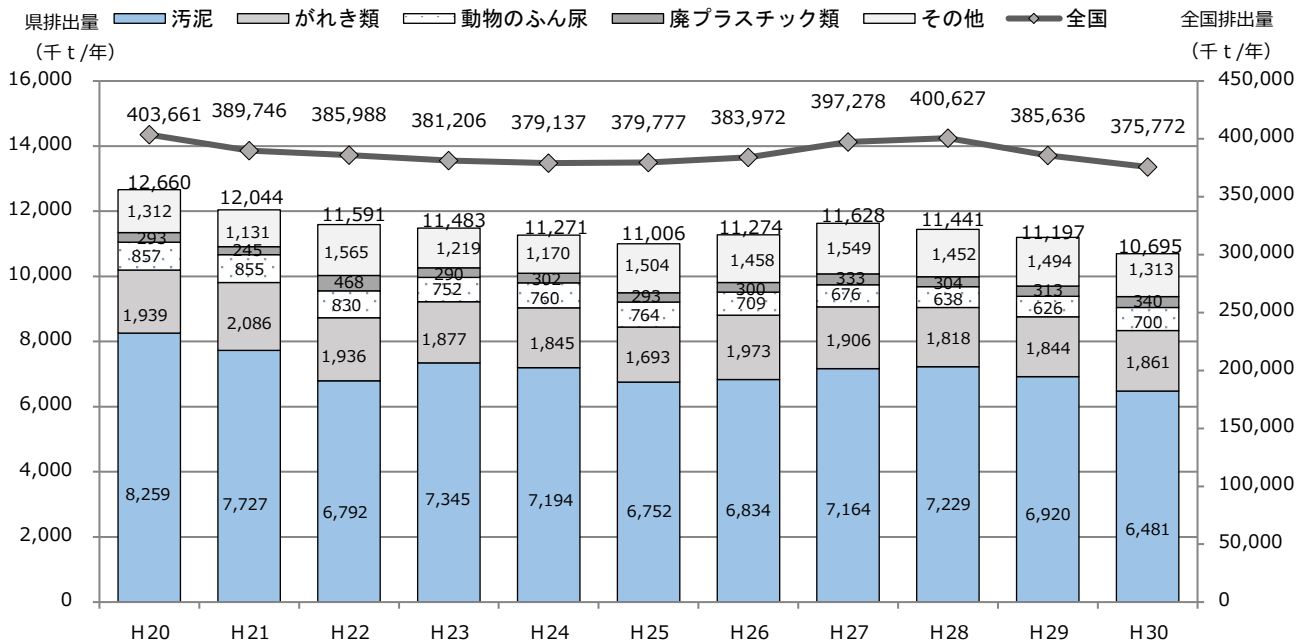


図 28 種類別排出量の推移

ウ 業種別・種類別の排出量

表2に本県の平成30年度の業種別・種類別の排出量を示します。

本県における平成30年度の産業廃棄物の排出量を業種別・種類別にみると、排出量が最も多い上下水道・電気・ガス業では汚泥（4,662千t/年（99.8%））が排出量のほとんどを占めています。

建設業ではがれき類（1,815千t/年（62.6%））が、製造業では汚泥（1,093千t/年（49.7%））の割合が高くなっています。

表2 業種別・種類別の排出量（平成30年度）

(千t/年)

種類	業種	合計		上下水道・電気・ガス業	建設業	製造業	農林業	卸売・小売業	医療・福祉	飲食業	運輸業	物品賃貸業	生活関連サービス業	学術研究、技術サービス業	鉱業	その他サービス業
		(千t)	(%)													
合計		10,695	(100.0)	4,671	2,901	2,199	702	80	38	28	20	13	9	7	2	25
汚泥		6,481	(60.6)	4,662	694	1,093	0	3	1	20	1	2	3	0	0	2
がれき類		1,861	(17.4)	8	1,815	31	0	2	0	0	1	4	0	0	0	0
動物のふん尿		700	(6.5)	0	0	0	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類		340	(3.2)	0	50	212	2	38	7	2	7	3	5	3	0	9
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		288	(2.7)	0	85	186	0	11	3	0	2	0	0	0	0	1
木くず		215	(2.0)	0	176	33	0	1	0	0	3	1	0	0	0	0
鉱さい		156	(1.5)	0	0	155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず		149	(1.4)	0	46	74	1	12	2	0	4	2	0	1	0	5
動植物性残さ		118	(1.1)	0	0	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油		108	(1.0)	0	1	87	0	6	0	5	1	0	0	0	1	6
紙くず		62	(0.6)	0	14	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ		51	(0.5)	0	1	47	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0
その他（混合廃棄物）		50	(0.5)	0	15	5	0	2	25	0	0	0	0	1	0	2
燃え殻		39	(0.4)	0	1	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸		37	(0.3)	0	0	34	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん		34	(0.3)	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず		4	(0.04)	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず		2	(0.02)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物		1	(0.01)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※四捨五入の関係上、合計値と合わない場合がある。

図 29 に本県の平成 30 年度の業種別排出割合、図 30 に全国の業種別排出割合を示します。
 全国及び本県ともに、上下水道・電気・ガス業、建設業、製造業、農林業で 95%以上を占めています。本県は、人口が多いことから上下水道・電気・ガス業の排出量の割合が大きくなっています。

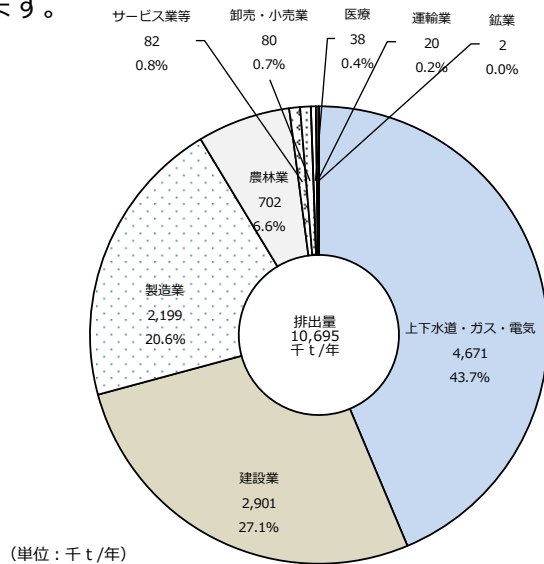


図 29 本県の業種別排出割合

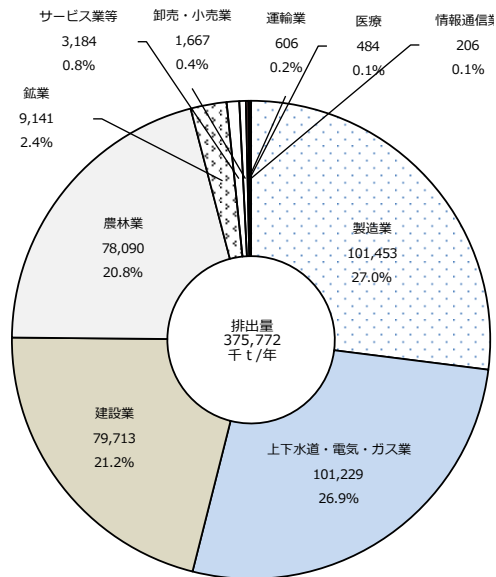


図 30 全国の業種別排出割合

環境省：産業廃棄物排出・処理状況調査報告書

図 31 に本県の平成 30 年度の種別別排出割合、図 32 に全国の種別別排出割合を示します。
 本県及び全国ともに、汚泥、動物のふん尿、がれき類で全体の約 80%を占めています。本県においては、汚泥の排出量が約 60%を占めておりますが、これは上下水道業から排出される汚泥の影響を受けています。

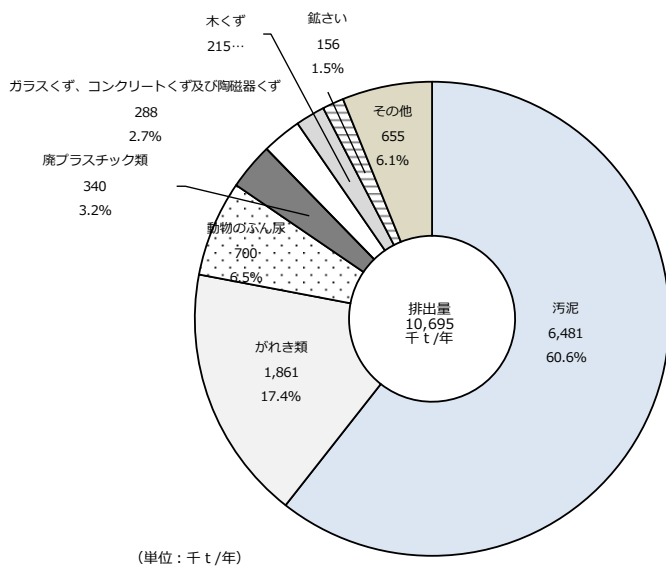


図 31 本県の種別別排出割合

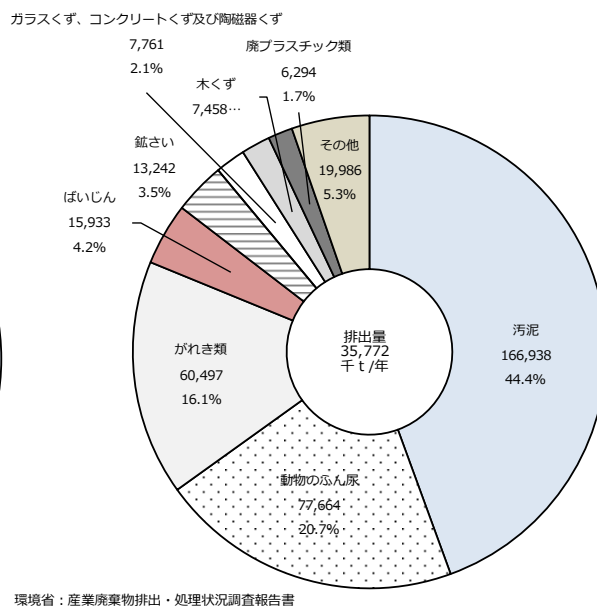


図 32 全国の種別別排出割合

環境省：産業廃棄物排出・処理状況調査報告書

3 処理・処分状況

ア 再生利用状況

図 33 に本県の再生利用状況の推移、図 34 に平成 30 年度における種類別の再生利用量及び割合を示します。

平成 30 年度の再生利用量は 4,135 千 t であり、10 年前（平成 20 年度）から 12.8%減少し、5 年前（平成 25 年度）から 8.7%、前年度（平成 29 年度）から 3.2%減少しています。

東日本大震災の影響などにより年度により変動しますが、中長期的には概ね横ばいです。

平成 30 年度の再生利用率は 38.7%であり、10 年前（平成 20 年度）から 1.3 ポイント増加し、5 年前（平成 25 年度）から 2.5 ポイント減少し、前年度（平成 29 年度）から 0.6 ポイント増加しています。年度によって変動はありますが、横ばい傾向にあります。

平成 30 年度の再生利用量を種類別に比較すると、がれき類が 44.0%と最も多く、次いで動物のふん尿 15.0%、汚泥 10.9%、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 6.4%の順となっています。

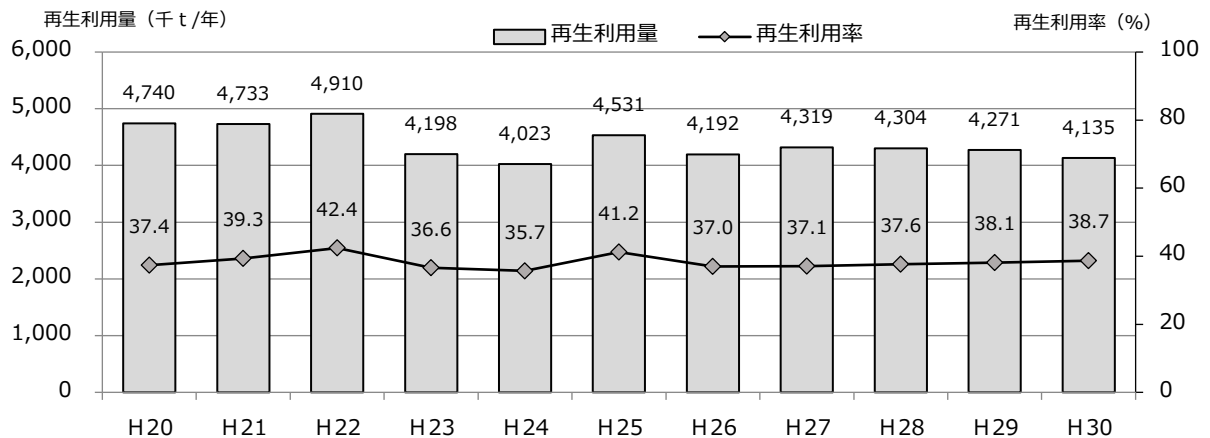


図 33 再生利用状況の推移

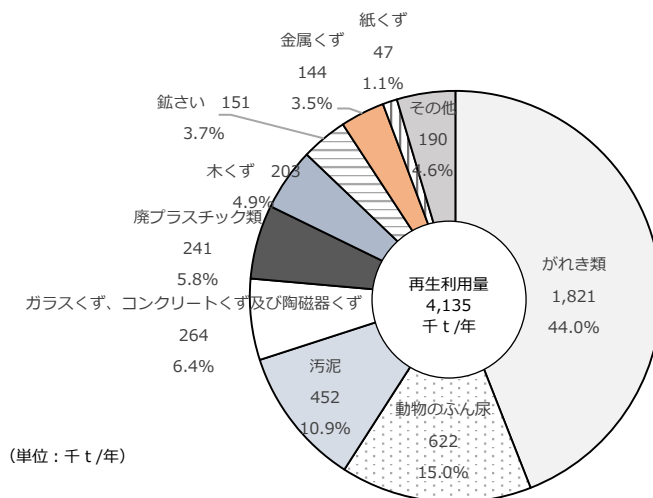


図 34 種類別の再生利用量及び割合（平成 30 年度）

イ 最終処分状況

図 35 に本県の最終処分状況の推移、図 36 に平成 30 年度における種類別の最終処分量及び割合を示します。

平成 30 年度の最終処分量は 159 千 t であり、10 年前（平成 20 年度）から 23.9%、5 年前（平成 25 年度）から 18.0%、前年度（平成 29 年度）から 5.4%減少しています。東日本大震災の影響により一時的に増加しましたが、その後は減少傾向が続き、長期的にも減少傾向にあるといえます。

平成 30 年度の最終処分量を種類別に比較すると、がれき類が 25.2%と最も多く、次いで廃プラスチック類 20.8%、汚泥 15.8%、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 10.1%の順となっています。

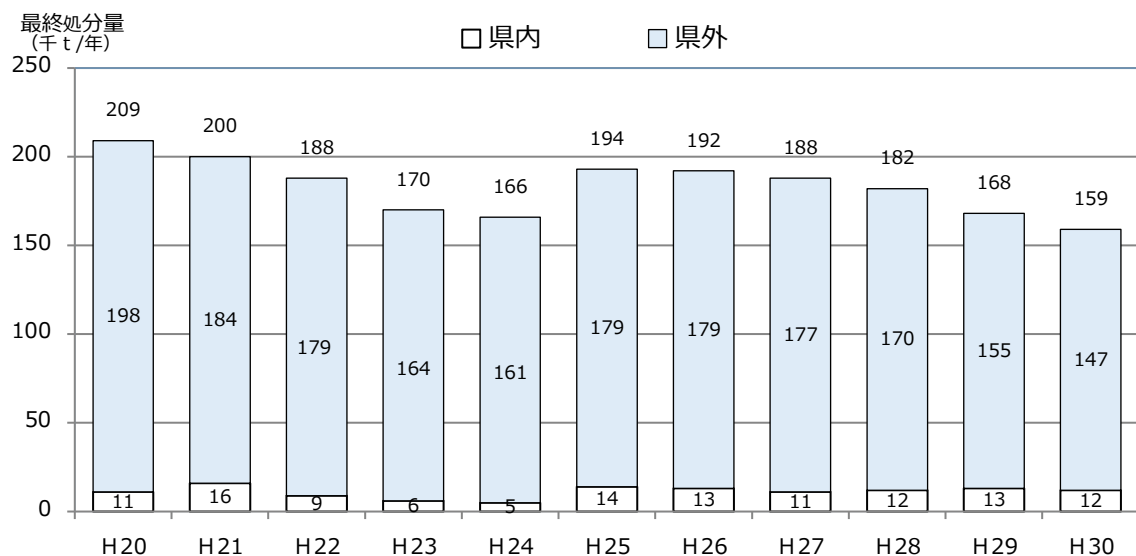


図 35 最終処分状況の推移

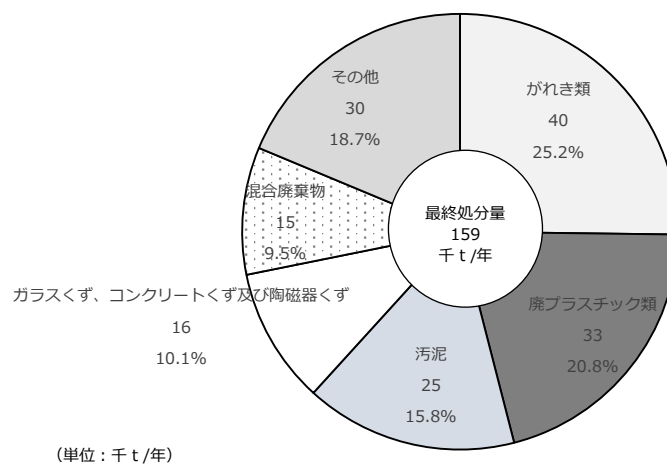


図 36 種類別の最終処分量及び割合 (平成 30 年度)

ウ 種類別の処理・処分状況

図 37 に本県の処理・処分の割合の推移を、図 38 に種類別の処理・処分状況を示します。
 本県における産業廃棄物の処理・処分は減量化が約 60%と最も多く、再生利用が約 40%、
 最終処分は 1%台となっています。

種類別では、動物系固形不要物は 100%再資源化されています。混合廃棄物等の最終処分率は 29.6%であり、他の種類の廃棄物よりも最終処分率が高くなっています。

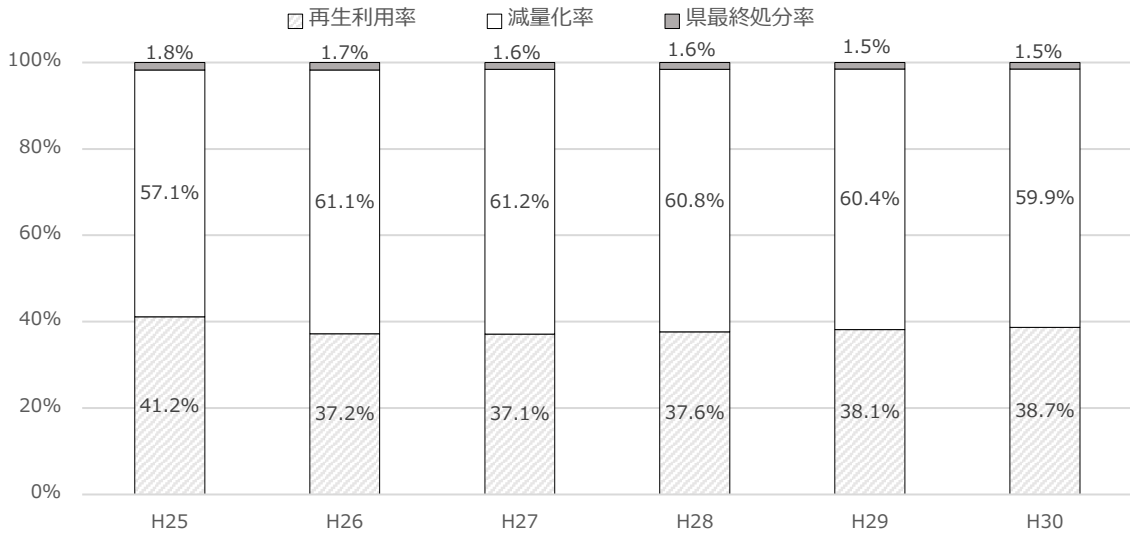


図 37 処理・処分の割合の推移

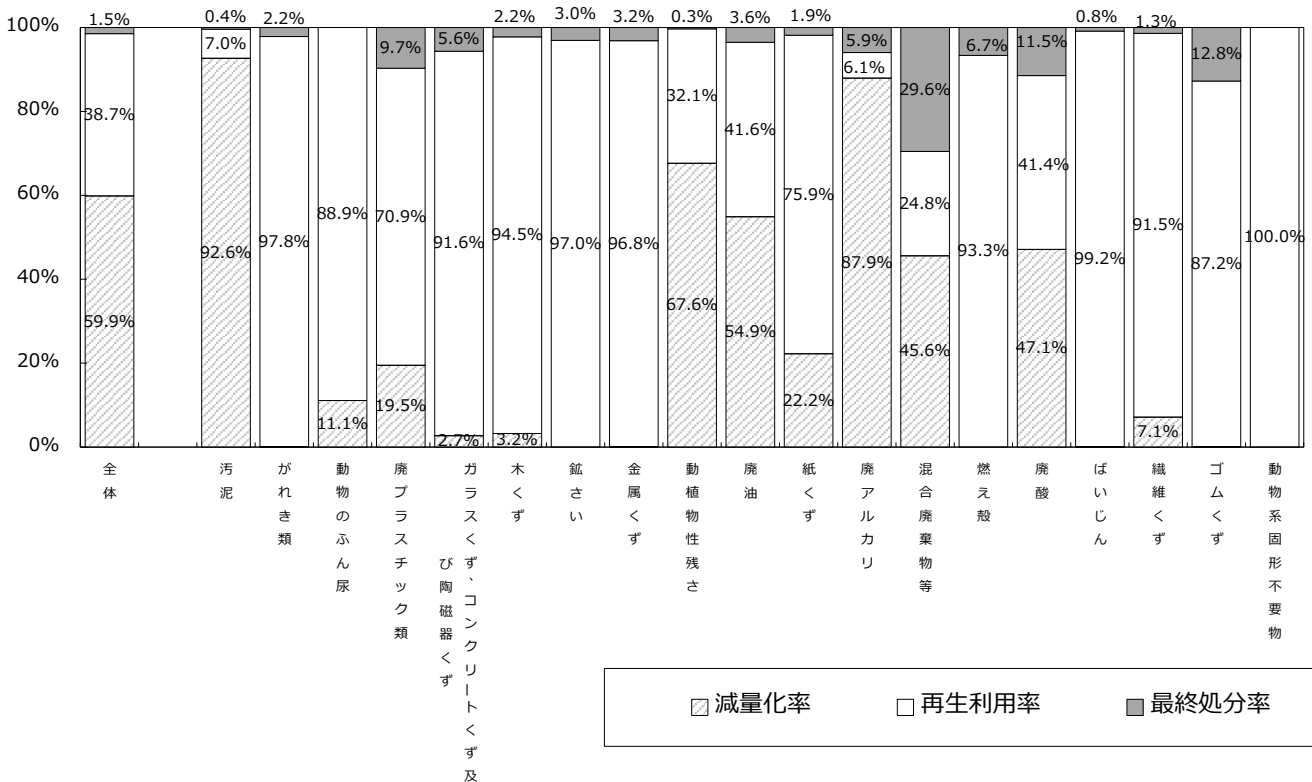


図 38 種類別の処理・処分状況 (平成 30 年度)

エ 広域移動状況

図 39 に本県の産業廃棄物の広域移動状況を示します。

本県における平成 30 年度に発生した産業廃棄物のうち、排出事業所内で行われた中間処理量（自己処理）は 6,525 千 t、県内の中間処理業者に委託された量は 3,103 千 t です。

県内の排出事業所又は県内の中間処理施設を経由して県外の中間処理施設に搬出された量は 1,032 千 t であり、5 年前より 168 千 t 減少しています。一方、県外から中間処理目的で搬入されている廃棄物は 5,993 千 t であり、本県は搬入量が搬出量を超過している状況にあります。

県内の排出事業所から県外の最終処分場に搬出された量は 34 千 t、県内及び県外の中間処理施設を経由して県外の最終処分場に搬出された量は 112 千 t であり、合計 146 千 t が県外の最終処分場に搬出されています。

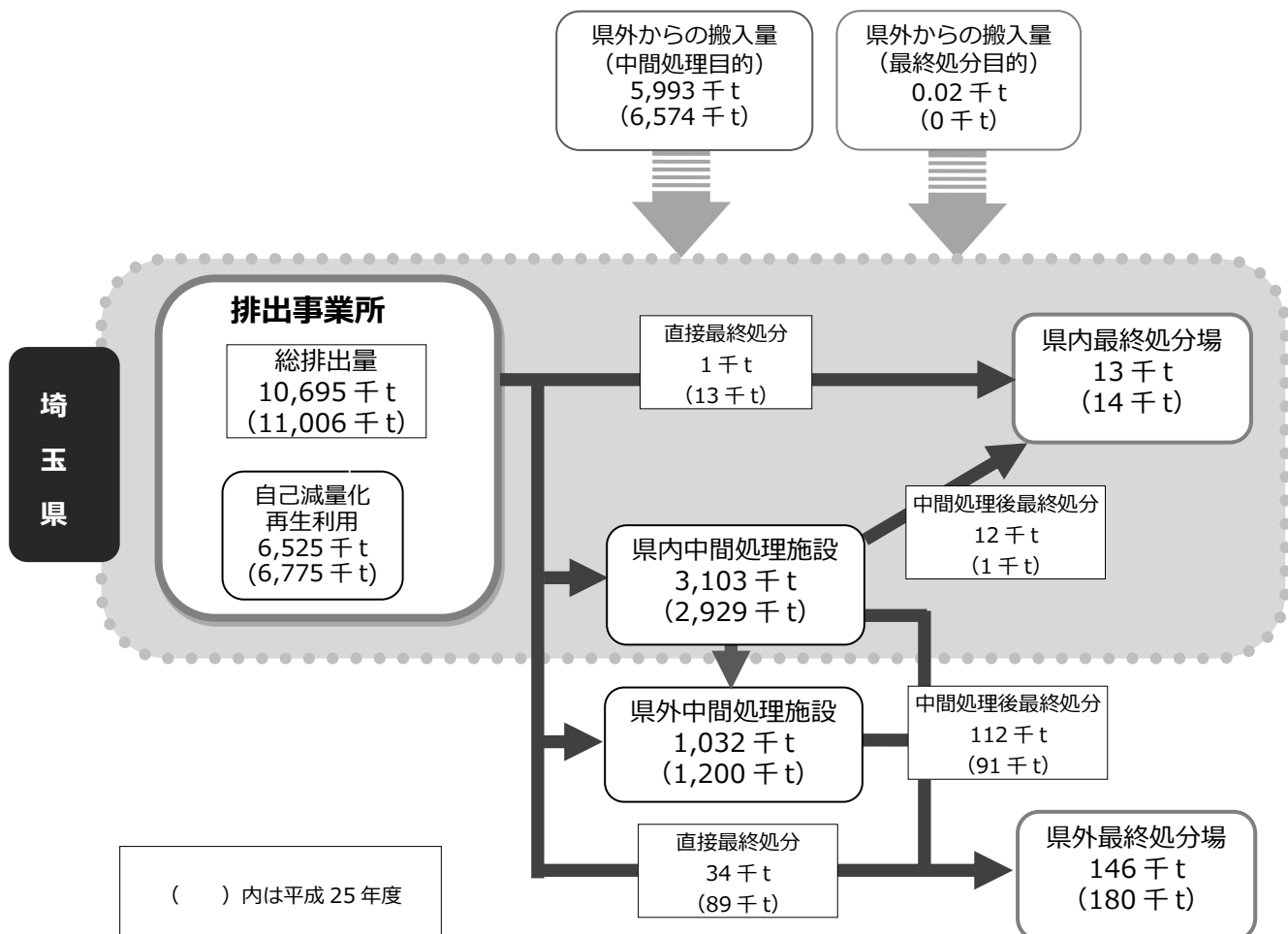


図 39 産業廃棄物の広域移動状況（平成 30 年度）

オ 中間処理施設設置状況

表 3 に本県の中間処理施設設置状況の推移を示します。

令和元年度の中間処理施設数は 862 施設で、10 年前（平成 21 年度）から 52 施設、5 年前（平成 26 年度）から 8 施設、前年度（平成 30 年度）から 3 施設減少しています。

焼却施設（30 施設）のうち発電施設を有する施設は 7 施設です。

令和元年度の施設の種別では、破碎施設及び圧縮施設で全体の 65%を占めています。

表 3 中間処理施設設置状況の推移

処理方法	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
焼却	100	91	91	87	87	87	52	43	34	31	31	30
(発電施設有り)	5	5	5	5	5	5	5	6	7	7	7	7
破碎	417	376	381	398	415	426	401	444	454	388	405	403
中和	33	28	28	29	29	33	27	26	27	16	20	20
脱水	37	33	33	33	34	45	31	31	37	43	50	50
乾燥	12	11	11	10	10	10	7	6	8	8	8	8
蒸留	11	8	8	10	10	10	9	9	9	9	9	8
油水分離	8	9	13	13	13	13	10	10	13	17	18	18
切断	69	59	59	64	64	66	58	67	67	48	49	49
発酵	20	20	20	19	20	21	24	24	23	22	22	21
圧縮	77	131	140	142	150	156	151	154	160	144	153	157
その他	231	148	151	163	166	170	100	97	103	96	100	98
合計	1,015	914	935	968	998	1,037	870	911	935	822	865	862

カ 最終処分場の状況

表 4 に本県の最終処分場の施設数等の推移を示します。

平成 23 年度に安定型最終処分場（1 施設）が廃止後、平成 30 年度まで県営の管理型最終処分場（埼玉県環境整備センター*）が 1 施設です。

*埼玉県環境整備センターは、一般廃棄物の最終処分場でもある。

表 4 最終処分場の施設数等の推移

	区分	施設概要	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
安定型 最終処分場	公共	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		埋立面積 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		埋立容積 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民間	施設数	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
		埋立面積 (㎡)	2,942	2,942	2,942	2,942	-	-	-	-	-	-	-
		埋立容積 (㎡)	8,247	8,247	8,247	8,247	-	-	-	-	-	-	-
管理型 最終処分場	公共	施設数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		埋立面積 (㎡)	225,500	225,500	225,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500	282,500
		埋立容積 (㎡)	2,141,000	2,141,000	2,141,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000	2,758,000
	民間	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		埋立面積 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		埋立容積 (㎡)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

キ 監視指導状況

表 5 に本県の監視指導件数の推移を示します。

廃棄物の排出事業者及び処理業者に対し、立入検査及び不適正処理の指導を実施しています。

令和元年度の監視指導件数は 10,579 件であり、PCB 廃棄物の期限内処理に向けた立入検査の増などにより、5 年前（平成 26 年度）から 3,403 件増加しています。

表 5 監視指導件数の推移

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
監視指導件数	不適正処理	1,581	1,667	2,079	2,230	4,466	3,069
	適正処理	5,248	5,166	6,398	5,745	5,786	7,072
	その他	347	305	266	282	274	438
	合計	7,176	7,138	8,743	8,257	10,526	10,579
不法投棄件数		20	21	33	35	38	32

第4項 食品ロス

1 全国における食品ロスの発生状況等

図40に全国の平成29（2017）年度における食品廃棄物等の発生状況を示します。

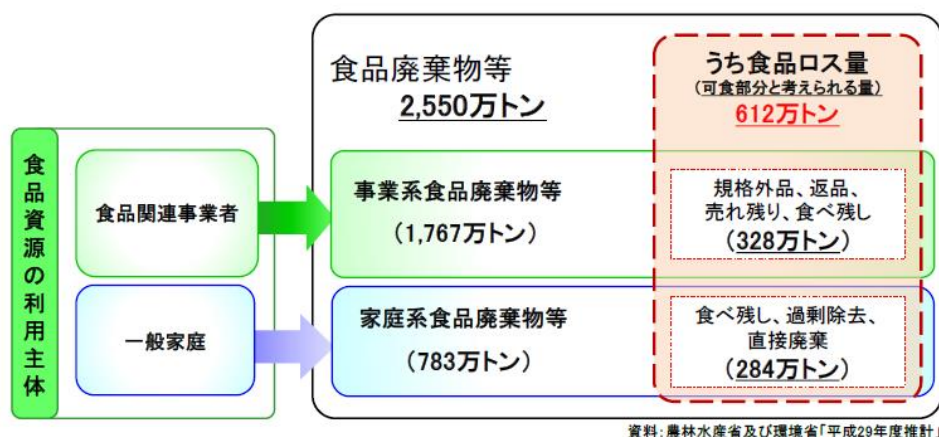
食品関連事業者等から発生した食品廃棄物等の量は1,767万トンであり、そのうち規格外品や食べ残し等により発生した食品ロスの割合は18.6%となっています。また、家庭から発生された食品廃棄物等の量は783万トンであり、そのうち食べ残しや直接廃棄等により発生した食品ロス量の割合は36.3%となっています。

このように、家庭系の食品廃棄物等に占める食品ロス量の割合は、約4割に及び、事業系の約2倍となっています。

また、事業系食品ロスの発生要因の内訳としては、図41のとおり、外食産業からの発生が最多となっています。

● 食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「平成29年度推計」

〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は3億8,354万トン（平成29年度）、一般廃棄物の総排出量は4,272万トン（平成30年度）
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

図40 食品廃棄物等の発生状況<概念図>

出典：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料（令和2年6月23日版）」

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳

（平成29年度）

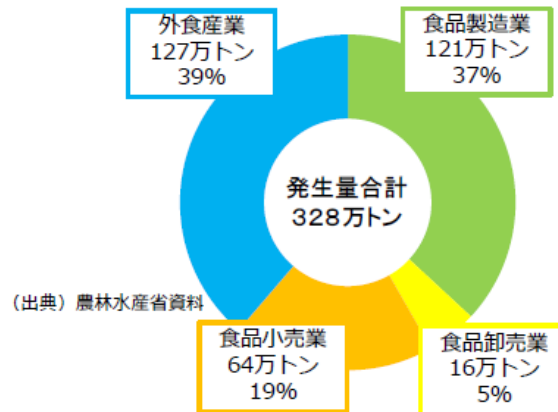


図 41 事業系食品ロスの発生要因の内訳

出典：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料（令和2年6月23日版）」

なお、全国の食品ロスの推計方法は、次のとおりです。

事業系は主に食品リサイクル法に基づき行っている定期報告等の結果から、家庭系は主に一部の市町村を対象に行っている食品廃棄物、食品ロスの発生状況のアンケート結果等から食品ロス量を推計しています。

食品ロスの推計方法

●事業系廃棄物由来（農林水産省による推計）

1. 農林水産省が、食品リサイクル法に基づき行っている定期報告及び統計調査の結果により、食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量を試算。
2. 定期報告者へのアンケート調査により得られた食品廃棄物等の可食部割合を、1で試算された食品廃棄物等の年間発生量に乗じることで可食部（食品ロス）の量を推計。

●家庭系廃棄物由来（環境省による推計）

1. 環境省が毎年、市区町村を対象に行っている食品廃棄物、食品ロスの発生状況のアンケート結果に基づき、家庭から発生する食品ロス量を把握。
2. 食品ロスの発生量を把握していない市区町村については、1の結果を基に算出。食品ロス量の食品廃棄物に対する割合の平均を食品廃棄物量に乗じて食品ロス量を推計。
3. 1と2を合計して食品ロス量を推計。

食品ロスの推計方法

出典：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料（令和2年6月23日版）」

図 42 に全国の食品ロスの発生量の推移を示します。

平成 12（2000）年度の食品ロス量は、家庭から発生する食品ロス（家庭系）が 433 万トン、食品関連事業者等から発生する食品ロス（事業系）が 547 万トンでした。平成 29（2017）年度は家庭系 284 万トン、事業系 328 万トンと推計されており、食品ロスの 46%は家庭から発

生しています。

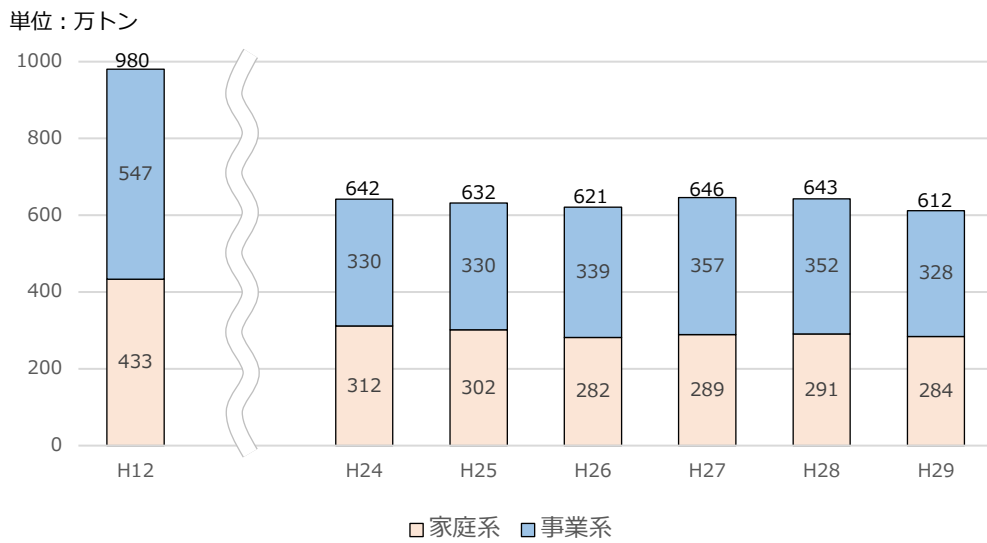


図 42 全国の食品ロス量について（農林水産省・環境省）

図 43 に国の目標値までの削減率を示します。

国は、第 4 次循環型社会形成推進基本計画等により、令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で食品ロス量を半減することを目標としています。事業系、家庭系の目標値はそれぞれ 273 万トン、216 万トンとなっています。

平成 29（2017）年度からの目標値までの削減率は、事業系 16.8%、家庭系 23.9%、年平均削減量は、事業系 4.2 万トン、家庭系 5.2 万トンとなっており、事業系に比べ家庭系はより一層の削減が求められています。

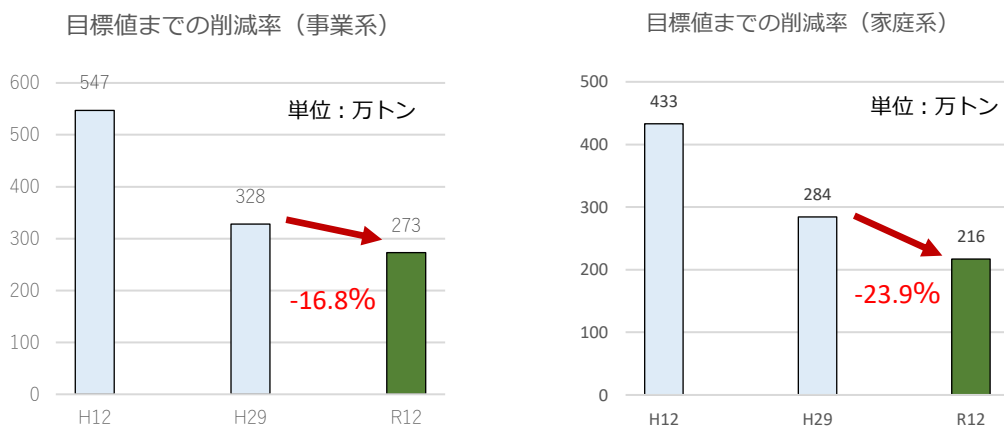


図 43 目標値までの削減率（事業系・家庭系）

2 本県における食品ロスの発生状況等

図 44 に本県の平成 30（2018）年度における食品ロスの発生状況の推計概念図を示します。

平成 30 年度に家庭等からの県内のごみの総排出量は 231 万トンでした。そのうち手つかずのまま捨てられたことにより発生した食品ロス量は 13.5 万トンとなっています。

一方、食品関連事業者等から発生した食品廃棄物等の量は 42.9 万トンであり、そのうち規格外品や食べ残し等により発生した食品ロス量は 13.1 万トンとなっています。

県内で発生した食品ロス量 26.6 万トンのうち、51%に当たる 13.5 万トンが家庭から発生したと推計され、国の割合と異なり、本県では家庭系が事業系より多く発生したという結果となっています。

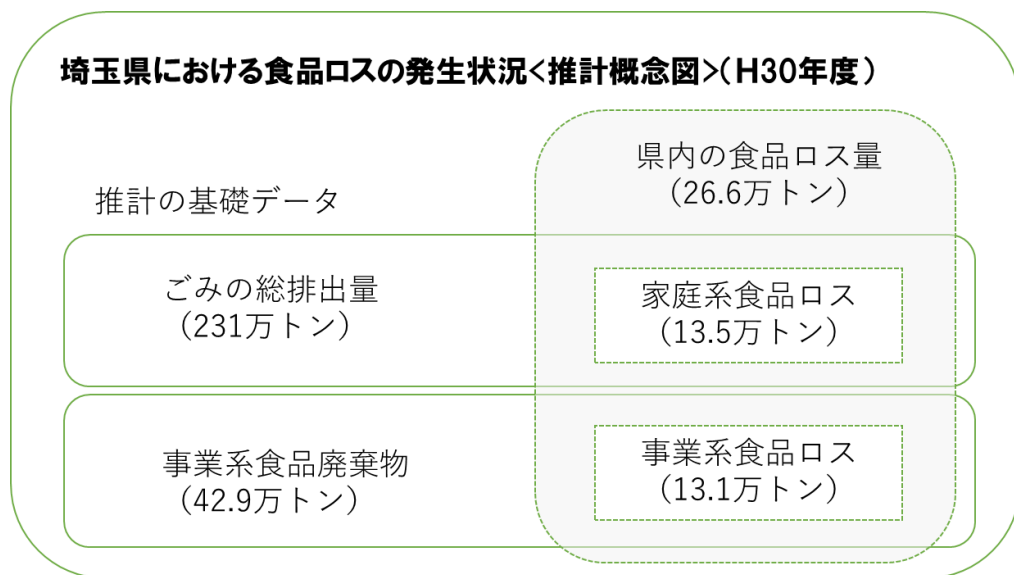


図 44 本県における食品ロスの発生状況<推計概念図>（平成 30 年度速報値）

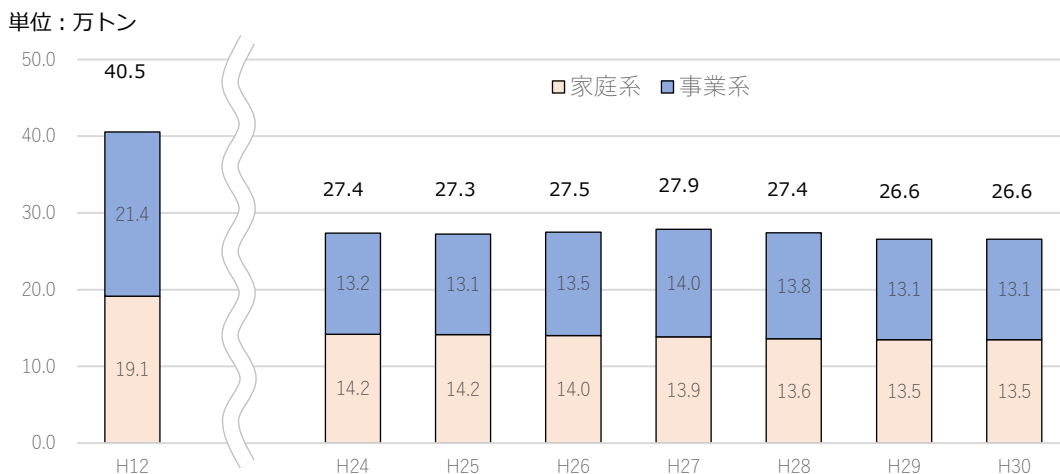


図 45 本県の食品ロス量

(1) 家庭から発生した食品ロス量

本県では、令和元（2019）年 11 月に県内自治体と連携して「家庭の食品ロス排出実態調査」を実施し、家庭などから排出される可燃ごみに占める食品ロスの割合を調査しました。

その結果、図 46 のとおり、家庭などから排出される可燃ごみのうち、熊谷市では 6.3%、飯能市では 4.4%がそれぞれ食品ロスとなっており、特に手つかずのまま捨てられた野菜が多いということがわかりました。

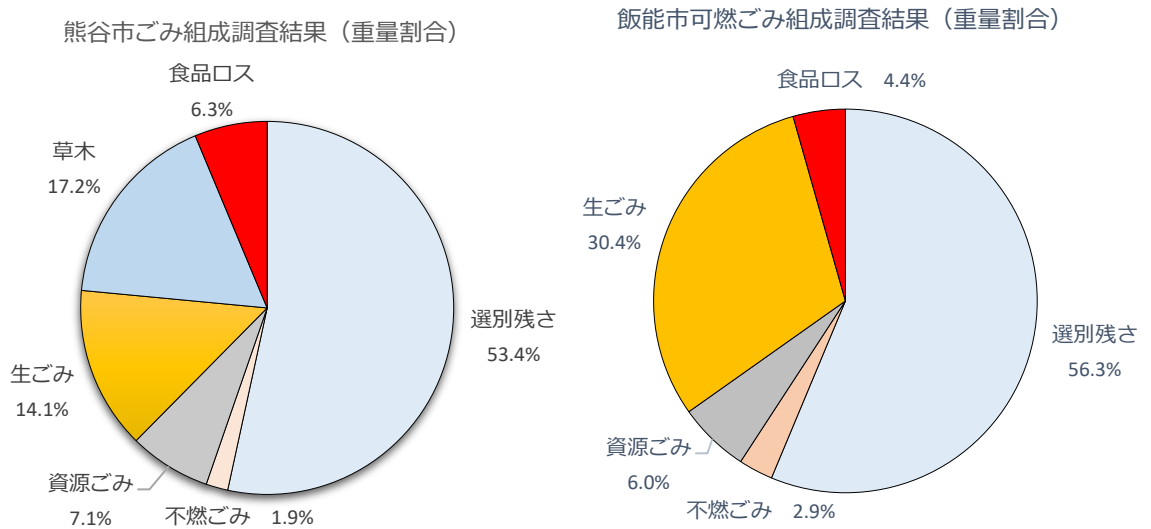


図 46 熊谷市及び飯能市の組成調査結果



調査で抽出された手つかず食品

これまでに調査を行った県内自治体の可燃ごみに占める食品ロスの割合は、さいたま市が 3.7%、加須市が 4.8%、草加市が 7.3%、川越市が 8.3%、越谷市が 8.5%となっており、平均では 6.18%となっています。

また、他都道府県における自治体の調査でも、可燃ごみに占める食品ロスの割合[※]や食品ロスのうち最も多いものは生鮮野菜であることなど、同様の結果が出ており、本県の家庭からの食品ロスの発生状況は、全国的な傾向と一致していると推定されます。(表 6、図 47)

自治体名	可燃ごみに占める食品ロスの割合
仙台市	5.0%
土浦市	6.3%
荒川区	3.6%
豊田市	9.2%
名張市	8.3%
呉市	6.5%
鹿児島市	5.9%

表 6 可燃ごみに占める食品ロス(手つかず食品)の割合
 出典：「平成 29 年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」(環境省) から作成

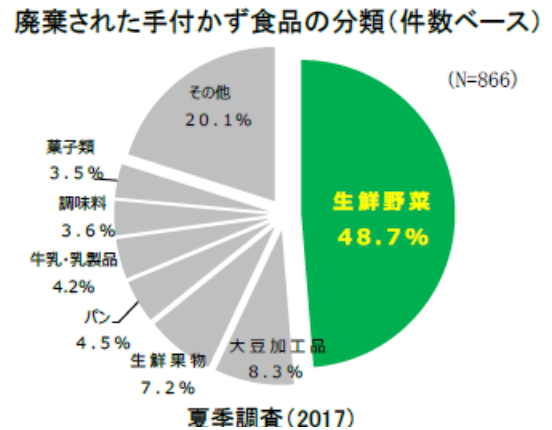


図 47 廃棄された手つかず食品の分類
 出典：食品ロス実態調査結果(神戸市)

※「市区町村食品ロス実態調査支援報告書(平成 29 年～令和元年度)」に記載の全国 44 市町の平均値は 7.2%

これらの調査を踏まえ、県全体のごみの排出量から推計される県内の家庭から発生する食品ロス量(家庭系)は、平成 30(2018)年度で約 13.5 万トンと推計しています。

なお、図 48 のとおり、近年はわずかに減少傾向にあります。(推計方法については次ページ《参考》を参照。)

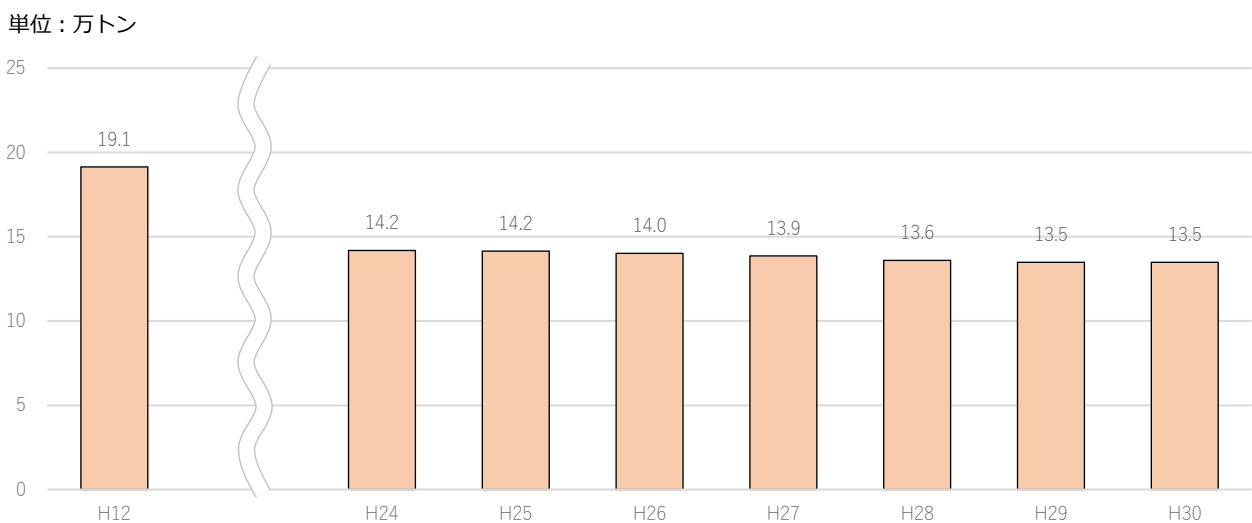
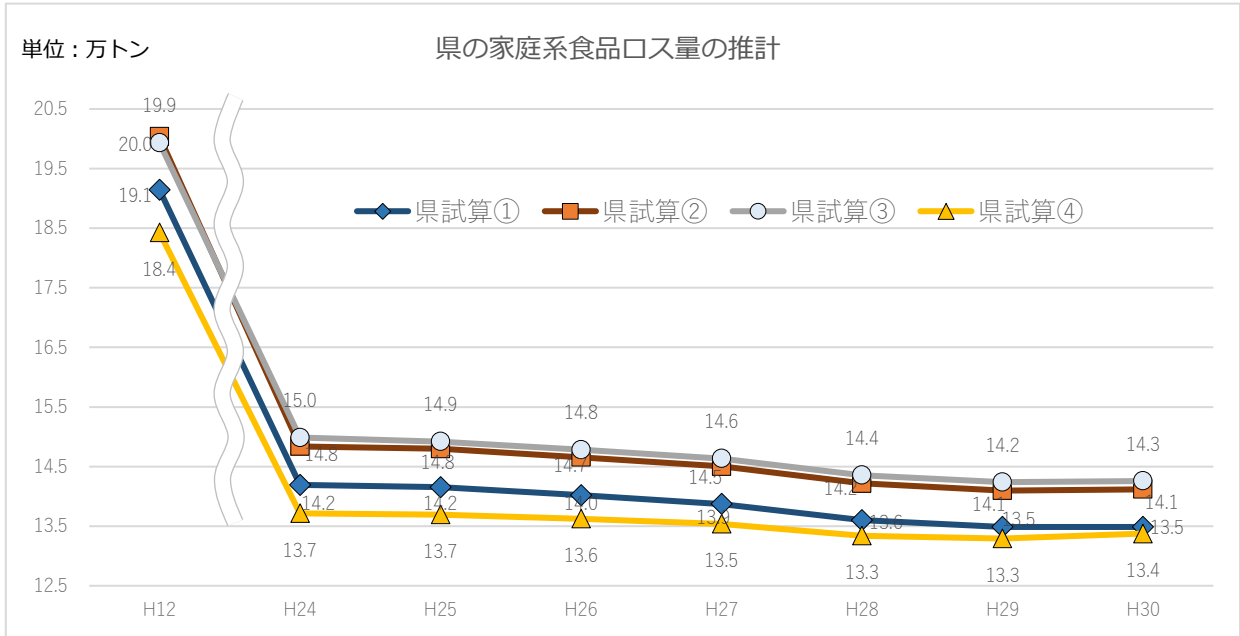


図 48 本県の家庭系食品ロス量

「参考」 家庭系食品ロス量の推計について

家庭系食品ロス量の推計に当たっては、人口割合やごみの排出量に占める食品ロスの割合などの方法が考えられます。



- ① これまでに家庭系食品ロスの調査を実施した7市ごとの食品ロスの割合から推計した食品ロス量に、7市以外の市町村のごみ排出量に調査実施7市の平均割合（6.18%）を乗じたものを加えて推計【国に準じた推計方法】
- ② ①の7市ごとの食品ロスの割合から推計した食品ロス量に、7市以外の自治体のごみ排出量に政令市を除く調査実施6市の平均割合（6.6%）を乗じたものを加えて推計
- ③ ①の7市のごみ排出量に占める食品ロス量の平均割合（6.18%）を県の総排出量に乗じて推計
- ④ 人口割合（埼玉県／全国）に基づく推計

各市のごみ排出状況等はそれぞれ異なることから、最も実態に近いと考えられる調査実施市それぞれの食品ロス量の合計に、調査未実施市町村のごみ排出量の合計に実施市の食品ロス割合の平均値を乗じたものを加えて全県の食品ロス量を推計する①を採用しています。

(2) 食品関連事業者等から発生した食品ロス量

食品関連事業者等から排出される食品ロス量については、令和2（2020）年度に国の推計方法に準じ、食品リサイクル法に基づき多量排出事業者から提出される定期報告等の結果に基づき推計しました。

この結果、県内の食品関連事業者等から発生する食品ロス量（事業系）は、13.1万トンと推計しました。

なお、図49のとおり、近年は減少傾向にあります。（推計方法については次ページ《参考》を参照。）

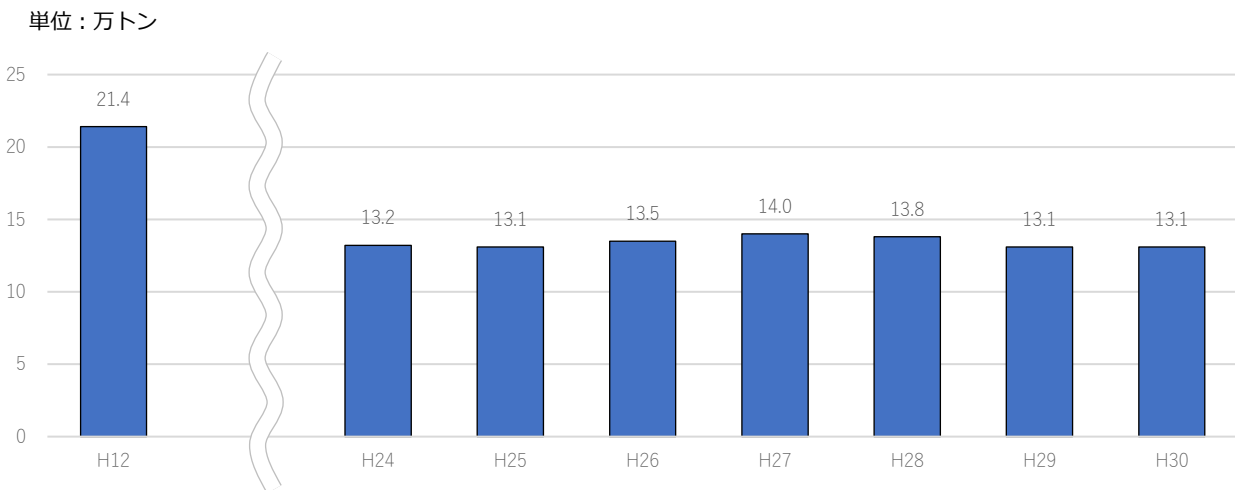


図49 本県の事業系食品ロス量

本県の事業系食品ロス量に占める業種別の発生割合は、図50のとおり、製造業が15.6%、卸売業が10.6%、小売業が26.9%、外食産業が46.9%となっており、国と同様、外食産業からの発生量が最も多い状況となっています。

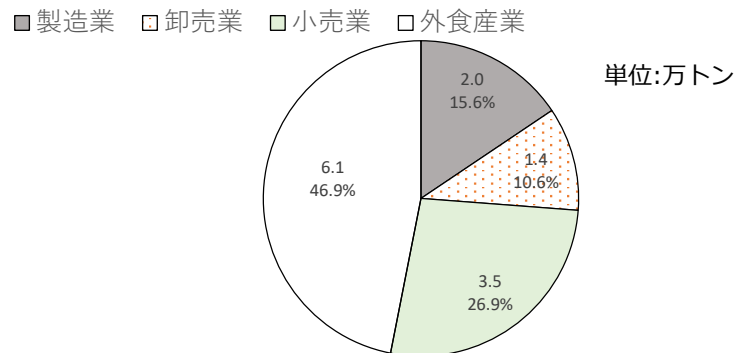
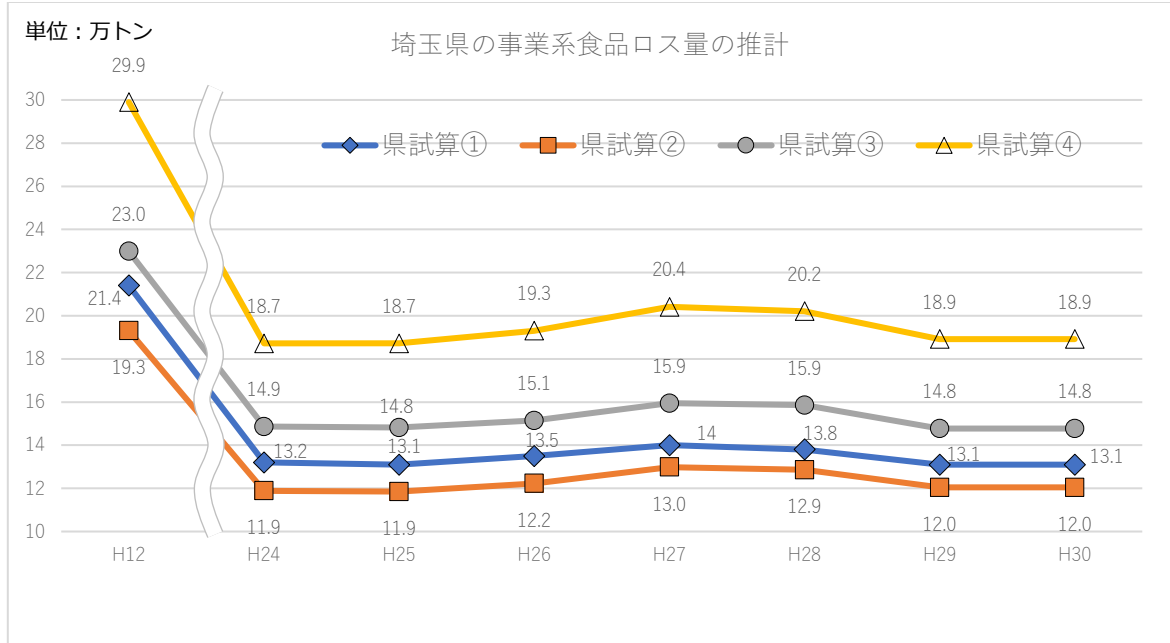


図50 本県の事業系食品ロス量の内訳

「参考」 事業系食品ロス量の推計について

事業系食品ロスの推計に当たっては、国の推計方法に準じた方法の外、事業所割合、人口割合などの方法が考えられます。



- ① 食品リサイクル法に基づく多量排出事業所の定期報告の発生量等に可食部割合を乗じて推計【国に準じた推計方法】
- ② 食品関連事業所数割合に基づく推計
- ③ 県の総事業所数割合に基づく推計
- ④ 人口割合に基づく推計

食品廃棄物等の年間発生量が100トンを超える多量排出事業者は、食品リサイクル法に基づく定期報告書の提出が義務付けられています。

この定期報告による食品廃棄物等の発生量の集計結果は、都道府県別に公表されており、全発生量に占める定期報告による発生量の集計結果の割合は、平成29年度で85.2%となっています。

このため、県内の事業系食品ロスの推計に当たっては、単なる事業所数割合等を採用せず、食品リサイクル法に基づく定期報告データ等を基に、各業種別の可食部割合を乗じて推計する①を採用しています。

第5項 現行計画の状況

現行計画の第8次埼玉県廃棄物処理基本計画の計画期間は平成28年度から令和2年度までです。

ここでは現行計画策定時の最新値（平成25年度）から現在の最新値（平成30年度）までの推移を基に、現行計画で設定した令和2年度の目標値の達成に向けた進捗と達成の見通しについて整理しました。

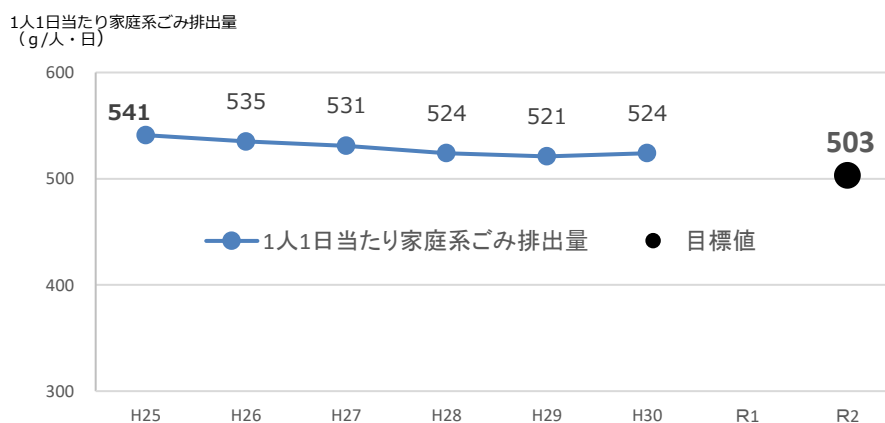
第8次計画の目標値と進捗状況

区分		実績		目標値
		平成25年度	平成30年度	令和2年度
一般廃棄物	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	541	524	503
	事業系ごみ排出量 (千t)	543	535	488
	1人1日当たりの最終処分量 (g/人・日)	49	34	44 (達成)
産業廃棄物	最終処分量 (千t)	194	159	175 (達成)

1 一般廃棄物

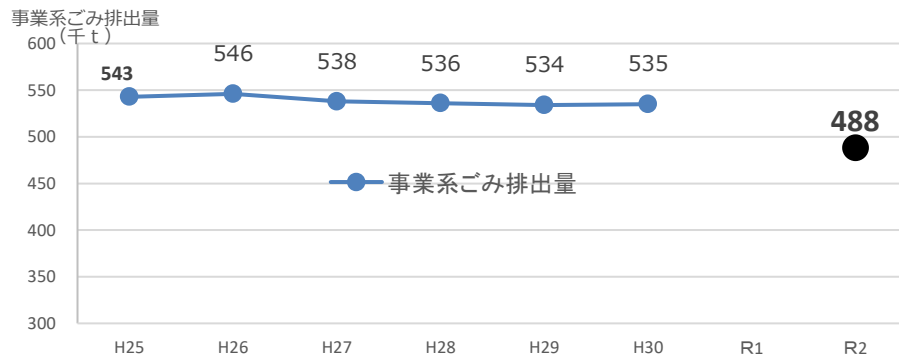
ア 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成28年度までは目標達成のペースで減少しましたが、その後横ばいで推移しています。



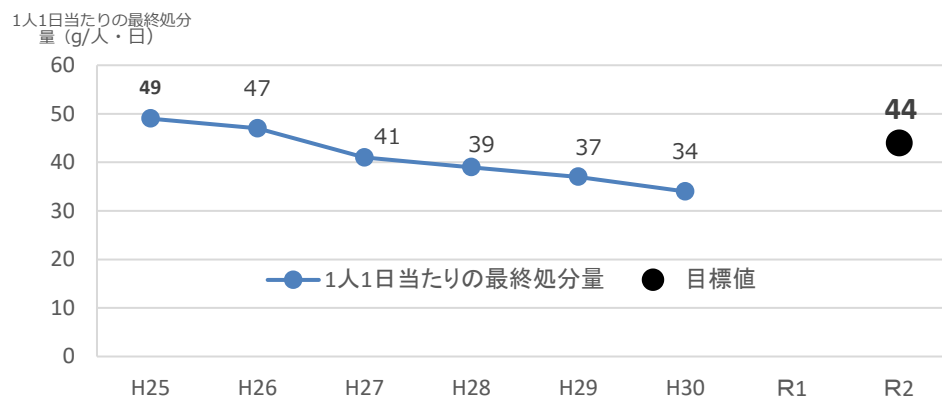
イ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、平成 27 年度以降は目標値に対して横ばいで推移しています。



ウ 1人1日当たりの最終処分量

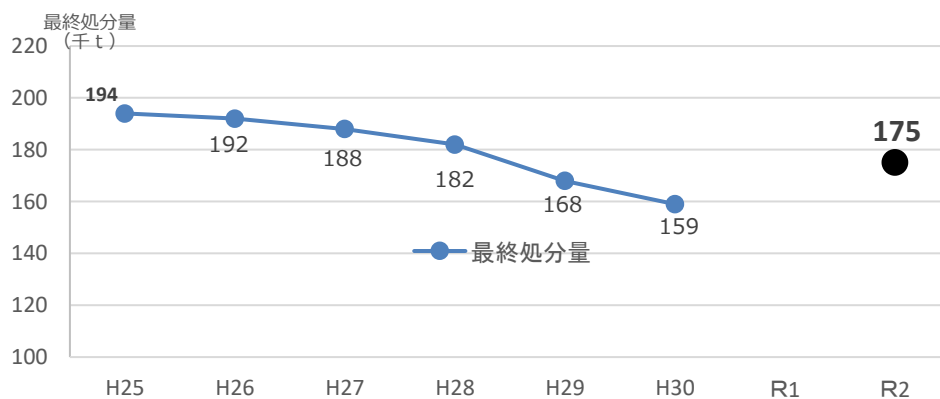
1人1日当たりの最終処分量は、目標達成以上のペースで減少し、令和2年度の目標を達成しています。



2 産業廃棄物

ア 最終処分量

産業廃棄物の最終処分量は、目標達成以上のペースで減少し、令和2年度の目標を達成しています。



第2節 本計画策定に影響を与える主な要因

第1項 政策的な要因

1 SDGs (H27)

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

本県においても部局横断かつ官民協働による全県的なSDGs推進体制を構築し、『ワンチーム埼玉』でSDGsの達成に向けた取組を推進しています。

特に本計画と関わりの強いSDGsの開発目標とターゲットは以下のとおりです。



・クリーンエネルギー（ターゲット7.a）

2030年までに再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。



・全ての人々に基本的サービス（ターゲット11.1）

2030年までに全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

・環境上の悪影響軽減（ターゲット11.6）

2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



・食品ロスの減少（ターゲット12.3）

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

・廃棄物削減（ターゲット12.5）

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



・自然災害に対する強靱化等（ターゲット13.1）

全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

・気候変動対策（ターゲット13.3）

気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

2 パリ協定（H27）

パリ協定は、国際的な地球温暖化への取組として、平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリで開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で、令和 2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして採択され、平成 28（2016）年 11 月に発効しました。

本県においても、埼玉県地球温暖化対策実行計画において、埼玉県の令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比 26%削減するという目標を掲げています。

今後、本県の廃棄物部門における温室効果ガスの削減のため、廃棄物処理の効率化によるエネルギー使用量の削減や廃棄物発電等によるエネルギーの有効活用等の更なる推進に取り組む必要があります。

3 廃棄物処理法に基づく国の基本方針（H28）

平成 28 年 1 月に廃棄物処理法第 5 条の 2 の規定に基づく国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。特に「1 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向」において、災害の頻発化・激甚化への対応の強化が示されています。本県の計画においては、前述の事項と併せて方針に示される以下の事項を検討する必要があります。

- ・環境負荷低減
- ・廃棄物の排出抑制・適正な循環利用・低炭素化
- ・災害の頻発化・激甚化への対応

4 PCB 特別措置法の改正（H28）

平成 13 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）」が施行され、国が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（PCB 廃棄物処理基本計画）」を策定しました。平成 28 年に PCB 特措法が改正され、高濃度 PCB 廃棄物を保管する事業者は、計画的処理完了期限の 1 年前までの処分が義務付けられました。

本県においても国の計画に基づき「埼玉県 PCB 廃棄物処理計画」を策定しており、期限内処理に向けて計画的に処理を推進していく必要があります。

5 循環型社会形成推進基本計画（H30）

国により平成 15 年度に第 1 次計画が策定されて以来、平成 30 年度に第 4 次循環型社会形成

推進基本計画が策定されました。この計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げ、その実現に向けて概ね令和7年度までに国が講ずべき施策を示しています。

本県においても、適正処理の更なる推進と環境再生、徹底的な資源循環、地域循環共生圏形成による地域活性化を目指す方針を検討していく必要があります。

6 食品ロス削減推進法の施行（R元）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくために、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。そしてその翌年、国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むために「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定されました。

本県も以下の項目に関して、これまで以上に検討を進めていく必要があります。

- ・食品ロスについての理解促進
- ・消費者、事業者等の食品ロス削減に向けた具体的行動
- ・未利用食品の活用 等

7 プラスチックごみの輸出規制（R元）

有害廃棄物の輸出の基準や手続等を規定するバーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）の附属書改正が令和元年5月に採択され、令和3年1月から「汚れたプラスチックごみ」が条約の輸出入の規制対象に加わることになりました。

今後、プラスチックごみの輸出規制が強化されることにより、国内におけるプラスチックごみの滞留や国内処理のひっ迫による不法投棄等の不適正処理の防止の徹底や処理体制の整備を図る必要があります。

8 プラスチック資源循環戦略（R元）

第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、国により令和元年に3R+Renewable（持続可能な資源）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

プラスチックの3R推進、海洋ごみ問題への取組、プラスチックごみの一括回収等、循環利用

を図っていくことを基本原則としており、本県においても、基本原則に沿った取組を検討していく必要があります。

第2項 経済的な要因

1 ESG投資やグリーンボンド等の発行拡大

気候変動等、環境問題意識の高まりが見られるなか、幅広い投資概念としてESG投資（環境<E>、社会<S>、ガバナンス<G>）の3つの観点から企業の将来性や持続性等を分析・評価した上で投資先を選別する方法が今後さらに増えてくると考えられます。ESG投資での投資先は環境、貧困、人権、労働などの様々なESGの課題解決に取り組む企業であることから環境負荷の低減につながることであります。また、特に環境を意識した投資手段としてグリーンボンドの発行等の動きは、日本においても顕著になってくると考えられます。

2 リサイクル資材の市況

各種リサイクル法等が制定された平成12年頃から新たな製品材料として再利用するため、中国等へのプラスチックごみ、古紙の輸出が大幅に急増しました。

しかし、中国では、輸入したプラスチックごみの一部は野外焼却など不適正に処理され、環境に悪影響を及ぼしていたことから、近年、中国では環境改善が重大政策目標に挙げられ、プラスチックごみ、古紙等の固形廃棄物の輸入が制限、禁止されました。また、輸入古紙に対しても、平成29年の「ナショナルソード」政策により古紙を含む固形廃棄物の輸入規制が強化され、当年末には未選別古紙、低品質古紙の輸入が禁止されました。今後、県内で回収したリサイクル資材の受入等にも影響が懸念されます。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的な影響

令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大による経済的な影響が世界的に生じ、大きな経済効果が期待されている東京オリンピック・パラリンピックは延期になりました。今後の経済効果等が廃棄物処理に及ぼす影響について注視していく必要があります。

第3項 社会的な要因

1 少子高齢化や人口減少による人口構造の変化

図51に本県の平成20年度から平成30年度の人口の推移を示します。

平成30年度の本県の人口は、737万1千人であり、10年前（平成20年度）から約4.0%、

5年前（平成25年度）から約1.1%、前年度（平成29年度）から約0.2%増加しています。

図52に本県の令和元年度から令和12年度までの人口の見通しを示します。

人口は令和2年度にピークを迎えると予測されています。令和7年度は720万3千人、令和12年度は707万6千人になると予測されています。

この人口構造の変化の進展に持続的に対応できる廃棄物処理体制を構築していく必要があります。

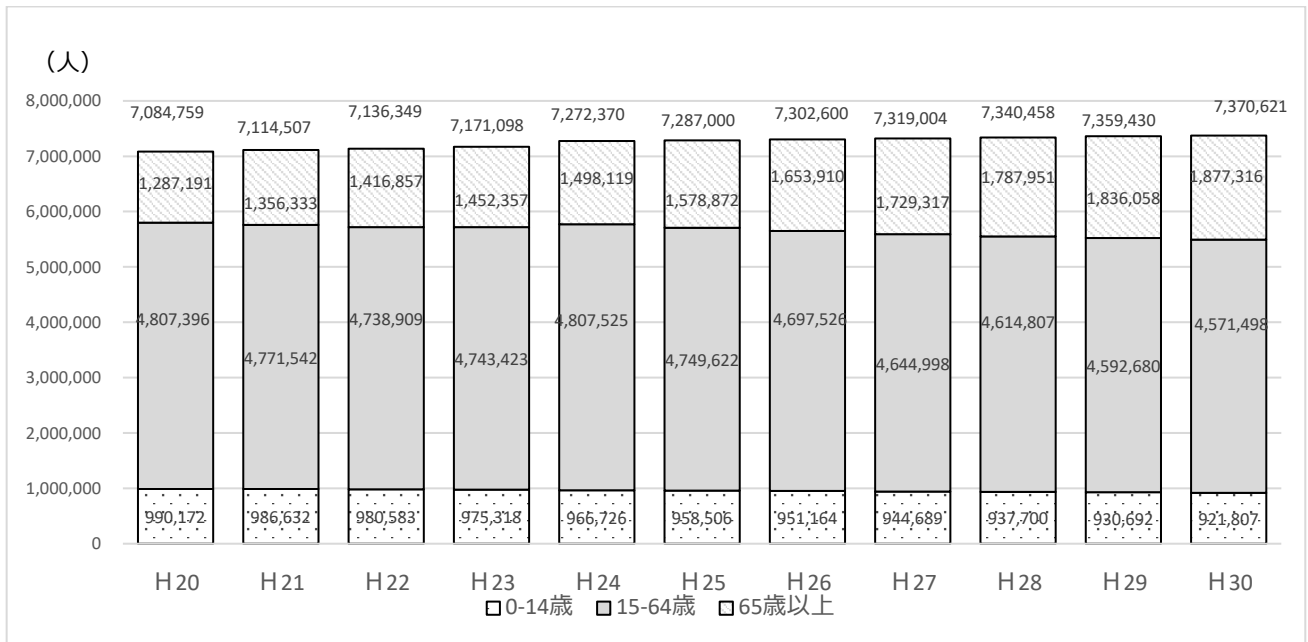


図51 人口の推移

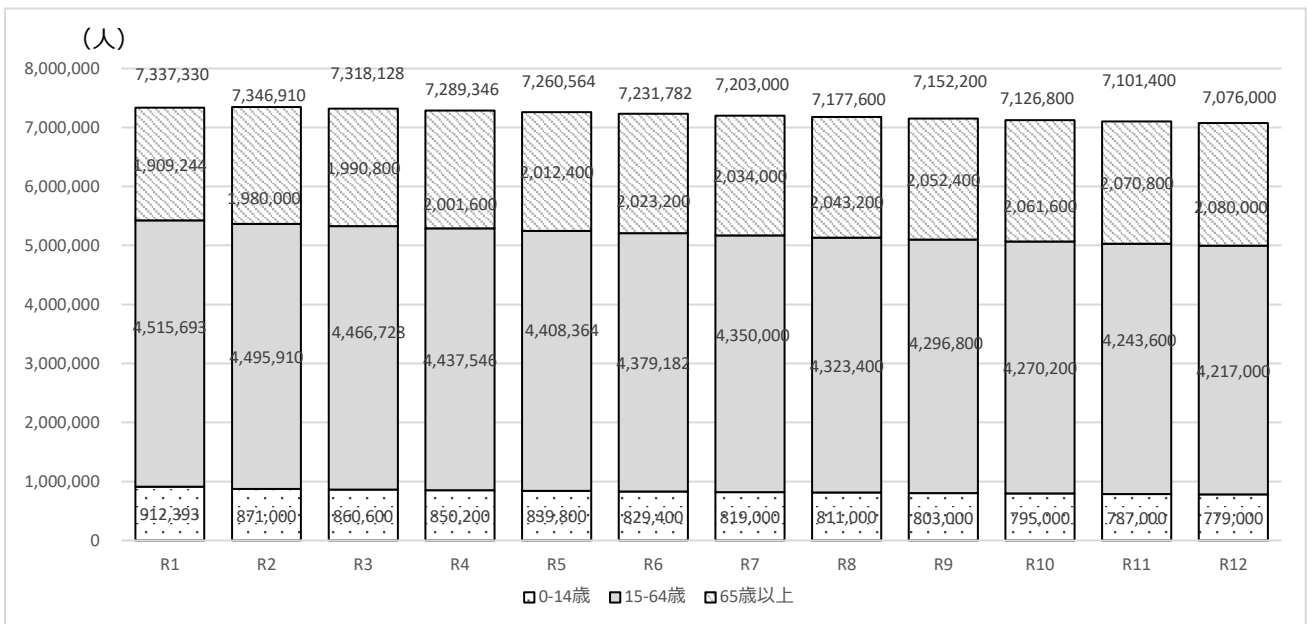


図52 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所

2 ライフスタイルの変化

経済のグローバル化、インターネットの普及、少子高齢化、在宅勤務の拡大などの変化に伴い、人々の暮らし、地域社会、仕事の世界を秩序づけてきた構造は大きく変わりつつあります。ごみ問題についても、都市部への人口集中と地方の過疎化が進み、地方の自治体では、少子高齢化や人口減少による人口構造の変化等により高齢者のごみ出し支援を進めていくこと等が求められています。また、核家族や一人暮らしの増加に伴い個食が増え、コンビニエンスストアを利用する人が増えるほか、インターネットを介在した取引は企業と個人間だけでなく、個人間にも拡大する等、商品の販売形態も大きく変化しています。モバイル製品等の普及により、リチウムイオンを使用した製品のごみによる火災等の事故が発生しています。

こうした人口構造の変化、インターネットの普及などに伴うライフスタイルの変化に対応した、ごみの収集・処理の仕組みを検討する必要があります。

3 自然災害の頻発化・激甚化

国内では、近年自然災害が激甚化し、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等では大きな被害をもたらしました。今後、地球温暖化に伴い、豪雨災害の発生確率がさらに高まる可能性が指摘されています。また、平成 28 年熊本地震や平成 30 年大阪北部地震などの地震災害も頻発しています。このような災害に伴い、大量に発生する災害廃棄物や廃棄物処理施設等の被害による廃棄物処理の遅滞などの各種リスクに加え、広域停電の継続による生活環境の悪化などの被害が生じています。このような将来予測されるリスクに対応するため、関係機関の連携強化による災害廃棄物の処理体制の構築や災害廃棄物処理計画の策定、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型のエネルギーシステムの構築など、これまでの災害対策で得たノウハウを活かした変革が求められています。本県でも、令和元年東日本台風により河川が氾濫し、災害廃棄物処理を実施した市町村が多数ありました。その経験を活かし災害廃棄物処理体制を見直し、今後の災害に対応していく必要があります。また、ごみ焼却施設の発電等の熱回収機能に着目し、災害等発生時の地域の災害対策拠点として機能できるよう廃棄物処理施設をエネルギーセンターとして地域のレジリエンス強化に活用していくことが求められます。

4 新型コロナウイルス感染症の拡大による廃棄物処理事業への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民の生活や社会経済に大きな影響を及ぼしています。廃棄物処理については、海外とのリサイクル資材の取引の停滞、外出自粛による家庭系ごみの増加がみられました。また、エッセンシャルワーカーであるごみの収集運搬業者への感染

リスクも懸念されています。新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変革に対応できる持続可能なごみ処理体制構築への取組の推進が必要となります。

5 アスベスト等を含む建築材料を使用した建築物の老朽化

国土交通省によると、アスベスト等を含む建築材料を使用している可能性がある建築物は老朽化により、今後解体工事件数が増加し、令和 10 年前後にピークを迎えると推計されています。そのため、今後安全な処理・処分が行われるための監視・指導体制の強化等が求められます。また、大気汚染防止法改正により、令和 4 年度から原則として建築物の解体等の際にはアスベスト（石綿）含有建材利用の有無の調査結果の都道府県への報告が義務付けられることから、調査結果を踏まえた石綿含有廃棄物の不適正処理の防止を図る必要があります。

第 4 項 技術的な要因

1 AI・IoT 等の先端技術の向上

廃棄物処理・リサイクル業界においても、サービスの付加価値を高めるための設備投資やビジネスモデルのイノベーションが求められています。人口減少と人口構造の変化等による労働力人口の減少が業界の人手不足に繋がる可能性も高く、業務の効率化が不可避であると考えられます。

国においては、AI・IoT を活用した収集運搬ルート効率化を図るためのシステム構築や拠点一括集約回収ボックス方式等による収集運搬と中間処理の効率化の導入検討等が進められており、今後、県においても AI・IoT の先端技術の導入の促進が求められます。

2 廃棄物エネルギー利用技術の向上

気候変動の緩和に向けて、化石燃料を代替できる廃棄物を効率的に利用することが重要になっています。国内では、廃棄物からのエネルギー回収の手段としては、廃棄物発電が主流ですが、特に一般廃棄物の焼却施設では、発電効率は高いものでも 20 数パーセント程度です。抜本的なエネルギー効率向上には、熱利用を併用すること求められますが、熱は温度帯によってその価値が大きく異なるため、競合技術の進歩を考慮しながら効率的な熱利用や方法を検討する必要があります。

3 プラスチックごみの回収の効率化

家庭から排出されるプラスチック製品のリサイクルをこれまで以上に推進しようとする場合、空隙が多いため容積換算の価格が金属類と比較して廉価であることから輸送コストが循環の仕

組みを構築する上で大きな要因になります。そこで、より効果的な回収方法を新たに模索する必要があります。

第3節 将来予測

第1項 一般廃棄物

1 排出量

表7にごみ排出量の予測を示します。

生活系ごみ排出量は人口減少の影響やごみの排出削減の意識の向上により、平成30年度の1,667tから計画の最終年度の令和7年度には1,478千tまで減少すると予測されます。

事業系ごみ排出量は近年の緩やかな減少傾向が続くと予測されます。

集団回収量は近年の減少傾向が続くと見込まれ、平成30年度の105千tから令和7年度は74千tまで減少すると予測されます。

この結果、ごみ総排出量は平成30年度の2,307千tから令和7年度には2,078千tとなることが予測されます。

また、1人1日当たりの総排出量は、平成30年度の858gから令和7年度は790gに減少すると予測されます。

表7 ごみ排出量の予測

	平成30年度	令和7年度		令和12年度	
	実績値	推計値	平成30年度比	推計値	平成30年度比
ごみ総排出量(千t)	2,307	2,078	90.1%	1,927	83.5%
生活系ごみ	1,667	1,478	88.7%	1,353	81.2%
資源ごみ	258	229	88.7%	210	81.2%
家庭系ごみ	1,408	1,249	88.7%	1,144	81.2%
事業系ごみ	535	527	98.5%	522	97.5%
集団回収	105	74	70.3%	52	49.4%
1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日)	858	790	92.1%	746	86.9%
生活系ごみ	620	562	90.6%	524	84.5%
資源ごみ	96	87	90.6%	81	84.5%
家庭系ごみ	524	475	90.6%	443	84.5%
事業系ごみ量	199	200	100.5%	202	101.5%
集団回収量	39	28	71.8%	20	51.3%

*四捨五入するため、合計値が一致しないことがある。

2 処理・処分

表 8 に処理・処分の予測を示します。

平成 30 年度の再生利用量 549 千 t は、令和 7 年度では 511 千 t に減少すると予測されます。再生利用率は平成 30 年度（23.9%）から 0.7 ポイント増加し、24.6%になると予測されます。

また、最終処分量は平成 30 年度の 91 千 t から、令和 7 年度は 82 千 t に減少すると予測されます。1 人 1 日当たりの最終処分量は平成 30 年度の 34g/人・日から令和 7 年度は 31g/人・日に減少すると予測されます。

表 8 処理・処分の予測

	平成 30 年度	令和 7 年度		令和 12 年度	
	実績値	推計値	平成 30 年度比	推計値	平成 30 年度比
再生利用量	549 千 t	511 千 t	93.1%	477 千 t	86.9%
再生利用率	23.9%	24.6%	+0.7 ポイント	24.8%	+0.9 ポイント
最終処分量	91 千 t	82 千 t	90.1%	76 千 t	83.5%
1 人 1 日当たりの最終処分量	34g/人・日	31g/人・日	91.2%	29g/人・日	85.3%

3 し尿等

表 9 にし尿等の予測を示します。

し尿と浄化槽汚泥の計画収集量の将来予測結果は以下のとおりです。

本県では、埼玉県生活排水処理施設整備基本構想に基づき公共下水道の普及がさらに拡大し、汲み取りし尿や浄化槽汚泥量は減少すると予測されます。

表 9 し尿等の予測

	平成 30 年度	令和 7 年度		令和 12 年度	
	実績値	推計値	平成 30 年度比	推計値	平成 30 年度比
し尿等	790 千 kL	553 千 kL	70.0%	543 千 kL	68.7%

第2項 産業廃棄物

1 業種別排出量

表10に業種別排出量の予測を示します。

近年のトレンド等を踏まえ、業種ごとに排出量を予測しました。

業種ごとの排出量を合計した「総排出量」は、平成30年度の10,695千tに対し、目標年度である令和7年度には76t減少し、10,619千tとなるものと予測されます。

排出量の多い業種は上下水道・電気・ガス業及び建設業で、増加すると予測される業種は運輸業、卸売・小売業、医療・福祉です。

表10 業種別排出量の予測

	平成30年度	令和7年度		令和12年度	
	実績値(千t)	推計値(千t)	平成30年度比	推計値(千t)	平成30年度比
農林業	702	688	98.0%	626	89.2%
建設業	2,901	2,634	90.8%	2,520	86.9%
製造業	2,199	2,098	95.4%	2,067	94.0%
上下水道・電気・ガス業	4,671	4,936	105.7%	4,849	103.8%
運輸業	20	23	115.0%	23	115.0%
卸売・小売業	80	87	108.8%	106	132.5%
医療・福祉	38	45	118.4%	44	115.8%
その他	84	108	128.6%	137	163.1%
合計	10,695	10,619	99.3%	10,372	97.0%

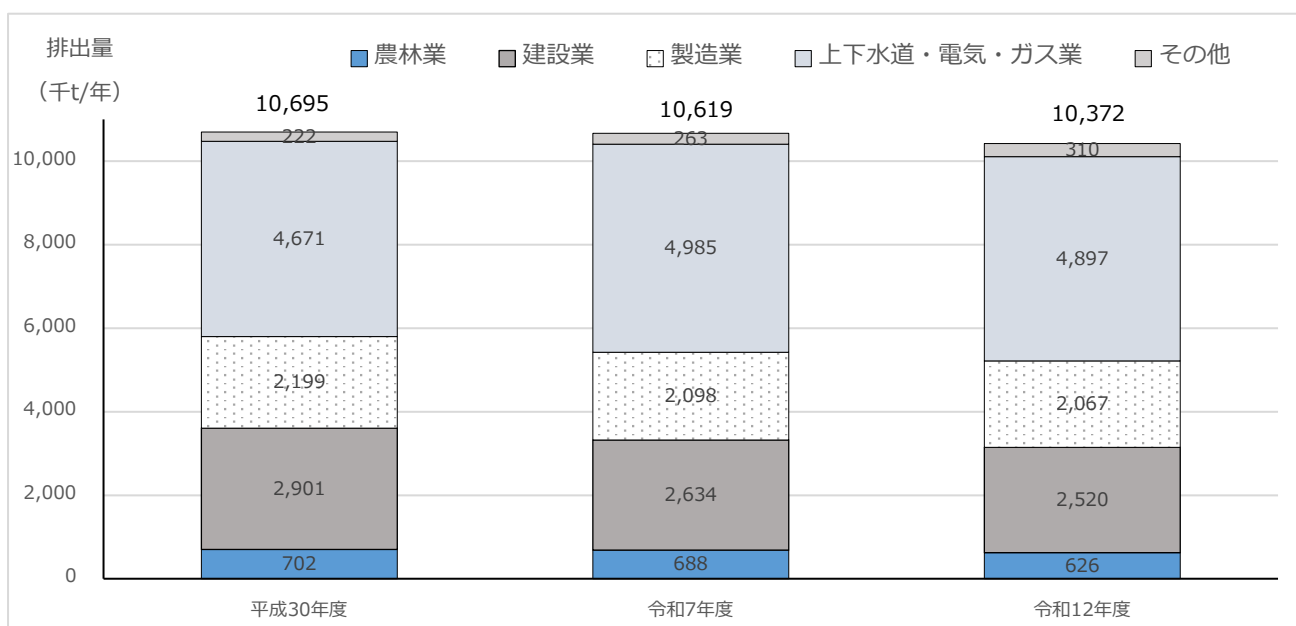


図53 業種別排出量の予測

2 種類別排出量

表 11 に種類別排出量の予測を示します。種類別に排出量をみると、汚泥の排出量が最も多くなっており、次いでがれき類、動物のふん尿、廃プラスチック類の順に多くなっています。図 54 に示すとおり排出量は微減傾向を示しています。

表 11 種類別排出量の予測

	平成 30 年度	令和 7 年度		令和 12 年度	
	実績値(千 t)	推計値(千 t)	平成 30 年度比	推計値(千 t)	平成 30 年度比
燃え殻	39	37	94.9%	37	94.9%
汚泥	6,481	6,641	102.5%	6,522	100.6%
廃油	108	108	100.0%	113	104.6%
廃酸	37	35	94.6%	35	94.6%
廃アルカリ	51	50	98.0%	50	98.0%
廃プラスチック類	340	338	99.4%	350	102.9%
紙くず	62	58	93.5%	57	91.9%
木くず	215	198	92.1%	191	88.8%
繊維くず	4	4	100.0%	4	100.0%
動植物性残さ	118	113	95.8%	111	94.1%
動物系固形不要物	1	1	100.0%	1	100.0%
ゴムくず	2	2	100.0%	2	100.0%
金属くず	149	146	98.0%	149	100.0%
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	288	274	95.1%	271	94.1%
鋳さい	156	148	94.9%	144	92.3%
がれき類	1,861	1,695	91.1%	1,625	87.3%
ばいじん	34	33	97.1%	32	94.1%
動物のふん尿	700	685	97.9%	624	89.1%
混合廃棄物等	50	54	108.0%	54	108.0%
合計	10,695	10,619	99.3%	10,372	97.0%

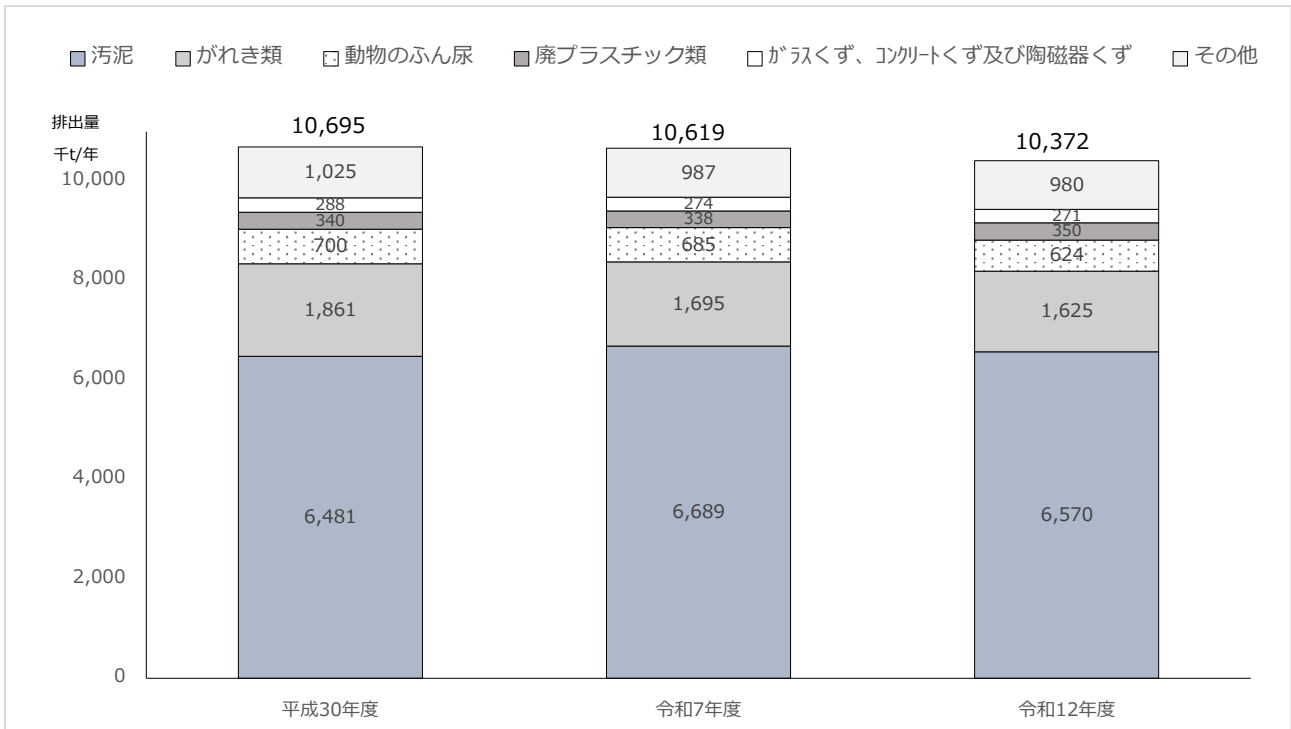


図 54 種類別排出量の予測

3 処理・処分

表 12 に処理・処分の予測を示します。排出された廃棄物は、ほとんど再生利用又は減量化されています。図 55 に示すとおり、将来予測においては、再生利用量、最終処分量は令和 12 年度に向けて減少すると予測されます。

表 12 処理・処分の予測

	平成 30 年度	令和 7 年度		令和 12 年度	
	実績値(千 t)	推計値(千 t)	平成 30 年度比	推計値(千 t)	平成 30 年度比
再生利用量	4,135 (38.7%)	3,923 (36.9%)	94.9%	3,791 (36.5%)	91.7%
減量化量	6,400 (59.8%)	6,541 (61.6%)	102.2%	6,427 (62.0%)	100.4%
最終処分量	159 (1.5%)	155 (1.5%)	97.5%	154 (1.5%)	96.9%
合計	10,695	10,619	99.3%	10,372	97.0%

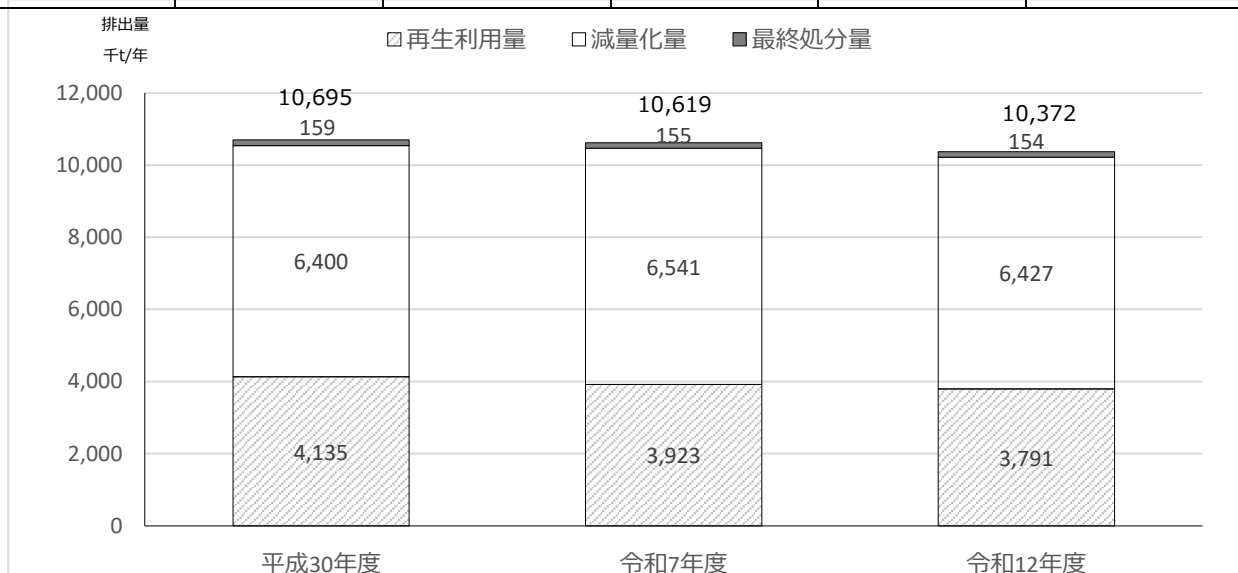


図 55 処理・処分の予測

第3項 食品ロス

1 家庭から発生する食品ロス量

表 13 に本県の家庭系食品ロス量の予測を示します。

近年の県民一人当たりの食品ロス量にこれまでの発生状況と将来人口を踏まえて推計された令和7年度の家庭系食品ロス量は13.2万トン、令和12年度は12.9万トンとなっています。

表 13 家庭系食品ロス量の予測

平成30年度（現状）	令和7年度		令和12年度	
実績値(万t)	推計値(万t)	平成30年度比	推計値(万t)	平成30年度比
13.5	13.2	97.8%	12.9	95.6%

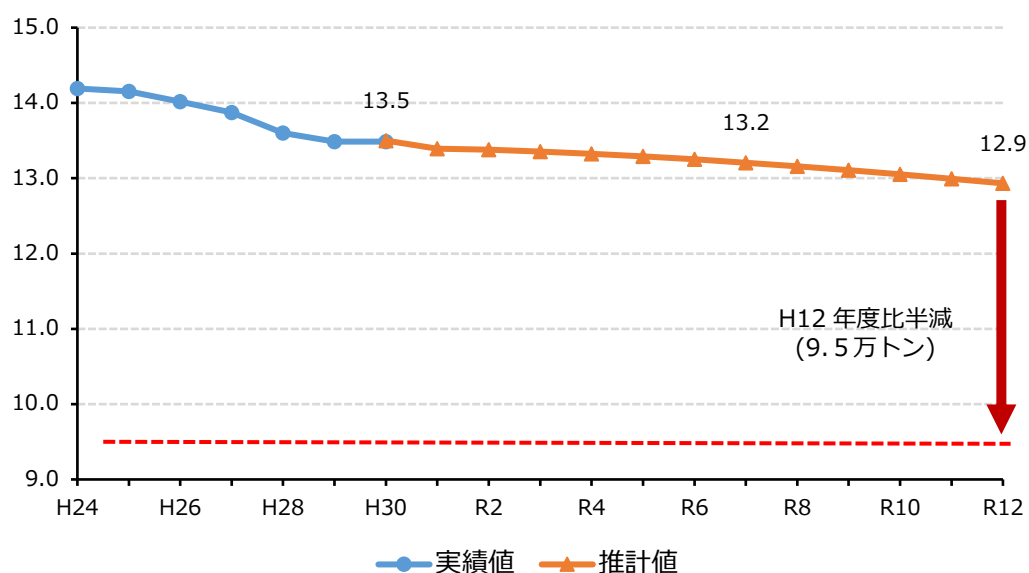


図 56 家庭系食品ロス量の予測

本県の平成12年度の家庭系食品ロス量は19.1万トンで、令和12年度までに平成12年度比で半減[※]（9.5万トン）とするためには、さらに3.4万トンの削減が必要です。

3.4万トンは、県民1人1日あたりに換算すると年間約4.7キログラム、1日約12.8グラムであり、現状の取組に加え、県民1人1人が毎日角砂糖およそ4個分の食品ロスを削減すれば、達成することができます。

※ 国では、令和12年度までに平成12年度比で家庭系及び事業系食品ロス量をともに半減することを目標としています。（P37参照）

2 食品関連事業者等から発生する食品ロス量

表 14 に事業系食品ロス量の予測を示します。

家庭系と同様に推計した令和 7 年度の事業系食品ロス量は 13.3 万トン、令和 12 年度は 10.9 万トンとなっています。

表 14 事業系食品ロス量の予測

平成 30 年度（現状）	令和 7 年度		令和 12 年度	
実績値(万 t)	推計値(万 t)	平成 30 年度比	推計値(万 t)	平成 30 年度比
13.1	13.3	101.4%	13.1	99.6%

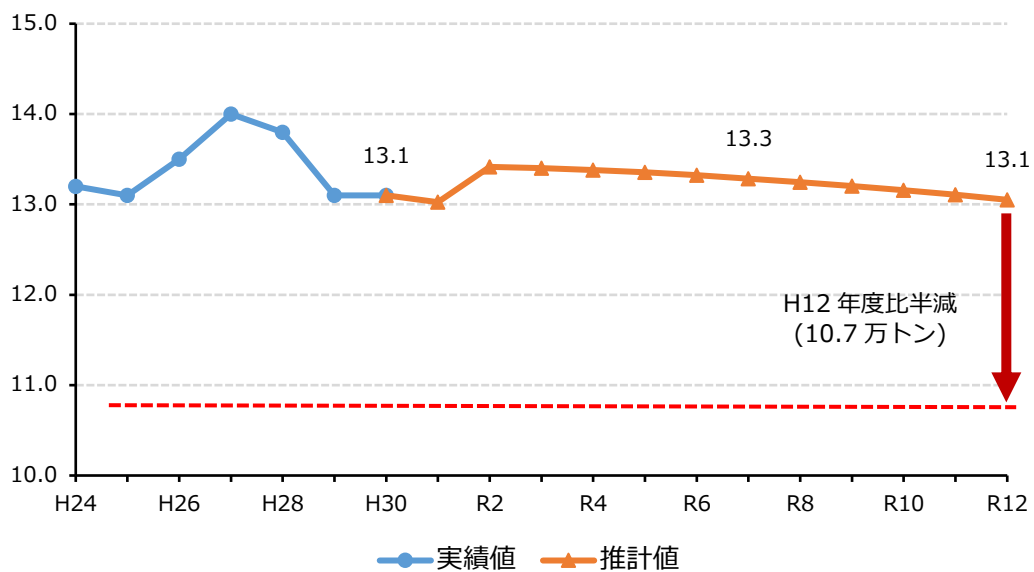


図 57 事業系食品ロス量の予測

本県の平成 12 年度の事業系食品ロス量は 21.4 万トンで、令和 12 年度までに平成 12 年度比で半減（10.7 万トン）とするためには、さらに 2.4 万トンの削減が必要です。

事業者の取組に加え、県民一人一人が外食での食べ残しをなくすなどの行動により、達成することが十分可能です。

第4節 課題

第1項 廃棄物の循環的利用

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄まで、資源の効率的利用やリサイクルへの取組が必要です。実効性のある持続可能な生産消費形態を確保できるよう消費者、事業者及び行政・各団体の主体が取組をそれぞれ推進することが必要です。

特に、本県では一般廃棄物の最終処分場の一人当たりの残余量が全国最低水準となっており、新たな最終処分場の確保が困難であることから、可能な限り最終処分量を削減するため、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進が不可欠です。

最近注目されているプラスチックごみについては、海洋ごみ問題への取組、プラスチックの3R推進、プラスチックごみの一括回収等、循環利用を図っていくことを基本原則としており、本県においても、基本原則に沿った取組を検討していく必要があります。

また、一般廃棄物、産業廃棄物ともに再生利用率は低下傾向を示していますが、一般廃棄物の再生利用率を市町村ごとに見ると10年間で19市町の再生利用率が上昇している一方、残りの市町村では低下しています。

中には、10%近く低下した市町村もあるため、各市町村において分別の徹底など一般廃棄物の資源化を進める取組が必要です。

さらに新たに建設する焼却施設では発生する熱を発電に利用するなど、廃棄物をエネルギー源として有効活用する必要があります。

第2項 廃棄物の適正処理と環境負荷の低減

廃棄物による環境負荷を低減し持続可能な社会を構築するためには、廃棄物の排出抑制や排出された廃棄物の適正処理が必要です。

廃棄物の排出を抑制するためには、積極的なリユース、製品の長寿命化や使い捨て製品の不使用などが必要です。また、製品の製造者や販売者は拡大生産者責任の考えに基づく資源循環システム作りが必要となります。

廃棄物を排出する場合もリサイクルを含めて適正に処理するため、製造者や販売者は分別、リサイクルしやすい製品の製造に努める、県民や排出事業者は廃棄物を適切に分別して排出するなど、廃棄物の発生の各段階における対策が必要です。

産業廃棄物の不法投棄は全国的にはピークであった平成10年度に比べ大幅に減少していますが、県内では小規模な案件が依然として発生しており、撲滅に向けた県による監視・指導が必要です。

全国有数の規模で県内に普及が進んだ家庭用太陽光発電設備は、今後再生可能エネルギー固定

価格買取制度（FIT）の制度導入をきっかけに設置された太陽光パネルが寿命を迎えることで、大量に廃棄されることが見込まれます。太陽光パネルはガラス・金属・プラスチックが貼り合された複合素材のため、現在の処理技術では素材別にリサイクルすることができず、その多くが破碎処理後に埋立処分されています。このため、太陽光パネルのリユース・リサイクルや適正処理の推進を図る必要があります。

中国等の諸外国によるプラスチックごみの輸入制限やバーゼル条約附属書改正による廃棄物の輸出入の規制強化により、今後は、国内にプラスチックごみが滞留することで、処理がひっ迫し、不法投棄等の不適正処理が増加するおそれがあります。処理業者への指導等、不適正処理防止に向けた取組を強化する必要があります。

PCB 廃棄物は期限内に処理を完了するため、埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき計画的に処理する必要があります。令和4年度末の期限までに高濃度PCB廃棄物を確実かつ適正に処理するため、県による排出事業者への周知、排出事業者の適正処理の徹底等、取組の一層の強化が必要です。

今後、アスベスト等を含む建築材料を使用している民間建築物の解体工事件数の増加に伴い、アスベスト廃棄物の増加が予測されています。アスベスト廃棄物の安全な処理・処分を行うためには、解体事業者の監視・指導体制の強化と排出事業者への適正処理の指導が必要です。

収集運搬や処理の過程において、スプレー缶や未分別のリチウムイオン電池が原因とされる爆発や火災による被害が多発しており、市町村による収集体制の整備と住民への周知が必要です。

廃棄物の不適正処理は継続的に発生しており、悪質な事業者を撲滅するためには、排出事業者への指導の強化や悪質な事業者に対する監視・指導、行政処分を行う必要があります。

第3項 災害発生時における災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理等

近年、自然災害は頻発化・激甚化しています。県内においては、令和元年東日本台風により県西部を中心に多量の災害廃棄物が発生し、県民生活に大きな影響が生じましたが、さらに大規模な自然災害が発生する恐れがあります。また、今後30年以内に70%の程度の確率で首都直下型地震が発生すると予測されており、甚大で広域的な被害が生じる可能性があります。

被災地域においては、限られた人的資源で膨大な廃棄物処理を行う必要があります。他県の例では、災害時に廃棄物処理施設が損傷するなどして稼働が停止した事例や業務継続等の優先度の高い業務がおろそかにされ、初動の遅れが生じた事例がありました。

国、県、市町村及び関係事業者等は、広域的に連携して災害廃棄物を早期かつ円滑に処理する体制を構築する必要があります。また、県、市町村は災害発生時に廃棄物処理施設が地域のレジリエンス強化に貢献できるよう施設整備を推進することが必要です。

第4項 少子高齢化や人口減少における持続可能な廃棄物の適正処理

本県は、75歳以上の後期高齢者人口が全国一のスピードで加速しているため、市町村は高齢者が利用しやすいごみ収集システムの導入が必要です。

また、市町村は将来の人口減少による税収の減少に備え、経済的インセンティブを活用した事業運営を行うため、一般廃棄物会計基準の導入によるコスト分析や有料化の検討等、持続可能な一般廃棄物処理事業の推進に向けた取組が必要です。有料化の検討については、ごみ処理の費用負担の公平化やごみの排出抑制等の観点からも必要となります。

また、廃棄物処理事業者は、生産年齢人口の減少もさらに進むと見込まれているため、廃棄物処理業界のイメージアップ等により人材を確保する必要があります。また、AI・IoTの導入による作業の効率化を促進する必要があります。

第2章 計画の基本的な方針

第1節 将来像

県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現

第2節 基本方針

第1 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。

県民生活、事業活動及び地域社会の中で、3R（リデュース、リユース、リサイクル）が徹底され、資源を有効に使用し無駄にしないという意識がしっかりと根付いた社会の形成を目指す。

第2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。

有害な廃棄物や処理困難な廃棄物を含むすべての廃棄物が適正に処理され、廃棄物による環境への負荷が低減される社会を目指す。

第3 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。

災害廃棄物の迅速かつ適正処理に向けて、平時から周到な準備を行うとともに、災害発生時には関係者が連携し、速やかな復旧・復興に資する体制を整備する。

また、廃棄物処理施設に廃棄物発電などのエネルギー回収機能を備え、地域活用を促進することで、廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。

第4 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。

少子高齢化や人口減少社会においても、市町村や環境産業関連事業者等による持続可能な廃棄物の適正処理や処理体制の確保に向けた取組を推進する。

第3章 計画目標

第1節 数値目標

将来像の「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を見据え、現状分析と将来予測等を踏まえた上で、国の設定した目標値を参考として、この計画の目標値を定めます。

一般廃棄物については、前計画を継承し、国の計画等に沿って、家庭系ごみと事業系ごみの排出量について、それぞれ目標値を設定するとともに、最終処分量の目標値を設定して最終処分量の削減を目指します。また、循環型社会の実現に向けて、新たに再生利用率の目標値を設定します。産業廃棄物については、前計画を承継し、国の計画等に沿って、最終処分量について目標値を設定します。食品ロスの削減量については、SDGs、第4次循環型社会形成推進基本計画及び食品ロスの削減の推進に関する基本方針等の国の目標に合わせて目標値を設定します。

第1項 一般廃棄物

1 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

令和7年度の県民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を440g/人・日に削減します。

これは、平成30年度実績524g/人・日から16%削減することになります。

2 事業系ごみ排出量

令和7年度の事業系ごみ排出量を451千tに削減します。

これは、平成30年度実績535千tから16%削減することになります。

3 1人1日あたりの最終処分量

令和7年度の県民1人1日あたりの最終処分量を28g/人・日に削減します。

これは、平成30年度実績34g/人・日から18%削減することになります。

4 再生利用率

令和7年度の再生利用率を33.6%に増加します。

これは、平成30年度実績23.9%から9.7ポイント増加することになります。

第2項 産業廃棄物

令和7年度の産業廃棄物の最終処分量を150千tに削減します。

これは、平成30年度実績159千tから5.7%削減することになります。

第3項 食品ロス

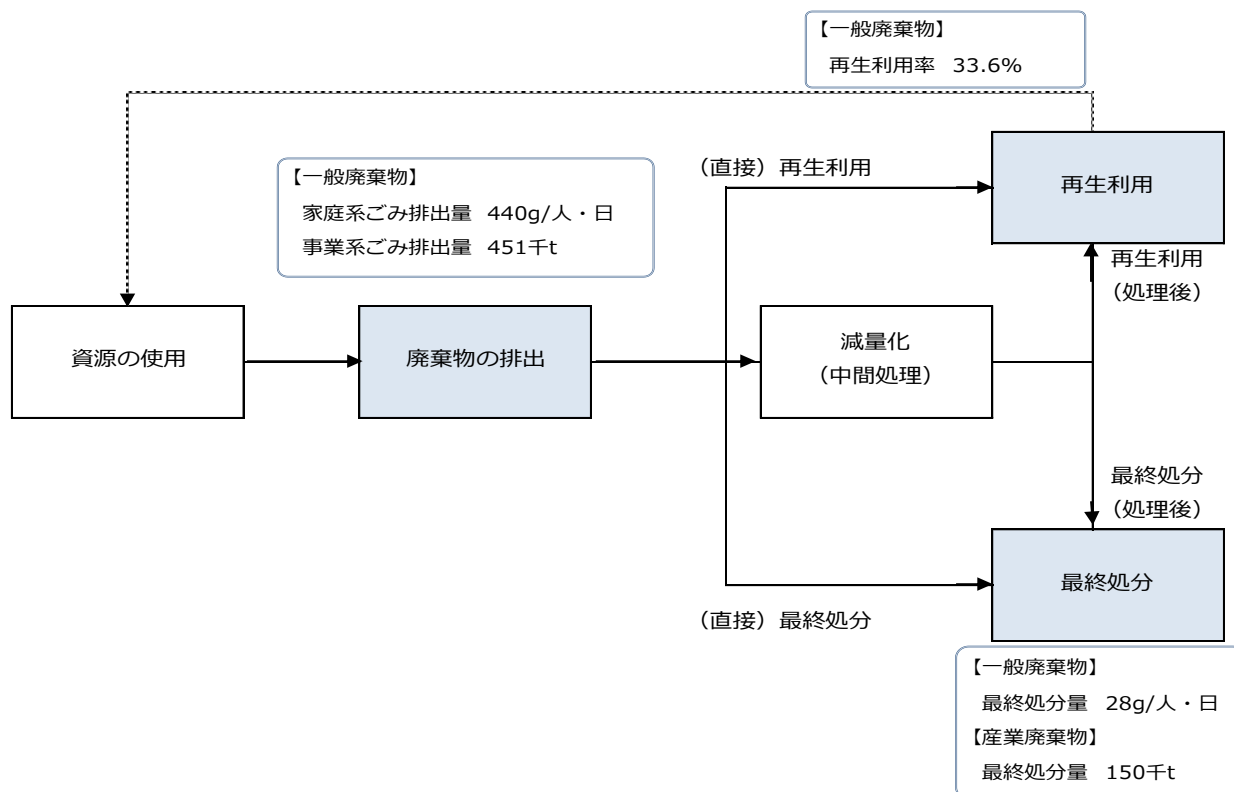
令和7年度の食品ロスの量を240千tに削減します。

これは、平成30年度実績266千tから9.8%削減することになります。

【数値目標】

項目	最新値	予測値		目標値
	H30	R7	R12	R7
家庭系ごみ排出量(g/人・日)	524	475	443	440
事業系ごみの排出量(千t)	535	527	522	451
一般廃棄物最終処分量(g/人・日)	34	31	29	28
一般廃棄物再生利用率(%)	23.9	24.6	24.8	33.6
産業廃棄物最終処分量(千t)	159	155	154	150
食品ロス量(千t)	266	265	260	240

※食品ロス量については、SDGsや国の方針に合わせ、令和12年度の目標値を平成12年度(405千t)比で半減となる202千tとします。



第4章 施策

第1節 重要課題

今後、持続可能で環境にやさしい循環型社会を形成するためには、県、市町村、県民及び事業者などすべてのステークホルダーが廃棄物の発生抑制、再使用、再利用を進めることで廃棄物の排出量を削減する取組が必要です。

様々な課題がある中で社会的にも影響が大きく、新たに生じた次の3点について、本計画では重要課題として位置付けます。

1 食品ロスの削減

本県は、人口が多く都市化が進んでいるため、家庭系、事業系ともに食品ロスの発生量が多くなっていますが、その中には廃棄する前に有効活用できる食品も含まれています。フードバンクやフードパントリー、子ども食堂などでの活用を進めることで廃棄される食品を減らす取組が今後さらに求められています。

2 プラスチック資源の循環的利用の推進

中国等の諸外国によるプラスチックごみの輸入制限やバーゼル条約附属書改正による廃棄物の輸出入の規制強化の影響により、国内でのプラスチックごみの処理が滞らないように円滑な処理が求められます。そのためには、プラスチックごみの発生抑制や焼却等の適正処理はもちろんのこと、プラスチックを循環資源として持続的な循環利用を促進するための取組が必要です。

また、プラスチックごみは、ポイ捨てや雨などにより海へ流出し、海洋生物に影響を及ぼすおそれがあることから、ポイ捨て・不法投棄対策や河川等への流出防止対策を含め、総合的な取組が求められます。

3 廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用

廃棄物処理の過程で発生するエネルギーは、一部の施設では周辺施設への熱供給や発電などに利用されていますが、未だ十分に活用されてはいません。

本県では、下水道の普及にともなって下水処理施設での汚泥の発生量が多く、産業廃棄物全体の4割を占めており、そのほとんどは焼却処理されています。

廃棄物処理過程で生じるエネルギーは災害時などでの活用も期待されていることから、未利用のエネルギーを地域で有効利用する取組が求められます。

第1項 食品ロスの削減

1 食品ロスの削減を進める背景

(1) 食品ロスを取り巻く状況

「食品ロス」とは、食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことで、製造、販売、消費等の各段階において、様々な形で日常的に発生しており、全国で年間612万トンの食品ロスが発生しています。

こうした状況の中、平成27(2015)年に国連サミットで採択されたSDGsのターゲットに

食品ロスの減少が掲げられたほか、我が国においても、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されました。

更なる食品ロスの削減には、消費者、事業者などを問わず、食べ物を無駄にしない(「もったいない」という意識の定着を図っていくことが重要な課題となっています。

本県では、平成27年に策定した第8次埼玉県廃棄物処理基本計画で、ごみを出さないライフスタイルの定着を図る県民運動の一つとして食品ロスの削減を位置付け、推進してきました。

今後も、消費者、事業者、関係団体、行政など多様な主体が連携し、その発生抑制に最大限努め、食品として地域で活用する取組を進める必要があります。

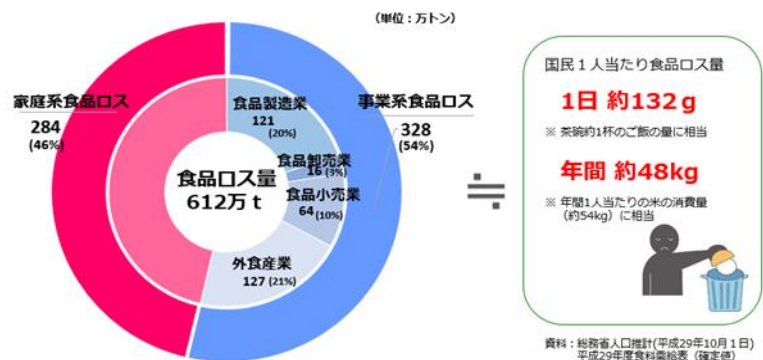
(2) 考慮すべき要因

① 経済的要因

令和2年4～6月の国内総生産(実質)の年率換算が大幅なマイナスになるなど、新型コロナウイルス感染拡大による経済に与える影響が鮮明となっています。

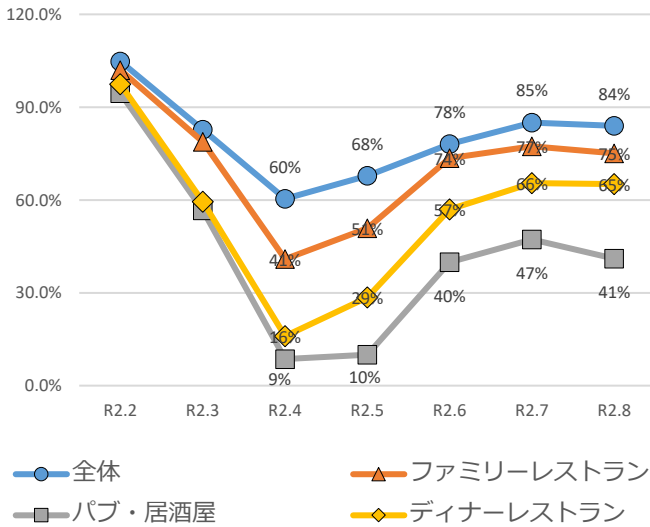
特に、外出自粛やソーシャルディスタンスの徹底が求められたこと等により、県内食品関連事業者等数の6割以上を占める外食産業は業績が顕著に悪化する状況となりました。

持ち直しの動きがみられるものの、なお、売上高は前年同月並みには至っていません。



全国の食品ロス量

出典「日本の食品ロスの状況(平成29年度)」
(農林水産省)



外食産業の売上高前年同月比
 出典 「外食産業市場動向調査結果報告」
 (日本フードサービス協会) より作成

順位	業種	件数
1	飲食店	86件
2	ホテル・旅館	50件
3	アパレル・雑貨小売	22件
3	食品卸	22件
5	食品製造	19件

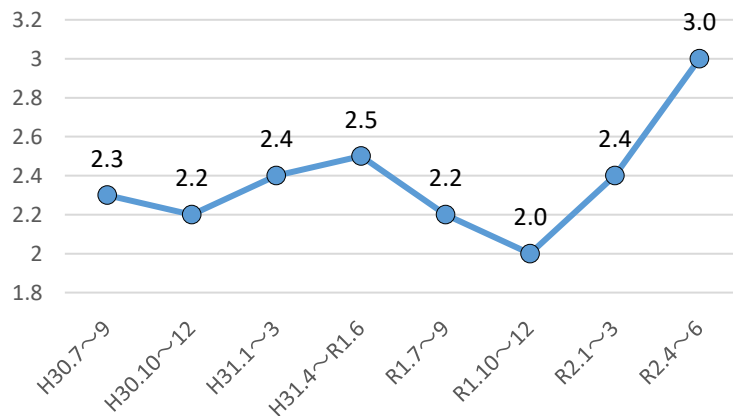
※ 網かけは食品関連事業者

**新型コロナウイルス関連倒産件数業種別上位
 (令和2年7月21日現在)**

出典 「新型コロナウイルス関連倒産動向調査結果」(帝国データバンク) より作成

このような景気の低迷に伴う雇用情勢の悪化により、生活困窮者の増加も見込まれます。

このため、生活困窮者の支援という観点からも、未利用食品の活用を進めるとともに、必要な方へ食品の提供活動を行う団体への理解促進と支援を進めることが必要です。

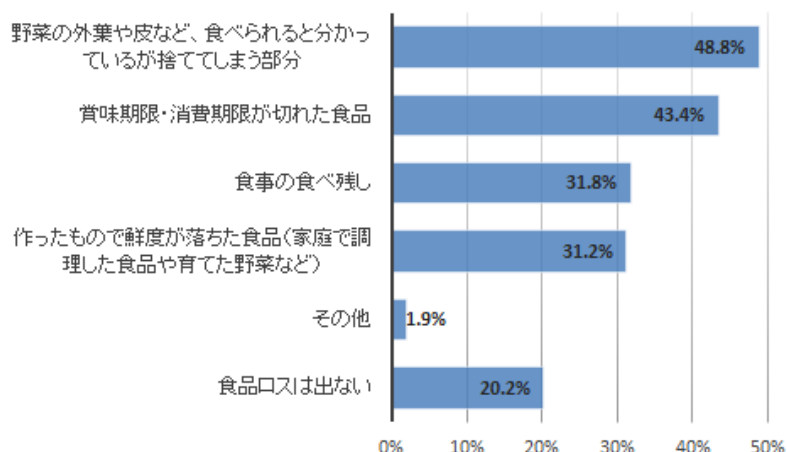


本県の完全失業率の推移

出典 「埼玉県の労働力調査結果」(埼玉県) より作成

② 社会的要因

令和元年度に行った県政サポーターへのアンケート調査では、「家庭からどのような食品ロスが出ますか」という質問に対し、「食べられるとわかっているが捨ててしまう部分」「賞味・消費期限切れ食品」が4割以上となっています。



食品ロスの発生状況

出典 「第 145 回県政サポーターアンケート」
(埼玉県 令和元年度実施)

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外出自粛やテレワーク、オンライン授業等により、自宅で過ごす時間が多くなったことから、家庭で食事を摂る機会が増え、手軽に調理できる品目などの購入が増加しています。

このほか、テイクアウトや食事宅配アプリの活用による取り寄せ、ネットショッピングによる食料の購入など、消費行動にも変化がみられます。

家庭で調理や食事をする機会が増えていることから、家庭から排出される食品廃棄物等ごみの増加も見込まれます。

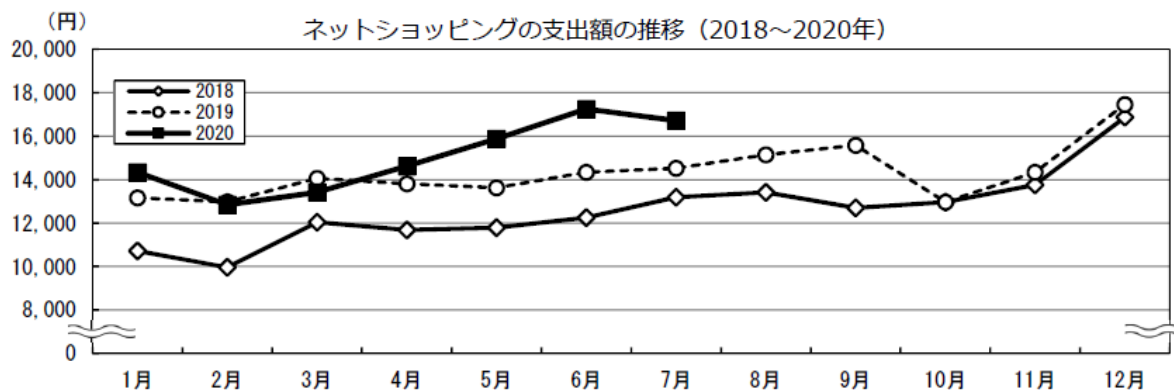
品目	対前年同月実質増減率	
	2020年7月	2020年6月
食料		
Pasta	17.1	10.4
即席麺	28.1	13.2
生鮮肉	13.9	10.2
チーズ	14.8	12.6
冷凍調理食品	14.9	21.8
チューハイ・カクテル	38.3	50.3
食事代	▲ 26.7	▲ 30.9
飲酒代	▲ 54.0	▲ 63.6

新型コロナウイルス感染症により消費行動に大きな影響がみられた品目など

出典 「家計消費状況調査」(総務省)

○ 支出額 (円)

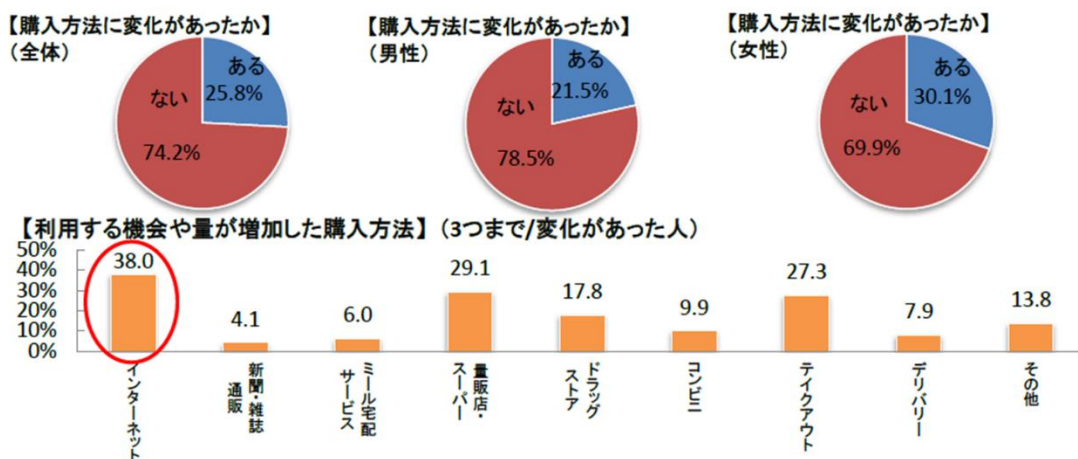
	2020年 7月	2019年 7月	名目増減率 (%)
ネットショッピングの支出額	16,722	14,523	15.1
ネットショッピング利用1世帯当たりの支出額	33,023	33,739	-2.1



	名目増減率	名目寄与度
食料	69.3	8.9
家電	74.2	4.59
衣類・履物	31.0	3.20
贈答品	39.4	2.29

ネットショッピングの支出額の対前年名目増減率に寄与した主な項目 (%)

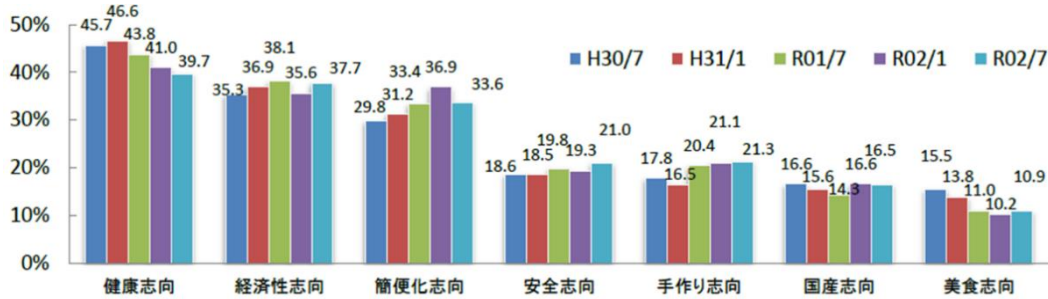
出典 「家計消費状況調査」(総務省)



コロナ禍での食品購入方法の変化の有無

出典：「消費者動向調査」(日本政策金融公庫 令和2年8月公表)

その一方で、消費者の食に対する志向の動向は、「健康志向」が近年減少しつつあるものの最も高く、次いで「経済性志向」、「簡便化志向」がそれぞれ30%を超えており、これらを重視する傾向に変わりはない状況となっています。



消費者の食に対する志向

出典：「消費者動向調査」（日本政策金融公庫 令和2年8月公表）

③ 技術的要因

急速冷凍や容器包装など食品に関わる製品や素材の技術革新により、これまでも鮮度の保持や賞味期限の延長に向けた取り組みが行われてきました。

賞味期限切れ等の予防にもつながる、冷蔵冷凍庫内でも使用でき、日付等を記載できるラベルテープも製品化されています。

ラベルテープの用途例



冷凍冷蔵庫で使用できるラベルテープの用途例
(ニチパン(株))

出典：「食品ロス削減の取組事例集
＜民間団体の取組＞」（消費者庁）

- 冷凍食品の袋やスナック菓子の袋などの仮止め、密封用。
- 食品保存容器やフリーザーバッグの内容物、日付の表示用。
- 冷蔵庫内の食材を把握するためのメモ止め用。

また、消費期限間近など廃棄されてしまう可能性のある商品の情報をアプリにより発信し、割引された価格で販売する取組も行われています。

今後は、デジタルトランスフォーメーション^{*}の推進により、天候や来店者数などの時系列データや高度な予測によって、必要な量を生産、発注、販売するなど、複数の技術の統合により食品ロスの削減が進められていくことも見込まれます。

現下の厳しい経済状況においても、創意工夫や新たな技術の導入により食品ロスの削減につながる事業者の取組について、消費者のみならず他の事業者に広く周知し、さらなる取組促進や他事業者への波及を進めていく必要があります。

^{*} ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること（「情報通信白書（令和元年版）」総務省）

2 取組

(1) 家庭から発生する食品ロスの削減

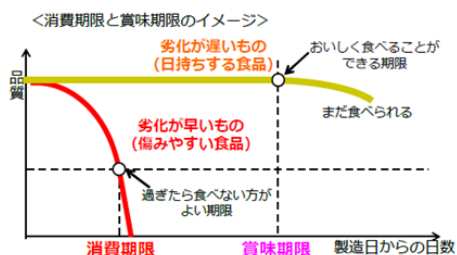
県民一人ひとりが食品ロスの削減の必要性について理解できるよう啓発を行います。

また、県民が食品ロスの削減に取り組める事例を発信し、食品ロスの削減につながる消費行動の定着を目指します。

① 消費スタイルの転換に向けた啓発の実施

賞味期限や消費期限等の正しい理解が進むよう家庭で気軽に学べる3Rクイズなど、各種啓発活動を行い、すぐに飲食するものは手前のものから購入するなどの消費行動の促進や手つかずのまま捨てられる食品、食べ残し等の削減を図ります。

また、食品ロスの削減に関する啓発資料の作成・配布等により、子どもやその親を中心とした若い世代や高齢世代に対する重点的な啓発を実施します。



消費期限と賞味期限のイメージ
出典：「食品ロス削減関係参考資料
(令和元年11月29日版)」(消費者庁)

② 県内大学等と連携した消費行動の参考となる事例の発信

県内大学等と連携し、食材の無駄を出すことなく、時短や健康増進などにつながる消費行動の各段階における事例やレシピを紹介し、県民のポジティブな食品ロス削減行動を促進します。

③ 市町村の特色ある取組の発信

市町村が行う家庭での食品ロス削減に向けた特色ある取組事例について、他の市町村に情報提供、発信を行い、各市町村が行う食品ロス削減への取組の共有を図ります。

④ 広域連携による取組の推進

食品ロスの削減に向け、「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」により、広域的な啓発活動を行い、食品ロス問題の理解促進を図ります。



「マンガでわかる食品ロスについて」
出典：九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会
ホームページ

⑤ 民間との連携による取組の推進

食品ロスの削減に取り組む事業者と連携した講座やイベントの実施により、日ごろ食品ロス問題に関心の低い県民に向けて、普及啓発を行います。

(2) 事業活動に伴い発生する食品ロスの削減

食品ロスの削減にむけ、先進的に取り組む食品関連事業者等の事例について、製造、卸売、小売、外食ごとに発信し、事業者の一層の取組促進を図ります。

また、災害備蓄食品の特色を活かした有効活用を行います。

① 事業系食品ロスの削減に向けた事例の発信

賞味期限の延長やフードシェアリングサービスの活用など、事業者の食品ロスの削減につながる取組事例を発信し、事業者の更なる取り組みを働きかけます。

② 「彩の国エコぐるめ協力店」の登録促進

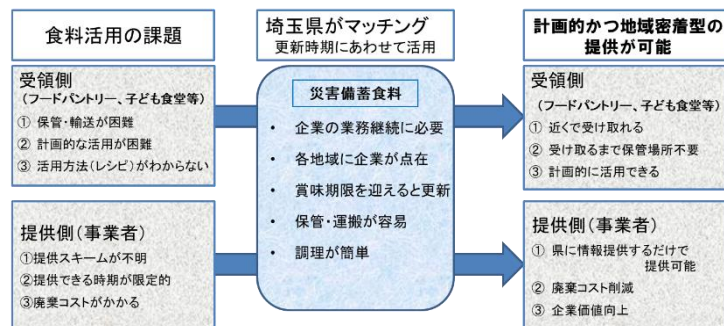
消費者が、必要とする量を購入することや食べ残しを持ち帰ることのできる飲食店等を「彩の国エコぐるめ協力店」として登録し県ホームページ等で広報して、その取り組みを支援し、外食における食品ロスの発生抑制を促進します。



「彩の国エコぐるめ協力店」登録マーク

③ 災害用備蓄食料の有効活用

事業者の業務継続に必要な災害用備蓄食料について、更新時期が明確であることや調理が簡単であることなどの特性を活かし、その有効活用を図ります。



災害備蓄食料の有効活用スキーム

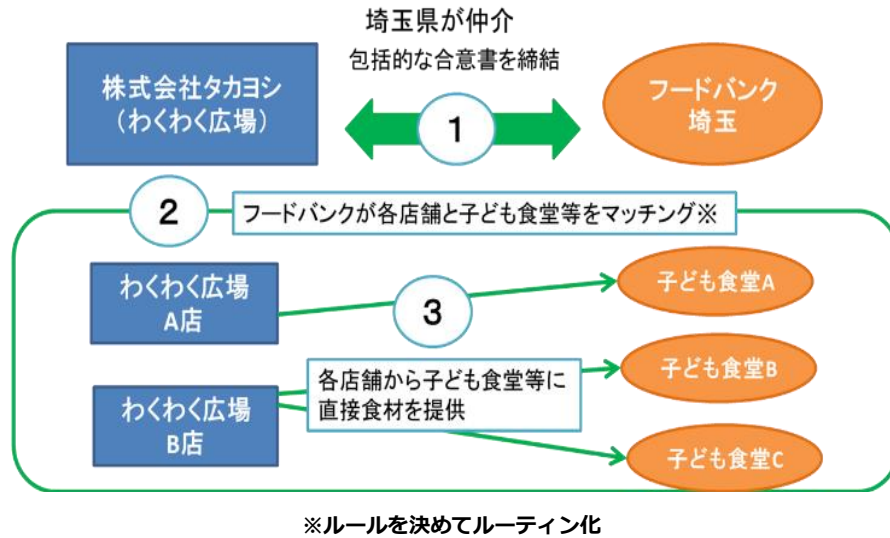
(3) 食品の有効活用の推進

事業活動に伴い発生する販売期限切れ食品や家庭で余っている食品等について、それを提供するための活動を行う団体と連携し、積極的な活用を図ります。

また、やむを得ず発生する食品廃棄物について、再生利用を促進します。

① 地産地消型食品ロス削減の推進

地域で発生する未利用食品をその地域で活用する「地産地消型食品ロス削減モデル」を推進し、事業者から発生する余剰在庫や販売期限切れ食品のほか、従来、フードバンクが取り扱えなかった生鮮食品の活用を図ります。



だれが・どこで：A店 だれに：子ども食堂A いつ：金曜日 どうやって：A店に取りに行く

地産地消型食品ロス削減モデル

② フードドライブの実施

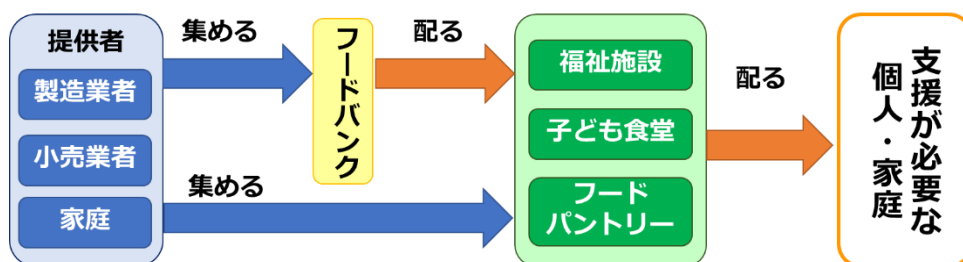
フードバンク団体、フードパントリー活動及び子ども食堂活動を行う団体と連携し、家庭で余っている食品を提供するフードドライブを県及び全ての市町村で実施し、未利用食品の活用を推進します。



県庁フードドライブで集められた食品

③ 未利用食品を提供するための活動への支援

フードバンク活動等は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への食糧支援という社会福祉的側面や災害時の被災地支援という防災的側面などからも意義のある取組であり、県民に対してこうした活動への理解の促進などの支援を行います。



フードバンク・フードパントリー・子ども食堂の関係図

④ 食品廃棄物の適正な再生利用の推進

やむを得ず発生した食品廃棄物については、たい肥化、飼料化及びメタン発酵などの優良事例を周知するなど、再生利用を促進します。

第2項 プラスチック資源の循環的利用の推進

1 プラスチック資源の循環的利用を推進する背景

(1) プラスチックを取り巻く状況

プラスチックは、様々なものに利用され、私たちの生活に欠かせないものとなっています。プラスチックは加工が容易で軽く丈夫であり、工業製品から生活用品まで広く利用されています。

一方で、不適正な処理のため世界全体で年間8百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計されています。このままでは2050年までに魚の重量を上回るプラスチックごみが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること」が持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして掲げられました。海洋プラスチックごみの主要排出源は東アジア地域及び東南アジア地域であるという推計もあることから、開発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があります。世界全体で海洋プラスチックごみによる汚染の防止を実効的に進めることが必要とされています。



新河岸川で実施した河川ごみ調査

また、従来の天然資源を利用し、製品を製造し、使用・廃棄するという直線型の経済から、使用・廃棄された後に極力資源としてまた製品の原材料等に循環させていく循環型の経済にシフトしようという動きが国際的に活発化しています

そのため、国は、持続可能な社会の実現と次世代への豊かな環境を引き継ぐため、再生可能な資源への置き換え、使用された資源の徹底回収と循環利用を推進するとしています。

そのため、国は、持続可能な社会の実現と次世代への豊かな環境を引き継ぐため、再生可能な資源への置き換え、使用された資源の徹底回収と循環利用を推進するとしています。

本県において産業廃棄物として排出された廃プラスチック類は、平成30年度で34万tであり、そのうち71%がリサイクルされています。一方、家庭から一般廃棄物として排出されるプラスチックごみのうち、容器包装リサイクル法の対象となる白色トレイやペットボトルなどは、資源ごみとして分別されリサイクルされていますが、ポリバケツやボールペンのような製品プラスチックは、多くの市町村では焼却処理や埋立処分が行われています。

また、県内でもポイ捨てされたものや、雨などで街の中から流れ出たプラスチックごみが川を

通じて海に流れ出ていることを令和元年度に行った調査で確認しています。

こうした状況から本県においてもプラスチックごみの削減及び適正処理の推進とともに、プラスチック資源の循環的利用を促進するための取組が必要となっています。

(2) 考慮すべき要因

① 政策的要因

有害廃棄物の輸出の基準や手続等を規定するバーゼル条約の附属書改正が令和元年5月に採択され、令和3年1月から「汚れたプラスチックごみ」が条約の輸出入の規制対象に加わることになりました。

今後、プラスチックごみの輸出規制が強化されることにより、国内におけるプラスチックごみの滞留や、その処理のひっ迫により不法投棄等の不適正処理が増加するおそれがあります。

第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、国により令和元年に3R+Renewable（持続可能な資源）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

海洋ごみ問題への取組、プラスチックの3R推進、プラスチックごみの一括回収等、循環利用を図っていくことを基本原則としており、本県においても、基本原則に沿った取組を検討していく必要があります。

② 経済的要因

各種リサイクル法等が制定された平成12年頃から新たな製品材料として再利用するため、中国等へのプラスチックごみ、古紙の輸出が大幅に急増しました。

しかし、中国では、輸入したプラスチックごみの一部は野外焼却など不適正に処理され、環境に悪影響を及ぼしていたことから、近年、中国では環境改善が重大政策目標に挙げられ、プラスチックごみ、古紙等の固形廃棄物の輸入が制限、禁止されました。今後、県内で回収したりサイクル資材の受入等にも影響が懸念されます。

③ 技術的要因

家庭から排出されるプラスチックごみのリサイクルをこれまで以上に推進しようとする場合、空隙が多いため容積換算の価格が金属類と比較して廉価であることから輸送コストが循環の仕組みを構築する上で大きな要因になります。そこで、より効果的な回収方法を新たに模索する必要があります。

2 取組

(1) 市町村による分別回収の推進

家庭から出るごみの中のプラスチックごみの状況を調査し、プラスチックごみの分別回収を実施していない市町村等に対し、実施に向けた支援を行います。

(2) プラスチックの持続可能な利用モデル

プラスチック製品加工業者と再資源化事業者などによる意見交換を進め、再生利用可能なプラスチックを調査し、プラスチックの回収とリサイクルのための仕組みづくりを行います。

(3) プラスチックごみの排出削減の推進

マイバックの使用によるレジ袋削減などを通じた意識や行動の変容等、プラスチックごみの排出削減に向けた機運醸成の取組を進めます。

(4) プラスチックごみの分別徹底のための機運醸成

プラスチックごみの分別を徹底するため、機運醸成を図ります。

小売業者が店頭で行う分別回収等の事業者による取組を支援します。

(5) 排出事業者への指導強化

市町村等と協同して排出事業者への立入指導等を行い、分別の徹底及びリサイクルの取組への指導を強化します。また、やむを得ず処分する場合は適正な対価（処分費）の支払いを前提とした適正処理を指導します。

(6) 不適正処理に対する監視・指導の強化

市町村等と連携し、廃プラスチック類の処理のひっ迫状況や不法投棄等の実態把握に努めるとともに、警察とも連携し、不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を強化します。

(7) 地域清掃活動団体等の支援

街中からプラスチックごみを回収して河川や海への流出を防止するため、地域清掃活動団体や川の国応援団に対し、清掃資材の提供や県 HP での活動紹介などにより支援します。

また、「埼玉県プラごみゼロウィーク」を実施し、プラスチックごみを減らすライフスタイルの実践を推進します。

第3項 廃棄物の持つエネルギーの有効活用

1 廃棄物の持つエネルギーの活用を促進する背景

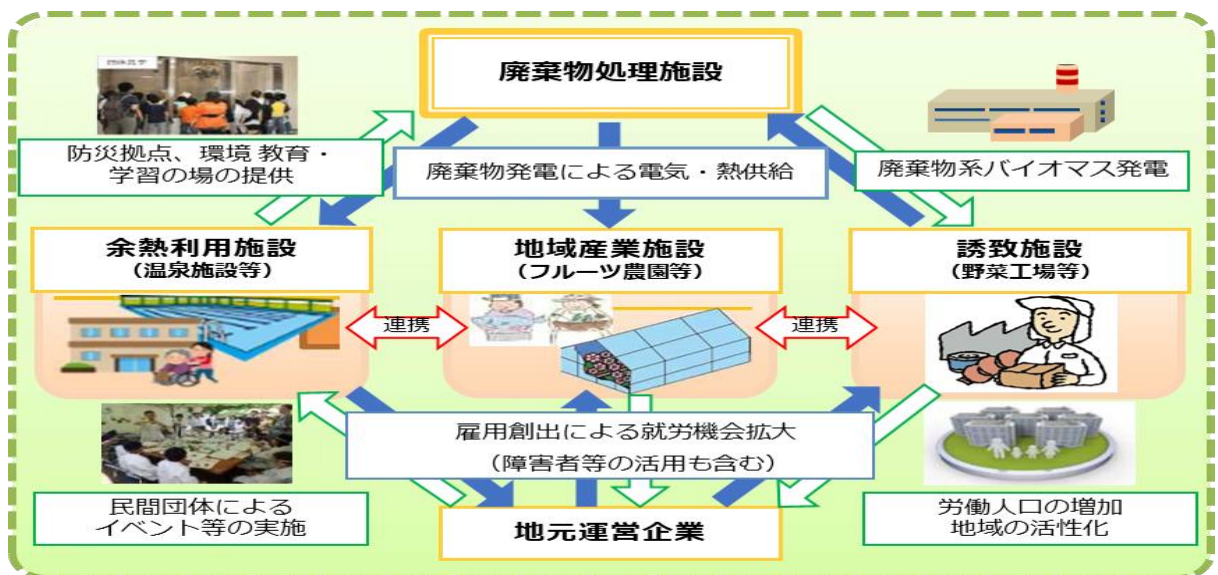
廃棄物の処理過程では、温室効果ガスである二酸化炭素が多量に排出されるため、地球温暖化対策として、その削減が求められています。二酸化炭素削減のためには、廃棄物処理施設の省エネルギー化を進めるとともに、処理の過程で生じるエネルギーの活用やバイオマスエネルギーの利用拡大を図ることが必要です。近年バイオマスエネルギーについては、家畜排泄物や食品廃棄物からのバイオガスの生成及び発電利用の技術が向上していますが、県内の普及は十分ではありません。

また、近年多発する自然災害においても、被災地域における廃棄物処理過程で発生するエネルギーの活用を進めていく必要があります。廃棄物処理施設でのエネルギー回収は、廃棄物をエネルギー源とすることから、災害時でも熱供給や発電を継続することができます。そのため、廃棄物処理施設は、周辺施設へ熱や電気を供給する分散型の地域エネルギーセンターや防災拠点としての機能が期待されます。

廃棄物処理施設は、廃棄物の処理という社会にとって重要な役割を担ってきた施設ですが、住民・産業のために廃棄物エネルギーを有効活用する地域貢献への取組をさらに進めていくことが必要です。

県内で現在稼働している市町村が設置した一般廃棄物処理施設 47 施設のうち、発電設備を有する施設は約 4 割の 18 施設（平成 30 年度）です。また、産業廃棄物の焼却処理施設では 7 施設が発電施設を有していますが、廃棄物熱回収施設設置者の認定を受けた事業者は 1 事業者にとどまっています。

今後、エネルギー回収を行う施設の導入や既存施設の効率化を進めていくことが課題となっています。



廃棄物処理施設の地域エネルギーセンター化による循環共生型の地域社会のイメージ 出典：環境省

2 取組

(1) 下水処理場から発生する汚泥の持つエネルギーの活用

① バイオガス発電

元荒川水循環センターでは、汚泥発生量を削減するために汚泥消化槽を設置し、消化の工程で発生したバイオガスを民間企業に売却して、民設民営によるバイオガス発電事業を令和元年度から実施しています。また、令和3年度には、中川水循環センターでも同様の取組を予定しています。



元荒川水循環センターの汚泥消化槽

② 固形燃料の製造

新河岸川水循環センターでは、炭化施設を設置して下水汚泥から固形燃料を製造し、石炭等の代替燃料として民間企業に売却しています。



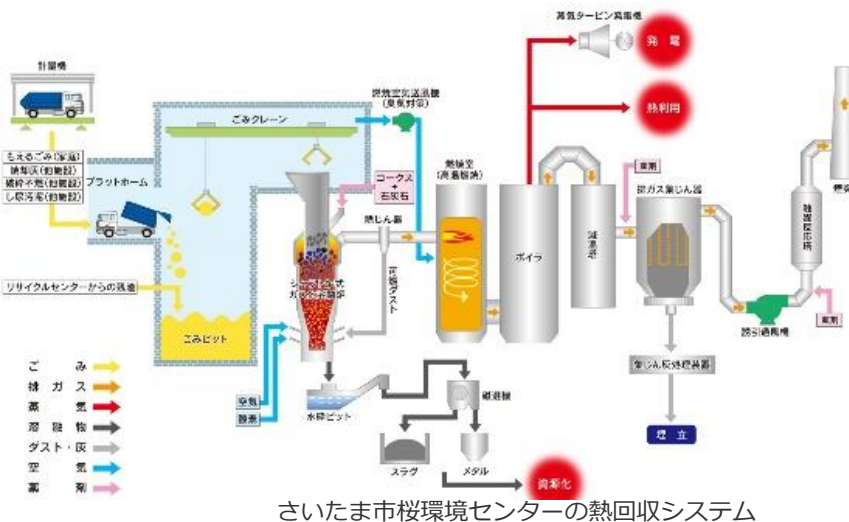
固形燃料

③ 焼却廃熱発電

荒川水循環センター、元荒川水循環センター及び新河岸川水循環センターでは、下水汚泥の焼却時に発生する熱を利用した焼却廃熱発電の導入を進めています。

(2) 一般廃棄物処理施設における発電設備等の導入による熱回収の促進

市町村等が一般廃棄物処理施設を新設・更新や改修する際に、発電施設等の熱回収を行う設備の導入に向けた技術的助言や交付金の適用などの財政負担軽減に関する助言を行い、一般廃棄物処理施設における熱回収を促進します。



熱回収設備（蒸気タービン発電設備）

(3) 産業廃棄物の処理におけるエネルギーの有効活用の促進
産業廃棄物の処理に伴い発生するエネルギーの有効活用
やバイオマスエネルギーの有効活用を促進します。

① 産業廃棄物の処理で発生するエネルギーの活用促進
産業廃棄物の焼却処理に発電施設等の熱回収が可能な
施設の導入を促進します。

② バイオマスの利用促進

(1) の下水汚泥の他、食品廃棄物、家畜排せつ物、
動植物性残さ、建設発生木材、製材工場残材等によるバ
イオマスエネルギーの活用を促進します。



廃棄物発電による熱回収を行う廃棄物処理施設
(オリックス資源循環(株)提供)



食品廃棄物等のバイオガス事業を行う廃棄物処理施設
(ニューエナジーふじみ野(株)提供)

(4) 廃棄物エネルギーの地域での活用促進

廃棄物処理施設の地域のエネルギーセンターとしての活用のため、余熱利用や発電の熱回収機
能を強化し、周辺の農地、工場及び公共施設などへ熱や電力の供給を進めます。

また、地域に根差し、求められる施設を目指して、施設見学や研修会などを開催し廃棄物処理施
設への理解を深めます。

I 3Rの推進

1 リデュース・リユースの推進

- (1) ごみを減らすライフスタイルの推進
- (2) 食品ロス対策の推進 (★)
- (3) 環境教育等を通じた3R行動の推進

2 廃棄物の再生利用の推進

- (1) プラスチック資源の循環的利用の推進 (★)
- (2) リサイクル法によるごみの再資源化の促進
- (3) 彩の国資源循環工場を拠点としたリサイクル向上
- (4) セメント原料化による再資源化の促進
- (5) 農山村バイオマスの利活用の促進
- (6) リサイクル製品の認定

3 廃棄物エネルギー等の有効活用

- (1) 下水処理場から発生する汚泥の持つエネルギーの活用 (★)
- (2) 一般廃棄物処理施設における発電設備等の導入による熱回収の促進 (★)
- (3) 産業廃棄物処理におけるエネルギーの有効利用の促進 (★)

4 県による率先行動

- (1) グリーン購入の推進
- (2) エコオフィス化の推進
- (3) 環境に配慮した公共事業の推進

II. 廃棄物の適正処理の推進

1 廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導

- (1) 排出事業者への指導強化
- (2) 廃棄物処理業者等の適正処理の徹底
- (3) 産業廃棄物処理施設への立入指導等
- (4) 一般廃棄物処理施設への立入指導等
- (5) し尿・浄化槽汚泥処理施設への適正指導等
- (6) 産業廃棄物に関する審査の適正な実施
- (7) 優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進
- (8) 産業廃棄物処理施設の適正な施設整備の促進

2 不法投棄防止対策等の徹底

- (1) 不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応
- (2) 廃棄物対策における広域連携

3 有害廃棄物等の適正処理

- (1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理
- (2) アスベスト廃棄物の適正処理
- (3) 家庭などから排出される処理困難廃棄物の適正処理

4 安全・安心な最終処分場の運営・研究

- (1) 安全・安心な県営最終処分場の運営
- (2) 安全・安心な最終処分場の効率的な運営に資する研究

Ⅲ 災害発生時等のレジリエンス強化

1 災害廃棄物の処理等への体制強化

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定、災害発生時の業務継続等
- (2) 関係団体・事業者との連携強化

2 施設の活用と処理能力の確保

- (1) 産業廃棄物処理施設による災害廃棄物の円滑な処理
- (2) 廃棄物処理施設の強靱化
- (3) 廃棄物処理施設による地域のレジリエンス強化 (★)

Ⅳ 持続可能な廃棄物処理の推進

1 市町村の取組による推進

- (1) ごみ処理の広域化の推進
- (2) 計画的な処理施設の更新
- (3) ごみ処理会計制度の導入促進、ごみ処理の有料化
- (4) ふれあい収集、戸別収集の促進
- (5) 資源の集団回収の促進

2 事業者の取組による推進

- (1) 産業廃棄物業界のイメージアップと人材育成
- (2) AI、IoT の活用による人材不足の解消
- (3) 廃棄物処理業界の稼ぐ力の向上
- (4) 感染症（新型コロナウイルス等）対策の推進

I 3Rの推進

1 リデュース・リユースの推進

(1) ごみを減らすライフスタイルの推進

家庭からのごみの排出量削減のため、ごみを減らすライフスタイルの推進に向け、県民一人ひとりがごみの排出を抑制するための工夫や実践を行うよう、ホームページやイベントなど様々な機会を通じて、効果的な啓発を行います。マイバッグ・マイボトル運動の推進などリデュース・リユースの取組を進めます。

(2) 食品ロス対策の推進 (★)

[重要課題に掲載]

(3) 環境教育等を通じた3R行動の推進

県民の3R行動を推進するため、市町村、事業者、環境保全活動団体などと連携して、環境教育、普及啓発を実施します。

① 学校等の環境教育による3Rの推進

学校教育において、環境への理解を深め、環境を大切にする心と態度を育成し、環境の保全に向け主体的に行動できる実践的な態度や資質、能力の育成を図ります。

省エネ・省資源チェックシートなどの環境学習資料の提供など、様々な環境教育支援を推進します。

また、自主的に地域の環境保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」や親子で3Rについて学ぶ「夏休み親子3R講座」など、学校教育外でも様々な学習機会を支援・提供していきます。

② 様々な世代への環境学習機会の提供

消費者向けに、環境にやさしい生活に関する講座開催や情報提供を行います。

また、幅広い世代の環境学習への要望等に応えるため、企業・市民団体への環境アドバイザーや県の環境分野担当職員を紹介・派遣します。

③ 地域清掃活動の推進

ごみの散乱防止や地域の環境美化を推進するため、地域清掃活動団体の活動支援、県民、事業者及び関係団体の連携強化による推進体制の整備、並びに啓発活動を推進します。

④ 市町村への情報提供

県は、市町村や関係機関などが各々取り組む先進的事例を収集し、市町村にフィードバックするなど、市町村の取組への支援を推進します。

2 廃棄物の再生利用の推進

(1) プラスチック資源の循環的利用の推進 (★)

[重要課題に掲載]

(2) リサイクル法によるごみの再資源化の促進

容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電など各種リサイクル法の円滑な実施に向け、普及啓発や情報提供、必要な連絡調整等を行います。また、容器包装リサイクル法に関する拡大生産者責任の徹底化や小型家電リサイクル法に関する安全かつ効率的なリサイクルの方策を国に求めていくなど、市町村等の意向を踏まえた上で、法制度の整備や見直しを国へ要望します。

① 使用済自動車の再資源化の促進

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)の円滑な施行のため、関係事業者等と協力して自動車所有者に対し必要な情報を提供します。

引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者に立入検査を行い、使用済自動車の再資源化が安全かつ環境に負荷を与えない方法で行われるよう指導します。

また、解体ヤード^(※1)における盗難自動車等の保管及び解体状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等^(※2)の適正な取扱い及び廃油等廃棄物の適正な処理について、令和 2 年 7 月に施行された埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例に基づき警察と連携しながらその確保を図ります。

(※1) 自動車等の保管又は解体の用に供する施設のうち、塀、垣、柵、コンテナその他これらに類する囲いであって、みだりに人が立ち入るのを防止することができるものが当該施設の周囲に設けられたもの。

(※2) 自動車、原動機付自転車、自転車及び自動車部品。

② 建設廃棄物の再資源化の促進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、解体工事等での分別解体を徹底し、建設廃棄物の再資源化を促進します。

また、適正処理を図るため、建設廃棄物が発生する建設現場への立入検査や一斉パトロール等を実施します。

(3) 彩の国資源循環工場を拠点としたリサイクル向上

先端技術を持ったリサイクル産業が多く集積する彩の国資源循環工場を、各企業が技術力を生かし、適切で安全に運営することで、リサイクルを推進します。併せて、工場見学などを開催し、広く県民の理解を進める取組を進めます。

また、県と住民監視組織との二重チェックのモニタリング調査を実施し、調査結果をホーム

ページ等で公表し、安全・安心を確保します。

(4) セメント原料化による再資源化の促進

県内のセメント工場で、一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰やばいじん、下水処理場で発生する焼却灰や脱水ケーキ、浄水場から発生する浄水発生土等をセメント原料に再生利用することで再資源化と最終処分量の削減を促進します。



セメント原料化による廃棄物の再資源化を行うセメント工場
(太平洋セメント(株)提供)

(5) 農山村バイオマスの利活用の促進

「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画（平成30年2月改訂）」に基づき、家畜排せつ物、食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場等残材、稲わら・麦わら・もみがらなど農山村に広く賦存するバイオマス資源について、再生可能エネルギーも含めた利活用促進を図ります。また、木質バイオマスについては、製材端材、間伐材などから木質ペレットや木材チップを製造し、冷暖房用ボイラーや発電機の燃料として活用する取組などを支援します。

① 家畜排せつ物バイオマスの利用の促進

家畜排せつ物のたい肥化施設の整備を支援するとともに、たい肥の良質化、耕種農家と畜産農家との連携を強化することで、たい肥利用を促進します。

② 農業集落排水施設の汚泥バイオマスの利用の促進

農業集落排水施設の設置者と市町村が連携し、農業集落排水で生じる汚泥をたい肥化するなどのリサイクルを促進します。

③ 木質バイオマスの利用の促進

間伐材や製材工場で排出される端材等を有効利用した木質ペレット生産施設やペレットやチップを燃料とする発電施設・ボイラー等について、排出ガス等に係る環境法令の規制基準や指導基準の遵守の確認・指導を行うとともに、施設の整備を支援し、木質バイオマスの有効利用を促進します。

(6) リサイクル製品の認定

主に県内で発生する廃棄物を原材料に用いた物品で安全性や品質などの基準を満たした製品を県が認定する「彩の国リサイクル製品認定制度」を平成 24 年度に創設しました。製品情報をわかりやすく広報することにより、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図ります。

3 廃棄物エネルギー等の有効活用

(1) 下水処理場から発生する汚泥の持つエネルギーの活用 (★)

[重要課題に掲載]

(2) 一般廃棄物処理施設における発電設備等の導入による熱回収の促進 (★)

[重要課題に掲載]

(3) 産業廃棄物処理におけるエネルギーの有効利用の促進 (★)

[重要課題に掲載]

4 県による率先行動

(1) グリーン購入の推進

購入する物品等は、リサイクル製品などの環境に配慮したものを優先的に購入する「グリーン購入」を率先して進めます。

また、県民、事業者、市町村等にもグリーン購入を呼びかけ推進を図ります。

(2) エコオフィス化の推進

県では、「リサイクル掲示板」を庁内 LAN に設け、備品や消耗品の再利用を推進しています。

ペーパーレス化の推進やコピー用紙の使用枚数の削減などによるオフィスごみの削減を推進します。

庁内から出るごみを極力減らし、出たごみは分別を徹底します。また、廃棄文書の溶解処理やインクカートリッジを再生用に回収する等によるごみのリサイクルを推進します。

(3) 環境に配慮した公共事業の推進

県の建設工事等の実施に当たり、次の事項を実施します。

- ① 建設廃棄物の発生抑制、再資源化を推進する。
- ② 耐久性が高く、再資源化しやすい資材等を選定する。

- ③ 建築物や工作物の解体を伴う場合、PCB 含有機器の有無や石綿含有建材の有無を事前調査し、適正に処理する。

II 廃棄物の適正処理の推進

1 廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導

(1) 排出事業者への指導強化

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。その責任は、廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するというものではないため、排出事業者への立入指導等を強化し廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守の徹底を推進します。

① 事業系一般廃棄物の排出事業者への立入指導等

事業系ごみの排出を抑制するため、市町村等と協働して、ごみの削減、分別の徹底及びリサイクル取組について、事業所への立入指導を強化します。また、関係団体と連携した排出事業者への働き掛けを行います。

市町村及び関係団体と連携し、ごみの展開検査、排出事業者への普及啓発を一斉に行う「事業系ごみ排出削減キャンペーン」を実施します。

② 産業廃棄物の排出事業者への立入指導等

廃棄物処理法に基づく委託基準の遵守、産業廃棄物管理票（マニフェスト）による処理の管理、適正な対価の支払いのほか、分別や減量化も含め、廃棄物の適正処理の徹底を図るよう、家屋解体現場への立入検査や建設廃棄物の排出事業者への指導を強化します。

また、排出事業者の処理責任の知識や認識を高めるため、排出事業者向けの講習会を開催します。産業廃棄物の処理状況を容易に確認することができる電子マニフェストについては県が率先して導入するなど、その普及拡大を促進します。産業廃棄物多量排出事業者報告制度に基づく報告・公表により廃棄物の排出削減を促進します。

(2) 廃棄物処理業者等の適正処理の徹底

排出事業者や廃棄物処理業者に対する立入検査等により廃棄物の適正処理を指導します。

廃棄物処理法に定める委託基準や処理基準等の違反を確認した場合には、口頭又は文書により改善を指導します。

排出事業者や廃棄物処理業者が指導に従わない場合には、改善命令や業務停止・許可の取消し等の行政処分を行うほか、悪質性が高い場合には、警察と連携して対応するなど、不適正処理の防止を徹底します。

(3) 産業廃棄物処理施設への立入指導等

産業廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設の適正な使用・維持管理を指導します。

また、焼却施設や最終処分場等は5年3か月以内に定期検査を行い、構造基準に適合し、設置時同様に適正に稼働できる状態であることを確認します。



最終処分場への立入検査の様子

(4) 一般廃棄物処理施設への立入指導等

ごみ処理施設や最終処分場などの一般廃棄物処理施設に立入検査を行い、適正な施設構造と維持管理の遵守徹底を指導し、一般廃棄物の適正処理を推進します。

許可を受けた焼却施設や最終処分場は5年ごとに定期検査を行い、施設が技術上の基準に適合し、設置時同様に適正に稼働できる状態であることを確認します。

(5) し尿・浄化槽汚泥処理施設への適正指導等

下水道普及率や合併処理浄化槽への転換状況などを踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を推進します。より高度な水処理、汚泥再資源化、広域的な処理について、市町村に情報提供や助言を行います。

(6) 産業廃棄物に関する審査の適正な実施

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可申請について、産業廃棄物の適正処理が推進されるよう審査を適正に行います。また、許可手続きが適正かつ円滑に行われるよう、望ましい事前協議手続のあり方について検討します。

(7) 優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者は、都道府県等の認定を受けることにより産業廃棄物処理業の許可の有効期間の延長などのメリットが得られます。不適正処理を行う処理業者に厳しく対応する一方で、事業透明性の高い処理業者に優良処理業者への認定を促していくためメリットの拡充などを検討し、優良な処理業者による適正な廃棄物処理や法令遵守の向上を推進します。

(8) 産業廃棄物処理施設の適正な施設整備の促進

健全な都市機能を保ちながら産業活動を行えるよう、産業活動や健全な都市機能を維持していく上で必要不可欠な施設である産業廃棄物処理施設について、都市計画上の工業系用途地域への適正な施設の整備を促進します。

2 不法投棄防止対策等の徹底

(1) 不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応

不法投棄等への対策として、「捨て得は絶対に許さない」を基本方針の下、①未然防止、②早期発見、③早期対応を3つの柱とする取組を行います。また、不法投棄の行為者等へは、行政処分や警察への告発などを検討し、厳正に対処します。

① 未然防止の取組

不法投棄の8割を占める建設系廃棄物の排出元である家屋解体現場への立入検査や廃棄物運搬車両の路上検査を行います。また、適正処理講習会の開催や立入検査等により産業廃棄物の排出事業者及び処理業者による適正処理を推進することで、不法投棄の未然防止を図ります。

② 早期発見の取組

不法投棄の通報を24時間受け付ける廃棄物不法投棄110番を設置するとともに、特に監視の目が届きにくい休日の夜間については警備会社による委託、監視パトロールを実施します。また、県内を巡回する業務を行っている民間企業、組合などの団体と協定を結び、不法投棄の情報収集を図ります。

③ 早期対応への取組

市町村職員に産業廃棄物に係る立入調査権を付与する「県職員併任制度」による任命や監視体制の強化を図るため産業廃棄物指導課への警察官の出向や環境管理事務所への警察OBの配置などを行います。

④ 行為者等への指導の強化

不法投棄を確認した場合は、行為者、排出事業者に厳しくその責任を追及するとともに、行為者、排出事業者が不明、行方不明等の場合には、土地所有者にも撤去指導を行います。

また、生活環境の保全に支障が生じるおそれがある場合には、(一社)埼玉県環境産業振興協会、県及び市町村が共同で設置するさいたま環境整備事業推進積立金(通称:けやき積立金)を活用し撤去することを検討します。

(2) 廃棄物対策における広域連携

産業廃棄物の処理は広域的に行われるため、他の自治体と連携して対応する必要があります。そのため、県内外の自治体と協議会等を開催し、情報共有するとともに、広域事案に連携して対応します。

また、広域化、悪質・巧妙化している産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、36の自治体で構成する産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム）と九都県市首脳会議は、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を実施します。

3 有害廃棄物等の適正処理

(1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定められた処分期間までに確実かつ適正に処理しなければなりません。

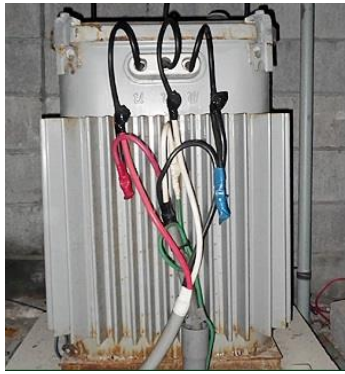
① PCB特措法による処分期間

区 分	廃棄物の種類	処分期間の末日
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー等	令和4年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	令和5年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物	全ての種類	令和9年3月31日まで

県内の事業者が保管する高濃度PCB廃棄物については、平成27年度から変圧器・コンデンサー等の本格的な処理が始まり、平成29年度からは安定器及び汚染物等の本格的な処理が始まりました。PCB廃棄物を保管する事業者に対して、処理を行うまでの間の適正保管を徹底指導するとともに、処分期限までの確実かつ適正な処理を推進します。

② 県内におけるPCB廃棄物及びPCB使用製品の保管状況（平成31年3月31日時点）

高濃度PCB廃棄物				
変圧器	コンデンサー (3kg以上)	コンデンサー (3kg未満)	安定器	その他機器
110台	3,679台	29,122台	89,398個	345台
低濃度PCB廃棄物				
変圧器	コンデンサー	安定器(残部材)	その他機器	
23,664台	3,956台	8,533個	2,127台	



変圧器



コンデンサー



安定器

(2) アスベスト廃棄物の適正処理

アスベスト廃棄物の飛散による健康被害を防止するため、大気汚染防止法、建設リサイクル法に基づく届出のある建築物等の解体工事現場への立入検査を実施し、アスベストの飛散防止対策やアスベスト廃棄物の適正処理等を確認・指導します。

また、建築物等の解体工事業者及び建設工事業者を対象とする講習会を実施し、関係法令等の周知徹底を図ります。

(3) 家庭などから排出される処理困難廃棄物の適正処理

全国で、廃棄されたリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が、可燃性のごみや破碎するごみの中にまぎれ込み、火災の原因となっています。また、DIYの普及などにより一般家庭から排出されたブロック、瓦などが市町村の施設で処理できない場合があり、新たな処理先の確保が必要な廃棄物が生じています。

そのため、県内市町村等と県で構成される埼玉県清掃行政研究協議会において適正処理に向けた検討を行うなど、適正な処理体制の構築を進めます。

また、届出によって産業廃棄物処理施設で一般廃棄物の処理が可能になる廃棄物処理法の特例の周知を図り、地域の産業廃棄物処理施設を活用した処理を促進します。

4 安全・安心な最終処分場の運営・研究

(1) 安全・安心な県営最終処分場の運営

県営最終処分場の「環境整備センター」は、放流水の水質検査結果などの環境調査結果を積極的に公表するなど、引き続き透明性の高い運営を推進します。また、埋立地における漏水検知システムの導入や浸出水を公共下水道で処理するための整備を行うなど、より安全・安心な運営に努めます。

(2) 安全・安心な最終処分場の効率的な運営に資する研究

最終処分場から排出されるガスや浸出水中の汚濁物質を把握するとともに、有害化学物質等の中長期的な挙動予測及び解析を行います。さらに埋立廃棄物の質的・量的な変化にも対応するため、埋立廃棄物の安定化評価方法の提案、及び適正な跡地利用のための対策等、安全・安心な最終処分場の管理・運営に資する研究を進めます。

Ⅲ 災害発生時等のレジリエンス強化

1 災害廃棄物の処理等への体制強化

(1) 災害廃棄物処理計画の策定、災害発生時の業務継続等

万一の発災に備え、災害廃棄物の処理に関する組織体制、連絡手段等の管理体制、飛散流出の防止、処理手順等について定めた実効性のある災害廃棄物処理計画を全市町村が策定するよう支援します。令和2年4月現在50市町村において策定済みであり、未策定市町の策定を促進します。

また、計画の実行性を高めるため、事前準備等による災害発生時等における業務継続性の向上やタイムラインの運用を通じて災害発生時において適時・適切な行動を行えるよう市町村を支援します。

県は、単独市町村では対応しきれない規模の災害が発生した場合において、広域的な処理を円滑に行うための調整機能を主たる役割とします。災害廃棄物対策において非常に重要となる初動対応として、市町村で発生した災害廃棄物量、被害状況、自区内処理の可否等を情報収集し、県域の災害廃棄物発生状況等を把握するとともに、円滑な対応のため関係者間の情報共有に努めます。

(2) 関係団体・事業者との連携強化

市町村等や関係団体と災害廃棄物処理の情報交換を密にし、処理施設や仮置場候補地など処理に必要な情報を共有します。また、研修や図上訓練を通じて、関係機関相互の連携の強化を図ります。

県内市町村等と県で構成される埼玉県清掃行政研究協議会を中心に、(一社)埼玉県環境産業振興協会や埼玉県一般廃棄物連合会などの関係団体と連携した協力体制を構築します。また、国や近隣都県と連携し、災害発生時に被災自治体に人材を速やかに派遣するなど、県域を越えた自治体間の相互支援による協力体制を構築します。

各市町村に発生した災害廃棄物の処理に向け、必要な情報提供や助言を行います。また、支援要請などがあった場合、国や近隣都県等と調整を行うなど、災害廃棄物の円滑な処理に向け、柔軟で実効性のある対応を図ります。

2 施設の活用と処理能力の確保

(1) 産業廃棄物処理施設による災害廃棄物の円滑な処理

廃棄物処理法の改正により、市町村等が一般廃棄物である災害廃棄物の処理を産業廃棄物

処理施設（焼却施設、破碎施設）の設置者に委託できるようになりました。災害廃棄物の円滑な処理の推進のため、市町村等に産業廃棄物処理施設の活用について、情報提供と技術的な助言を行います。

（２）廃棄物処理施設の強靱化

廃棄物処理施設の耐震化、浸水対策として、市町村がごみ処理施設を新設、更新又は改修する際に、情報提供や助言を行い、耐震化や雨水流入対策を促します。

（３）廃棄物処理施設による地域のレジリエンス強化

市町村がごみ処理施設を新設、更新又は改修する際に、情報提供や助言を行い、災害等発生時の地域の災害対策拠点として機能できるよう発電設備等の導入を促します。

廃棄物処理施設の地域のエネルギーセンターとしての機能を強化し、周辺の農地や工場、施設などへ熱や電力の供給を進めます。

廃棄物処理施設を地域に根差し、求められる施設を目指して施設見学や研修会などを開催し、廃棄物処理施設への理解を深めます。

IV 持続可能な廃棄物処理の推進

1 市町村の取組による推進

（１）ごみ処理の広域化の推進

地域において安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制の構築を進めるため、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を推進します。

第 1 次ごみ処理広域化計画策定時において 66 施設あったごみ処理施設は 47 施設に集約され、現在も概ね第 2 次埼玉県ごみ処理広域化計画（平成 20 年 3 月）に基づく 21 ブロックの枠内で集約化に向けたごみ処理施設の更新計画が進められています。広域化・集約化に向けた事業は 10 年前後かかることから、今後 10 年間を目途に現行ブロックを基本として広域化・集約化を進めていきます。

広域化は将来の処理人口を 5 万人以上とした上で、ごみ処理施設を新設する場合には、国が推進する高効率エネルギー回収を促進するため、エネルギー回収率 20%程度を確保する処理能力 150～300t/日程度の施設への集約化を目指し、循環型社会形成推進地域計画の策定や交付金事務手続きの助言等の技術的支援を行います。

(2) 計画的な処理施設の更新

循環型社会を推進しつつ、地球温暖化対策への取組強化や災害時の廃棄物処理システムの維持のためには、エネルギー効率の高い施設への更新等を計画的に進めます。

県内施設は老朽化した効率性の低い施設が稼働していますが、効率性のほか、災害等への強靱性の面においてもごみ処理施設の広域化・集約化と併せて更新を推進します。

また、施設更新に併せ、一般廃棄物会計の導入や廃棄物処理の有料化を検討・具体化し、システムとしての継続性の向上を図ります。

さらに P F I , P P P 等の活用による運営体制の適正化のほか、地域エネルギーセンターとしての活用など、施設価値の最大化を図ります。

(3) ごみ処理会計制度の導入促進、ごみ処理の有料化

一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析を行い、様々な角度から検討することにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるとともに、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、ごみ処理会計制度の導入及び有料化の検討を促進します。

(4) ふれあい収集、戸別収集の促進

家庭ごみなどをごみ集積場所（ステーション）へ運ぶことが困難な高齢者等を支援するため、収集作業員が戸別訪問し、家庭ごみなどを収集する「ふれあい収集」の先進事例を積極的に説明、周知するなど、導入を促進します。

(5) 資源の集団回収の促進

集団回収は、自治会や PTA など地域住民の自主的な活動として各家庭から資源を回収する取組です。集団回収は、資源の有効利用のみならず、ごみの減量、将来を担う子ども達の環境意識の向上、地域のコミュニティ作りにもつながります。各地域において、古紙類や空き缶など、資源となる廃棄物の集団回収を促進するため、先進事例の積極的な紹介などを実施してまいります。

2 事業者の取組による推進

(1) 廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

産業廃棄物処理業界は、循環社会を形成する重要な社会インフラの役割を果たしており、持続的発展のためには変化する社会のニーズに応えることができる環境産業へと飛躍していくことが求められています。

県と（一社）埼玉県環境産業振興協会等が連携し、産業廃棄物処理業界に対する従来の 3 K

(きつい、汚い、危険) から3つのS (スマイル、セイケツ、スタイル) でイメージアップを図るための3 S運動を平成27年度から実施しています。

創意工夫にあふれた「3 S運動」の取組を社内全体で積極的に行っている事業者を3 S運動優秀賞として表彰するなどにより、優秀な人材の確保や育成を促進します。

また、一般廃棄物処理業界は、県民の日常生活には欠かせないエッセンシャルワーカーとして役割を果たしています。県と埼玉県一般廃棄物連合会は連携し、一般廃棄物処理に尽力された方や優秀な取組を表彰するなどにより、優秀な人材の確保や育成を促進します。

(2) AI, IoTの活用による人材不足の解消

少子高齢化や人口減少に伴う労働力人口の減少に対応するため、廃棄物処理工程の高効率化等を目指してAI・IoT等の先端技術の活用を促進します。

ロボットによる廃棄物自動選別の導入により渋沢栄一ビジネス大賞ベンチャースピリット部門特別賞を受賞した廃棄物処理業者もあり、今後より一層の発展が期待されます。



ロボットによる廃棄物自動選別
(株)シタラ興産提供

(3) 廃棄物処理業界の稼ぐ力の向上

太陽光パネルのリユース・リサイクルの体制を確立するため「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」を設置し、官民連携のもと国とも連携した効率的な回収ルートの構築や高度リサイクル施設の整備支援、使用可能なリユース品やガラス等の再生品の需要創出に取り組みます。

今後も協議会において産業廃棄物処理業者、関連事業者、研究機関及び行政機関等から意見を聞き、関係者が連携した処理体制の確立や新たなビジネスの創出に向けて検討を進めます。

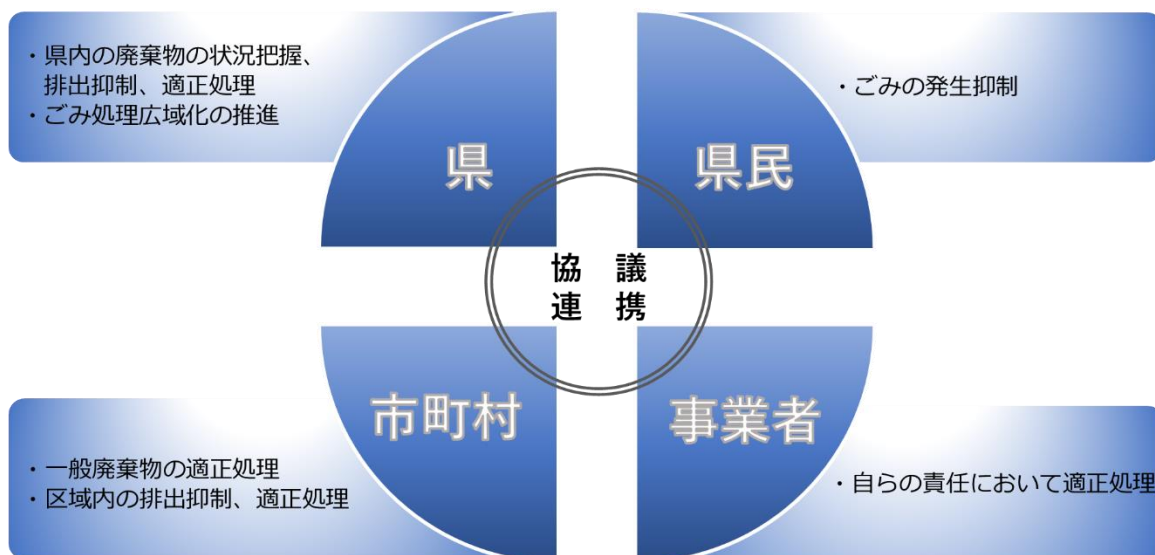
(4) 感染症（新型コロナウイルス等）対策の推進

廃棄物処理は県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務であることから、十分に感染拡大防止策を講じつつ事業の継続を図る必要があります。そこで、廃棄物処理の事業継続のために必要不可欠な資材を支援するとともに、関係者に感染症（新型コロナウイルス等）が発生した場合の廃棄物処理従事者の適切な廃棄物の処理方法、業務継続を行うための措置について周知します。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 役割分担

本計画を推進するために、県民、県、市町村、事業者が、それぞれの立場でそれぞれの役割を果たすことが重要です。さらに相互の協働関係をより一層強化することで、持続可能な循環型社会の構築を図ります。



第2節 本計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るために、毎年度、計画目標に定めた値、排出量、最終処分量等の廃棄物の状況、施策の進行状況等を把握し、計画の進行管理を行います。また、その結果を県のホームページ等に掲載していきます。

参考資料

用語集

石綿

天然の鉱物繊維で、熱や薬品に強く摩耗しにくいなど丈夫なことから建築材料を中心に広く利用された。しかし、中皮腫などの原因になることが明らかとなり、現在は製造や輸入などが禁止されている。法律上は「石綿」と呼ぶが「アスベスト」も同じ意味である。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系ごみ（いわゆる家庭ごみ）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれる。

合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水）をまとめて処理する生活排水処理施設。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川などの公共用水域の汚濁を大幅に軽減する効果がある。

汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生じた泥状のものなどをいう。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをする。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとして規定している。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

家庭等から排出される使用済みのエアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫のリサイクルを促進するため制定された法律で、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けている。

環境整備センター

埼玉県が、廃棄物の処分地を自ら確保することが困難な県内の市町村や中小企業などのために、地元の理解と協力を得て、寄居町に設置及び運営している広域埋立最終処分場。

地元と締結した公害防止協定で厳しい管理基準を設定し、また平成29年から供用を開始した埋立地に漏水検知システムを導入するなど、環境保全対策を第一に考えた運営を行っている。

九都県市

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市のこと。これら都県市の知事、市長から構成される九都県市首脳会議では、廃棄物問題をはじめ、大気の保全や地球温暖化対策など、様々な環境分野において連携して取り組んでいる。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境を考慮して、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入することをいう。

下水汚泥

下水道終末処理場内の水処理施設で、汚水から汚れを沈殿させたもの。下水汚泥は処理場内の汚泥処理施設で濃縮・脱水された後、焼却処分されるが、一部は固形燃料に加工されるなど有効利用されている。

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建設物等の建設工事に伴い排出される特定建設資材の分別及びリサイクルを促進するため制定された法律で、一定規模以上の建設工事受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などが規定されている。

減量化

排出された廃棄物を脱水、焼却等の中間処理を行うことにより減量することをいう。

高濃度PCB廃棄物

①PCB原液が廃棄物となったもの、②PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの重量の割合が0.5%を超えるもの、③PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの重量の割合が5,000mg/kgを超えるもの(橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物等については、PCBの重量の割合が100,000mg/kgを超えるもの)をいう。

小型家電(小型電子機器等)

携帯電話端末、デジタルカメラ、パーソナルコンピュータなどの電気機械器具で、小型家電リサイクル法施行令で定めるものをいう。

小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)

アルミ、貴金属やレアメタルなどを含む使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため制定された法律。国により再資源化事業計画の認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等がある。

ごみ(廃棄物)発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから地球温暖化対策としても注目されている。

災害廃棄物

地震や台風等の災害によって発生する廃棄物をいう。

再使用(リユース)

いったん使用された容器や製品等を再使用すること。例えば、ビールびんや一升びんなどのリターナルびんなどのように製品を提供するための容器等を繰り返し使用することや使用済の機器等をそのまま、若しくは修理等を行った上で再び利用することなど。

最終処分

再資源化又は再生利用されない廃棄物について、埋立等により最終的な処分を行うこと。

再生利用(リサイクル)

廃棄物の全部又は一部を原材料として利用すること。例えば、ガラスを破砕するなどしてガラス原料として利用することや、スチール缶を鋼材の原料とすることなどがあり、マテリアルリサイクル(廃棄物を製品の原材料として再利用すること)ともいわれる。

再生利用率(リサイクル率)

排出量のうち、どれだけ再生利用できたかを表したものをいう。(再生利用率=再生利用量/排出量)

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

埼玉県環境基本計画

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために埼玉県環境基本条例に基づいて策定することが定められているもの。平成8年3月に策定し、以後5年ごとに社会経済情勢の変化や環境状況に的確に対応させるため、改訂を行っている。

彩の国エコぐるめ協力店

食べ残しなどの食品ロスの削減に取り組んでいる飲食店等。小盛り・ハーフサイズの設定などを行っている。

彩の国資源循環工場

寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。現在、第1期事業では7社が立地して事業を展開している。第2期事業では、最終処分場と工場用地を一体的に整備し、環境負荷の削減に寄与する製造施設4社、再資源化施設1社が操業している。

彩の国リサイクル製品認定制度

県内で発生する廃棄物を主な原材料としたリサイクル製品を認定し、その利用を促進する制度。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により定められた20種類（汚泥、廃油、廃プラスチック類等）の廃棄物。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に分類される。

浄水発生土

河川水を取水し、浄水場で浄水処理を行う過程（沈殿池で河川水の濁りを沈殿させる。）で排出される泥のことをいう。

資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

製品の環境配慮設計（軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、使用済製品の自主回収・リサイクル、製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった3Rに関するさまざまな取組を促進することにより、循環経済システムを構築するため制定された法律で、事業者として取り組むべき事項が規定されている。

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車のリサイクルについて、自動車の所有者、関連事業者及び自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めた法律。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。

食品廃棄物

食品製造業、食品流通業、外食産業及び家庭から排出される、調理くず、食べ残し、期限の切れた食品などのこと。

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された法律で、食品関連事業者等が取り組むべき事項が規定されている。

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。事業者から発生する規格外品や販売期限切れ、家庭から発生する食べ残しや食べずに期限切れとなった食品などがある。

3R

循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字をとったもの。

生活系ごみ

生活する過程で発生する廃棄物で、調理くずなどの生ごみ、家具などの粗大ごみ、空きびん、空き缶などの容器包装廃棄物や新聞、雑誌などがある。

生活排水処理施設

主に家庭からの生活排水（し尿及び生活雑排水）を処理する施設の総称。下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などがある。

適正処理困難物等

処理過程で危険なもの、有害なもの、感染の恐れがあるものなど処理上困難を伴うものをいう。

農山村バイオマス

多彩な農林業から発生する家畜排せつ物や稲わら、林地残材など、農山村に広く存在するバイオマスのこと。

バイオマス

間伐材や麦わら、家畜の排せつ物など生物由来の再生可能な有機性資源のこと。

バイオマス発電

木材、動物のふん尿、食品廃棄物など、有機性資源を用いた発電のこと。直接燃焼やメタン発酵などの方法がある。

廃プラスチック類

事業活動に伴い排出された廃プラスチック、廃タイヤ、廃合成繊維などの産業廃棄物をいう。

フードバンク

食品の品質には問題がないが通常の販売が困難な食品などを、食品製造事業者等から引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動のこと。

フードパントリー

ひとり親家庭や生活困窮者等を対象に食品を無償で配布する活動のこと。

フードマイレージ

食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標。この指標を活用することで、なるべく身近なところで食べるといった、環境負荷の小さな食品を選択する取組につなげることができる。

プラスチックごみ

本計画では、事業活動や家庭から排出されたプラスチック製の廃棄物を総称して「プラスチックごみ」と表記した。なお、事業活動に伴い排出された産業廃棄物の場合は「廃プラスチック類」という。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む廃棄物。PCBは、変圧器やコンデンサーなどの電気機器の絶縁

油として使用されていたが、有害であることが判明したため、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、令和9年3月31日までの処分が義務付けられている。なお、期限内処分を実行するため、県・政令市及び事業者の具体的な取組については、「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定めている。

マイバッグ

購買時に持参する買い物袋のこと。レジ袋削減のために買い物袋を利用する「マイバッグ運動」により、資源の有効利用やごみの排出削減など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

マイボトル

外出時に携帯する水筒などのこと。ペットボトルなどの使い捨て容器ごみの削減のために、水筒などを携帯する「マイボトル運動」により、資源の有効利用やごみの排出削減など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

マニフェスト

廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するために作成する書類のこと。産業廃棄物の排出事業者がその処理を処理業者（収集運搬業者、処分業者）に委託する場合、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、最終処分まで確認する義務がある。マニフェストには複写式伝票が一般的である「紙マニフェスト」とマニフェスト情報を電子化した「電子マニフェスト」がある。

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。市町村が分別収集を実施し、分別収集されたものを事業者が再商品化（リサイクル）するという基本的な仕組みが定められている。

レジリエンス

防災や環境分野などで想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さのこと。

循環型社会形成のための法制度と3R政策

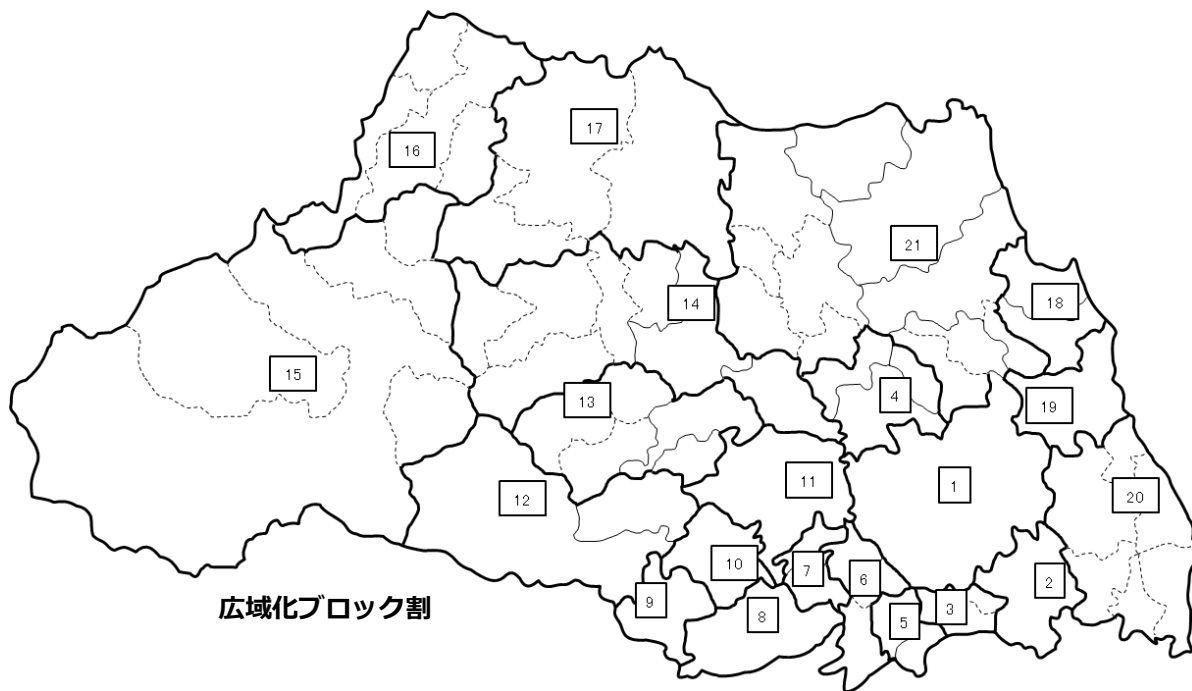
持続的・発展的な経済社会活動を続けていくためには、最終処分場のひっ迫や不適正処理に伴う有害物質の環境への影響、将来的な資源の枯渇といった環境制約と資源制約への適切な対応により、環境と経済が両立した新たな経済システムの構築が急務となっています。

このため国では、平成3年の再生資源利用促進法（改正後は資源有効利用促進法）の施行以来の10数余年にわたる廃棄物の発生抑制（リデュース）、リユース、リサイクルの促進についての経験と施策を踏まえ、法律の整備が体系的に進められています。



廃棄物処理体制及び広域化ブロック

1 広域化ブロック別収集人口及び面積



ブロック	構成市町村・一部事務組合名	平成30年度 収集計画人口		令和12年度 推計人口		面積 (km ²)		
		市町村別	合計	市町村別	合計	市町村別	合計	
ブロック1	さいたま市	1,299,958	1,299,958	1,318,050	1,318,050	217.43	217.43	
ブロック2	川口市	603,093	603,093	596,282	596,282	61.95	61.95	
ブロック3	蕨戸田衛生センター組合	蕨市	75,146	214,529	72,780	225,956	5.11	23.30
		戸田市	139,383		153,176		18.19	
ブロック4	上尾市	228,466	348,605	216,278	330,426	45.51	85.65	
	桶川市	75,387		67,918		25.35		
	伊奈町	44,752		46,230		14.79		
ブロック5	朝霞和光資源循環組合	朝霞市	139,822	222,520	143,979	224,456	18.34	29.38
		和光市	82,698		80,477		11.04	
ブロック6	志木地区衛生組合	志木市	76,225	352,714	75,997	345,549	9.05	51.60
		新座市	165,434		163,772		22.78	
		富士見市	111,055		105,780		19.77	
ブロック7	ふじみ野市	114,240	152,639	116,516	152,915	14.64	29.97	
	三芳町	38,399		36,399		15.33		
ブロック8	所沢市	344,388	344,388	324,100	324,100	72.11	72.11	
ブロック9	入間市	148,452	148,452	135,136	135,136	44.69	44.69	
ブロック10	狭山市	151,817	151,817	136,582	136,582	48.99	48.99	
ブロック11	川越市	352,990	352,990	355,087	355,087	109.13	109.13	
ブロック12	飯能市	79,779	135,921	70,011	120,729	193.05	240.53	
	日高市	56,142		50,718		47.48		

ブロック	構成市町村・一部事務組合名		平成30年度 収集計画人口		令和12年度 推計人口		面積 (km ²)	
			市町村別	合計	市町村別	合計	市町村別	合計
ブロック13	坂戸市		101,227	230,727	94,281	210,775	41.02	158.86
	埼玉西部 環境保全組合	鶴ヶ島市	70,167		66,065		17.65	
		毛呂山町	33,923		30,265		34.07	
		越生町	11,731		9,032		40.39	
		鳩山町	13,679		11,132		25.73	
ブロック14	東松山市		90,216	191,852	88,815	176,360	65.35	319.90
	小川地区衛生組合	滑川町	18,947		19,637		29.68	
		嵐山町	17,984		15,658		29.92	
		小川町	30,186		24,996		60.36	
		ときがわ町	11,315		8,658		55.90	
		東秩父村	2,843		2,035		37.06	
	川島町		20,361		16,561		41.63	
ブロック15	秩父広域 市町村圏組合	秩父市	63,008	100,063	52,111	80,488	577.83	892.62
		横瀬町	8,284		6,677		49.36	
		皆野町	9,799		7,610		63.74	
		長瀬町	7,190		5,588		30.43	
		小鹿野町	11,782		8,502		171.26	
ブロック16	児玉郡市 広域市町村圏組合	本庄市	78,442	134,402	71,356	119,541	89.69	199.68
		美里町	11,228		9,591		33.41	
		神川町	13,646		10,800		47.40	
		上里町	31,086		27,794		29.18	
ブロック17	大里広域 市町村圏組合	熊谷市	197,856	375,471	177,802	340,309	159.82	362.44
		深谷市	143,834		134,471		138.37	
		寄居町	33,781		28,036		64.25	
ブロック18	幸手市		51,482	96,666	44,860	84,158	33.93	63.96
	杉戸町		45,184		39,298		30.03	
ブロック19	春日部市		234,824	234,824	206,692	206,692	66.00	66.00
ブロック20	東埼玉資源環境組 合	草加市	248,519	921,778	237,817	916,174	27.46	183.71
		越谷市	342,401		347,039		60.24	
		八潮市	91,148		87,516		18.02	
		三郷市	137,287		140,545		30.13	
		吉川市	72,752		77,454		31.66	
		松伏町	29,671		25,803		16.20	
ブロック21	彩北広域清掃組 合	行田市	81,522	757,212	68,393	676,402	67.49	535.89
		鴻巣市	118,933		108,237		67.44	
	埼玉中部 環境保全組合	北本市	66,743		58,941		19.82	
		吉見町	19,195		15,101		38.64	
	加須市		113,334		98,709		133.30	
	羽生市		55,092		48,680		58.64	
	久喜宮代衛生組 合	久喜市	153,757		138,536		82.41	
		宮代町	34,151		30,595		15.95	
	蓮田白岡衛生組 合	蓮田市	61,974		56,902		27.28	
		白岡市	52,511		52,308		24.92	

2 ごみ焼却施設整備状況及び整備計画

(1) 整備状況

ブロック	市 町 村 ・ 一 部 事 務 組 合	施設名称	使用開始 年度	処理能力 (t/日)	発電能力 (kW)	備考
ブロック1	さいたま市	クリーンセンター大崎 第二工場	1995 (H7)	450	7,300	
		桜環境センター	2015 (H27)	380	8,500	大崎第一工場(300t/日)廃止、岩槻環境センター(130t/日)廃止
		東部環境センター	1984 (S59)	300	1,700	R6に新施設に更新し、稼働予定(420t/日)
		西部環境センター	1993 (H5)	300	3,600	
				1,430	21,100	
ブロック2	川口市	戸塚環境センター	1989,93 (H1,5)	300	4,400	R10に新施設に更新し、稼働予定(285t/日)
		朝日環境センター	2002 (H14)	420	12,000	
				720	16,400	
ブロック3	蕨戸田衛生センター組合	ごみ処理施設	1992 (H4)	270	1,950	
ブロック4	上尾市	西貝塚環境センター	1997 (H9)	300	2,080	伊奈町内に新施設建設を予定
	伊奈町	クリーンセンター	1989 (H1)	60	0	
	桶川市	ごみ焼却施設	1977 (S52)	240	0	
				600	2,080	
ブロック5	朝霞市	クリーンセンター	1995 (H7)	120	0	和光市内に新施設建設を予定
	和光市	清掃センター	1990 (H2)	120	0	
				240	0	
ブロック6	志木地区 衛生組合	富士見環境センター	1986 (S61)	180	0	
		新座環境センター東工場	1979 (S54)	90	0	
		新座環境センター西工場	1994 (H6)	90	0	
				360	0	
ブロック7	ふじみ野市	ふじみ野市・三芳町 環境センター	2016 (H28)	142	3,200	上福岡清掃センター(180t/日)、大井清掃センター(60t/日)を廃止
ブロック8	所沢市	西部クリーンセンター ごみ焼却施設	1989 (H1)	147	0	
		東部クリーンセンター ごみ焼却施設	2003 (H15)	230	5,000	
				377	5,000	
ブロック9	入間市	総合クリーンセンター	1996 (H8)	150	0	
ブロック10	狭山市	稲荷山センター	1996 (H8)	165	0	

ブロック	市町村・一部事務組合	施設名称	使用開始年度	処理能力 (t/日)	発電能力 (kW)	備考
ブロック11	川越市	東清掃センター焼却施設	1986 (S61)	140	0	
		資源化センター熱回収施設	2010 (H22)	265	4,000	
				405	4,000	
ブロック12	飯能市	クリーンセンター	2017 (H29)	80	830	旧施設 (100t/日) を更新
ブロック13	坂戸市	西清掃センター	1994 (H6)	80	160	
	埼玉西部環境保全組合	高倉クリーンセンター	1995 (H7)	270	0	R4年度までに鳩山町内に更新施設を建設し、稼働予定 (130t/日)
				350	160	
ブロック14	東松山市	クリーンセンター	1977 (S52)	180	0	
	川島町	環境センターごみ処理施設	1979 (S54)	40	0	
	小川地区衛生組合	ごみ焼却場	1976 (S51)	62	0	
				282	0	
ブロック15	秩父広域市町村圏組合	秩父クリーンセンター	1997 (H9)	150	1,400	
ブロック16	児玉郡市広域市町村圏組合	小山川クリーンセンター	2000 (H12)	228	2,400	
ブロック17	大里広域市町村圏組合	熊谷衛生センター第一工場	1980 (S55)	140	0	
		熊谷衛生センター第二工場	1989 (H1)	180	0	
		深谷清掃センター	1992 (H4)	120	0	
		江南清掃センター	1979 (S54)	100	0	
				540	0	
ブロック18	杉戸町	環境センター	1996 (H8)	84	0	
ブロック19	春日部市	豊野環境衛生センター	1994 (H6)	399	3,100	
ブロック20	東埼玉資源環境組合	第一工場ごみ処理施設	1995 (H7)	800	24,000	
		第二工場ごみ処理施設	2016 (H28)	297	9,400	
				1,097	33,400	

ブロック	市 町 村 一 部 事 務 組 合	施設名称	使用開始 年度	処理能力 (t/日)	発電能力 (kW)	備考
ブロック21	彩 北 広 域 清 掃 組 合	小針クリーンセンター	1984 (S59)	204	0	
	埼 玉 中 部 環 境 保 全 組 合	埼玉中部環境センター	1984 (S59)	240	0	
	加 須 市	加須クリーンセンター ごみ焼却施設	1998 (H10)	216	0	
		大和根クリーンセンター ごみ焼却施設	1990 (H2)	40	0	
	羽 生 市	清掃センター	1983 (S58)	80	0	
	久 喜 宮 代 衛 生 組 合	ごみ処理施設	1975, 80 (S50, 55)	150	0	R6に久喜市内に更新施設を 建設し、稼働予定(150t/ 日)
		菖蒲清掃センター焼却施設	1989 (H1)	30	0	
		八甫清掃センターごみ焼却 施設	1988 (S63)	105	0	
	蓮 田 白 岡 生 組 合	ごみ焼却施設	1994 (H6)	270	0	
				1,335	0	

(2) 整備計画

ブロック	市 町 村 一 部 事 務 組 合	施設名称	使用開始 予定年度	処理能力 (t/日)
ブロック1	さ い た ま 市	さいたま市サーマルエネルギー センター	2024 (R6)	420
ブロック2	川 口 市	(仮称) 戸塚環境センター東棟	2028 (R10)	285
ブロック13	埼 玉 西 部 環 境 保 全 組 合	(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設	2022 (R4)	130
ブロック21	久 喜 市	久喜市新たなごみ処理施設	2027 (R9)	150

3 資源化施設整備状況及び整備計画

(1) 整備状況

ブロック	市町村・ 一部事務組合名	施設名	施設	処理対象廃棄物	使用開始 年度
ブロック1	さいたま市	さいたま市クリーンセンター大崎第二工場	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1995 (H7)
		さいたま市西部環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1993 (H5)
		さいたま市東部環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1984 (S59)
		さいたま市桜環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	2015 (H27)
		さいたま市東部リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類	1993 (H5)
		さいたま市桜環境センター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック	2015 (H27)
ブロック2	川口市	川口市戸塚環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	1974 (S49)
		川口市リサイクルプラザ	資源化等を行う施設	紙類 金属類 ガラス類 その他資源ごみ ペットボトル プラスチック 布類	2002 (H14)
ブロック3	蕨戸田衛生センター組合	蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1992 (H4)
		蕨戸田衛生センターリサイクルプラザ	資源化等を行う施設	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック	2002 (H14)
ブロック4	上尾市	上尾市西貝塚環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	1997 (H9)
		上尾市西貝塚環境センター空き缶選別プレス機	資源化等を行う施設	金属類	1996 (H8)
		上尾市西貝塚環境センター内ペットボトル結束機	資源化等を行う施設	ペットボトル 汚泥	2003 (H15)
	桶川市	桶川市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1989 (H1)
		桶川市リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類	1987 (S62)
	伊奈町	伊奈町クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類 ペットボトル プラスチック	1992 (H4)
ブロック5	朝霞市	朝霞市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1984 (S59)
		朝霞市空き缶資源化施設	資源化等を行う施設	金属類	1997 (H9)
		朝霞市プラスチック類処理施設	資源化等を行う施設	ペットボトル プラスチック	2009 (H21)
	和光市	和光市清掃センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ その他 資源ごみ	1990 (H2)
ブロック6	志木地区衛生組合	富士見環境センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	2014 (H26)
		富士見環境センターリサイクルプラザ	資源化等を行う施設	プラスチック	2001 (H13)
		富士見環境センター有価物回収施設	資源化等を行う施設	ガラス類	2014 (H26)
ブロック7	ふじみ野市	ふじみ野市・三芳町環境センター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ プラスチック 不燃ごみ	2016 (H28)
ブロック8	所沢市	所沢市東部クリーンセンターリサイクルプラザ不燃・粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	2003 (H15)
		所沢市東部クリーンセンターリサイクルプラザ資源ごみ処理施設	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類	2003 (H15)
		所沢市東部クリーンセンターリサイクルプラザプラスチック類処理施設	資源化等を行う施設	プラスチック	2003 (H15)
		所沢市西部クリーンセンター容器包装プラスチック処理施設	資源化等を行う施設	プラスチック	2003 (H15)
ブロック9	入間市	入間市総合クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1996 (H8)
		入間市総合クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ	1996 (H8)

ブロック	市町村・ 一部事務組合名	施設名	施設	処理対象廃棄物	使用開始 年度
ブロック10	狭山市	狭山市奥富環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	2007 (H19)
		狭山市奥富環境センター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 不燃ごみ 粗大ごみ その他	2007 (H19)
ブロック11	川越市	川越市東清掃センターリサイクル施設	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル 不燃 ごみ 粗大ごみ その他	1993 (H5)
		川越市資源化センターリサイクル施設	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル 不燃 ごみ 粗大ごみ その他	2010 (H22)
		川越市資源化センター草木類資源 化施設	資源化等を行う施設	剪定枝	2010 (H22)
ブロック12	飯能市	飯能市クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	2017 (H29)
		飯能市クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ 不 燃ごみ その他	2017 (H29)
ブロック13	坂戸市	坂戸市東清掃センター粗大ごみ処 理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1982 (S57)
	埼玉西部 環境保全組合	川角リサイクルプラザ	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ ペットボトル プラスチック 不燃ごみ 粗大ごみ その他	2001 (H13)
ブロック14	東松山市	西本宿不燃物等減容処理場	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル プラ スチック 不燃ごみ 粗大ごみ	1990 (H2)
	川島町	川島町環境センター容器包装処理 施設	資源化等を行う施設	その他資源ごみ ペットボトル プラス チック	2000 (H12)
		川島町環境センター不燃物処理施 設	資源化等を行う施設	ガラス類 その他資源ごみ 不燃ごみ	1979 (S54)
小川地区 衛生組合	小川地区衛生組合不燃物処理場	資源化等を行う施設	紙類 金属類 ガラス類 その他資源ごみ ペッ トボトル プラスチック 布類 不燃ごみ 粗大 ごみ その他	1977 (S52)	
ブロック15	秩父広域 市町村圏組合	秩父広域市町村圏組合秩父環境衛 生センター	資源化等を行う施設	ペットボトル	2006 (H18)
ブロック16	児玉郡市広域 市町村圏組合	児玉郡市広域市町村圏組合立小山 川クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	2000 (H12)
		児玉郡市広域市町村圏組合立小山 川クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル その 他	2000 (H12)
ブロック17	大里広域 市町村圏組合	大里広域市町村圏組合立大里広域 クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル 不燃 ごみ 粗大ごみ	1983 (S58)
ブロック18	幸手市	幸手市ひばりヶ丘桜泉園	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1984 (S59)
	杉戸町	杉戸町リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類	1996 (H8)
ブロック19	春日部市	春日部市クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1992 (H4)
		春日部市資源選別センター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル その 他	1994 (H6)
ブロック20	東埼玉 資源環境組合	堆肥化施設	資源化等を行う施設	剪定枝 その他	1999 (H11)
	草加市	草加市リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ 不 燃ごみ 粗大ごみ	2009 (H21)
	越谷市	越谷市リサイクルプラザ資源化施 設	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 不燃ごみ 粗大ごみ	2006 (H18)
	八潮市	八潮市リサイクルプラザ	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ ペットボトル 不燃ごみ 粗大ごみ	1996 (H8)
	三郷市	三郷市不燃物処理場	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	1985 (S60)
		三郷市不燃物処理場	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 不燃ごみ 粗大ごみ	1985 (S60)
	吉川市	吉川市環境センター粗大ごみ処理 施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	1994 (H6)
松伏町	松伏町中間処理場	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ ペットボトル 不燃ごみ 粗大ごみ	1984 (S59)	

ブロック	市町村・ 一部事務組合名	施設名	施設	処理対象廃棄物	使用開始 年度
ブロック21	行田市	行田市粗大ごみ処理場	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ その他	1981 (S56)
	羽生市	羽生市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1988 (S63)
	蓮田白岡 衛生組合	蓮田白岡衛生組合粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	1994 (H6)
	久喜宮代 衛生組合	久喜宮代清掃センター30t/5h粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ その他	1990 (H2)
		菖蒲清掃センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1989 (H1)
		八甫清掃センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	1989 (H1)
	加須市	加須クリーンセンター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1988 (S63)
加須クリーンセンターペットボトル減容施設		資源化等を行う施設	ペットボトル	2002 (H14)	
埼玉中部 環境保全組合	埼玉中部環境センター（粗大ごみ処理施設）	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1984 (S59)	

(2) 整備計画

ブロック	市町村・ 一部事務組合名	施設名	施設	処理対象 廃棄物	使用開始 予定年度
ブロック1	さいたま市	さいたま市サーマルエネルギーセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみ	2025 (R7)
		さいたま市サーマルエネルギーセンター	資源化等を行う施設	びん、かん	2025 (R7)
ブロック2	川口市	川口市戸塚環境センター	資源化等を行う施設	粗大ごみ	2023 (R5)
ブロック20	三郷市	三郷市一般廃棄物不燃物処理施設	資源化等を行う施設	不燃ごみ びん・かん 粗大ごみ 有害ごみ その他	2024 (R6)
	松伏町	松伏町中間処理施設	資源化等を行う施設	雑介 ピン 金属類 ペットボトル 粗大ごみ	2022 (R4)
ブロック21	久喜市	久喜市新たなごみ処理施設	資源化等を行う施設	粗大ごみ、不燃ごみ等	2027 (R9)

4 最終処分場整備状況及び整備計画

(1) 整備状況

ブロック	市町村・一部事務組合名	施設名	処理対象廃棄物	埋立開始年度
ブロック1	さいたま市	さいたま市うらわフェニックス	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1988 (S63)
		さいたま市環境広場	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、熔融スラグ、破碎ごみ・処理残渣	1996 (H8)
ブロック7	ふじみ野市	ふじみ野市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）	1993 (H5)
	三芳町	三芳町一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
ブロック9	入間市	入間市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
ブロック11	川越市	川越市小畔の里クリーンセンター	その他、破碎ごみ・処理残渣	1989 (H1)
ブロック12	飯能市	飯能市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1990 (H2)
	日高市	日高市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
ブロック13	坂戸市	坂戸市サツキクリーンセンター	破碎ごみ・処理残渣	1994 (H6)
ブロック14	東松山市	西本宿不燃物等埋立地（上流部）	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1997 (H9)
ブロック15	秩父広域市町村圏組合	秩父広域市町村圏組合秩父環境衛生センター	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	1990 (H2)
ブロック17	熊谷市	熊谷市拾六間一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ	1992 (H4)
ブロック18	幸手市	幸手市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）、破碎ごみ・処理残渣	1998 (H10)
ブロック20	東埼玉資源環境組合	第二最終処分場	熔融スラグ	2002 (H14)
	越谷市	越谷市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1990 (H2)
	八潮市	八潮市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
	三郷市	三郷市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1993 (H5)
	吉川市	吉川市環境センター最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1994 (H6)
ブロック21	行田市	行田市長善沼最終処分場	不燃ごみ、その他、破碎ごみ・処理残渣、粗大ごみ	1996 (H8)
	羽生市	羽生市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）、破碎ごみ・処理残渣	1998 (H10)
	加須市	加須クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1995 (H7)

(2) 整備計画

ブロック	市町村・一部事務組合名	施設名	処理対象廃棄物	埋立開始年度
ブロック8	所沢市	（仮称）所沢市第2一般廃棄物最終処分場	焼却残渣、破碎ごみ・破碎残渣	2025 (R7)

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画
(埼玉県食品ロス削減推進計画)

令和3年3月発行

編集・発行／埼玉県環境部資源循環推進課

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

TEL 048-830-3110 (ダイヤルイン)

048-824-2111 (代表)

FAX 048-830-4791

E-mail a3100@pref.saitama.lg.jp



埼玉県のマスコット
コバトン・さいたまっち